

矢巾町高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

矢巾町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
5 日常生活圏域	8
第2章 高齢者を取り巻く状況	9
1 人口・世帯数の状況	11
2 介護保険事業の状況	13
3 高齢者アンケート調査結果の概要	23
4 事業所アンケート調査結果	38
5 現状と課題の整理	44
第3章 計画の基本的考え方	47
1 基本理念	49
2 基本目標	50
3 施策体系	51
第4章 施策の展開	53
基本目標1 健康づくりと社会参加の推進	55
基本目標2 住み慣れた地域で暮らしていくための体制づくりの推進	64
基本目標3 介護保険事業の充実	89
第5章 介護保険事業費と介護保険料の見込み	107
1 介護保険料の算定手順	109
2 高齢者人口の推計	110
3 要介護認定者数の推計	110
4 介護サービスの見込み	111
5 第1号被保険者の保険料基準額の算定	117
第6章 計画の推進、評価、見直し	121
1 計画の推進体制	123
2 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進	124
資料編	125

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 日常生活圏域

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、創設から20年以上が経ち、全国の介護サービスの利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービス提供事業所数も増加し、介護を必要とする高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

しかし、依然として少子高齢化は進んでおり、令和4（2022）年には統計を始めた1899年以降で初めて国内の出生数が80万人を割り込み77万人となりました。合計特殊出生率も1.26と過去最低の水準となり、人口置換水準の2.07を大きく下回り人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。令和7（2025）年には団塊世代が75歳以上となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上になることから、今後は高齢化がさらに進行することが予想されています。

こうした状況を踏まえ、介護保険制度の持続可能性を維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるため、介護サービスの確保だけでなく、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、地域の実情に応じて深化・推進していくことが求められています。

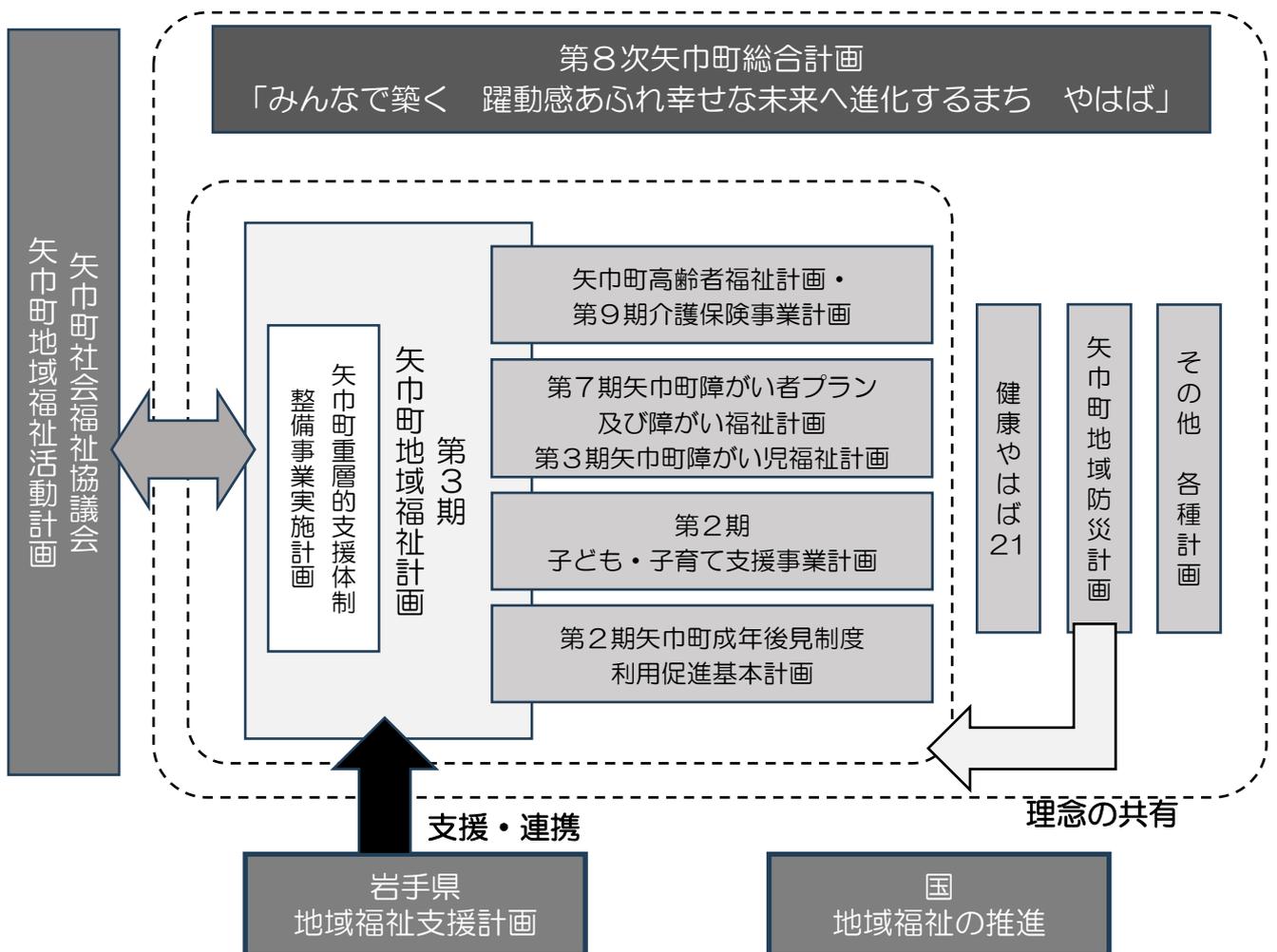
本町では、令和3（2021）年3月に策定した「矢巾町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」において、「誰もが幸福に満ちた地域共生社会の実現」を基本理念として、町全体での地域共生社会の実現を目指して取り組んできました。

令和6（2024）年には、本町の後期高齢者が前期高齢者を上回り、令和17年（2035）年には後期高齢者の割合が総人口の約2割となり、以降も増加していくと予想されています。高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくためには、若い世代による支えだけではなく、高齢者自身ができるだけ健康を維持し、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進していくことの重要性がさらに増しています。

本町では、これまでの地域包括ケアシステムの取組みをさらに進め、高齢者を含めたより多くの町民が地域の中で主体的に活躍する地域包括ケアシステムの深化に向け、中長期的な視野に立って、地域共生社会を目指す『矢巾町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画』を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法及び介護保険法において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められている市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画として策定します。また、本計画は、「矢巾町総合計画」を上位計画とし、本町の各部門における諸計画との整合性を図りながら、矢巾町総合計画基本構想が示すまちの将来像を実現するための具体的な計画とします。



3 計画の期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とし、「市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない」と定められていることから、本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年を第9期計画の計画期間とします。

なお、団塊ジュニアが65歳を迎える令和22年を踏まえ、中長期的な視野に立って地域包括ケアシステムの深化や介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進等を図ることが求められています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
矢巾町総合計画	第7次 (H28~)			第8次 (~R13)			
(基本計画・実施計画)	第7次・後期 (R2~)			第8次・前期			
矢巾町地域福祉計画	第2期 (R2~)			第3期			
重層的支援体制整備事業 実施計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	地域福祉計画に包含 (R6~)			
障がい者プラン及び障がい福祉計画	第6期			第7期		第8期	
障がい児福祉計画	第2期			第3期		第4期	
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第8期			第9期		第10期	
子ども・子育て支援事業計画	第2期 (R2~)			第3期			
矢巾町成年後見制度利用促進基本計画	第1期			第2期		第3期	
矢巾町地域福祉活動計画 (矢巾町社会福祉協議会)	第2期			第3期			
岩手県地域福祉支援計画	第3期 (H31~)			第4期			

4 計画の策定体制

(1) 委員会における検討

本計画の策定に際しては、保健・福祉・医療の関係者や介護サービス提供事業者、学識経験者、一般市民の参画する「矢巾町介護保険事業計画等検討委員会」において、様々な立場から審議及び意見交換を行い、計画案を検討しました。

(2) アンケート調査の実施

ア 本計画を策定するにあたり、本町の高齢者の心身の状況や健康状態、日常生活の状況、介護者の状況、介護保険に関する意見などを伺い、計画づくりの参考資料とし活用することを目的に、以下の内容でアンケート調査を実施しました。

①調査の種類及び対象者

種類	対象者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	介護保険の要介護認定を受けていない65歳以上の方（要介護1～5の方以外）から抽出（1,000人）
在宅介護実態調査	在宅で生活している要介護者の方から抽出（200人）

②調査の実施方法及び期間

種類	実施方法・期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	郵送調査（郵送による配付、郵送による回収）形式 令和5年8月
在宅介護実態調査	

③回収結果

種類	対象者数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,000票	544票	54.4%
在宅介護実態調査	200票	95票	47.5%

イ 本計画を策定するにあたり、町内事業所を対象として事業状況把握のためのアンケート調査を実施しました。

種類	対象事業者数	回収数	回収率
事業状況把握を目的としたアンケート	25件	9件	36%

(3) パブリックコメント

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、令和6年1月22日から令和6年2月23日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施しました。

5 日常生活圏域

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実情に応じた介護サービス基盤の基本単位として設定するものです。特に、地域密着型サービスについては、その特性からサービス量を日常生活圏域ごとに見込むこととされています。

本町における日常生活圏域は、第8期計画と同様に町全体で1圏域として設定します。

第2章 高齢者を取り巻く状況

- 1 人口・世帯数の状況
- 2 介護保険事業の状況
- 3 高齢者アンケート調査結果
- 4 事業所アンケート調査結果
- 5 現状と課題の整理

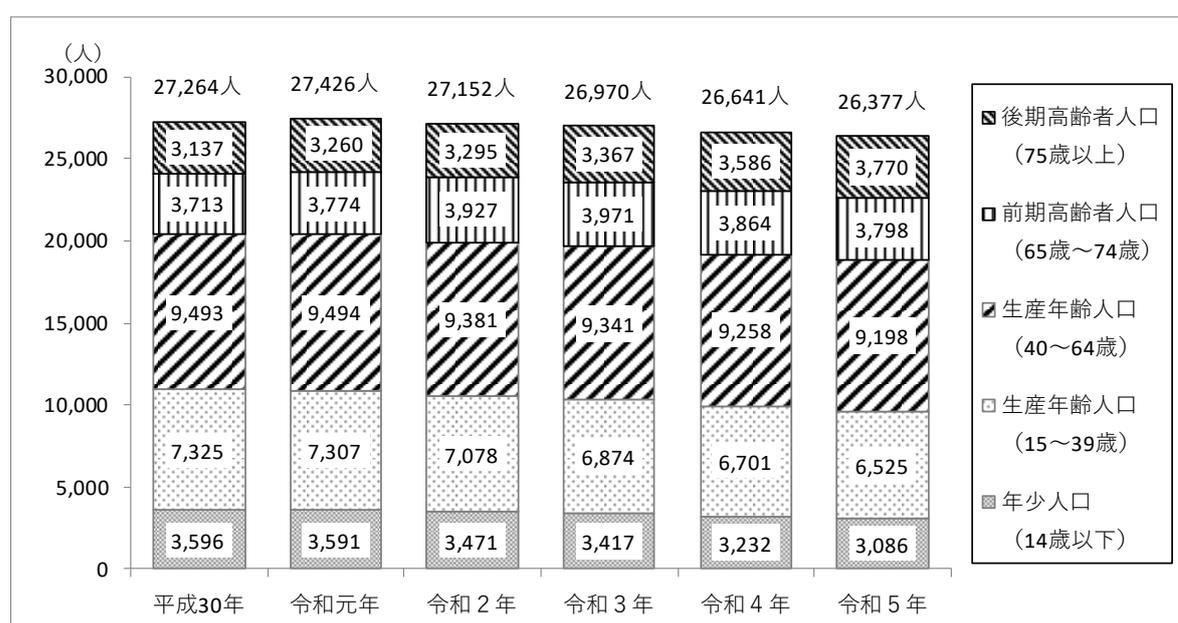
1 人口・世帯数の状況

(1) 総人口の推移

本町の人口の動きをみると、総人口は令和元年以降、減少傾向で推移しており、令和5年10月1日現在で26,377人となっています。

年齢構成をみると、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少しています。高齢者は増加しており、令和5年の高齢化率は28.6%となっています。

【町人口の推移】



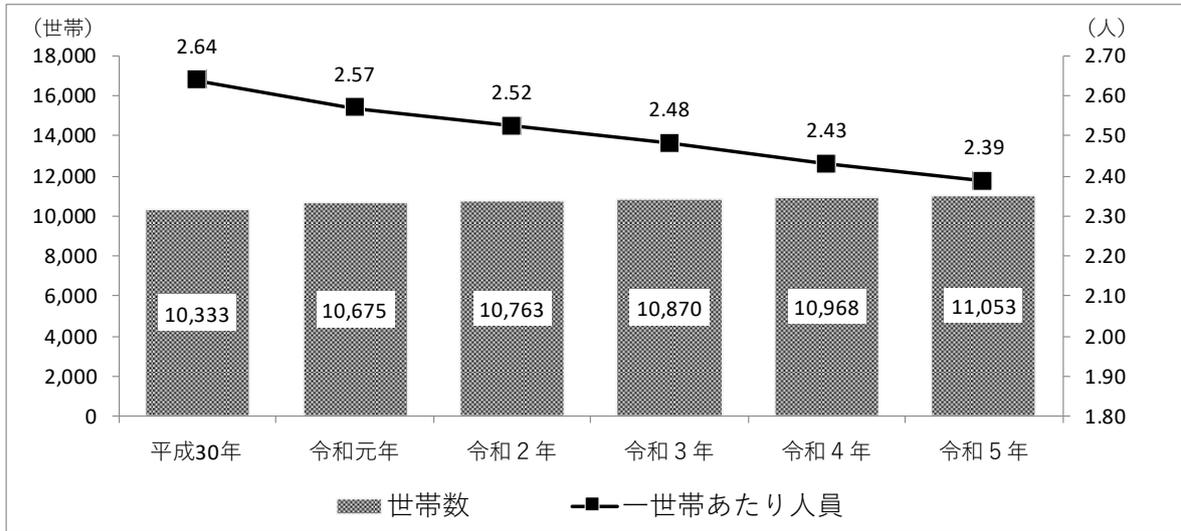
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	27,264人	27,426人	27,152人	26,970人	26,641人	26,377人
年少人口 (14歳以下)	3,596人	3,591人	3,471人	3,417人	3,232人	3,086人
生産年齢人口 (15歳～64歳)	16,818人	16,801人	16,459人	16,215人	15,959人	15,723人
15～39歳	7,325人	7,307人	7,078人	6,874人	6,701人	6,525人
40～64歳	9,493人	9,494人	9,381人	9,341人	9,258人	9,198人
40歳以上人口	16,343人	16,528人	16,603人	16,679人	16,708人	16,766人
40歳以上人口比率	59.9%	60.3%	61.1%	61.8%	62.7%	63.6%
高齢者人口	6,850人	7,034人	7,222人	7,338人	7,450人	7,568人
高齢化率	25.1%	25.6%	26.6%	27.2%	28.0%	28.7%
前期高齢者人口 (65歳～74歳)	3,713人	3,774人	3,927人	3,971人	3,864人	3,798人
前期高齢者比率	13.6%	13.8%	14.5%	14.7%	14.5%	14.4%
後期高齢者人口 (75歳以上)	3,137人	3,260人	3,295人	3,367人	3,586人	3,770人
後期高齢者比率	11.5%	11.9%	12.1%	12.5%	13.5%	14.3%

資料：「住民基本台帳」各年10月1日現在

(2) 世帯数と一世帯あたり人員

本町の世帯数は増加傾向にあり、令和5年現在では11,053世帯となっています。人口は減少傾向にあります。世帯数がわずかに増加傾向にあるため一世帯あたり人員は減少しており、令和5年には一世帯あたり2.39人となっています。

【世帯数の推移】



資料：「住民基本台帳」各年10月1日現在

全世帯及び高齢者のいる世帯は増加しており、全世帯数は5年間で1,082世帯増加し、高齢者のいる世帯は全世帯数の40.0%を占める4,377世帯となっています。高齢者のいる世帯の内訳をみると、同居世帯の構成比は減少傾向にありますが、単身世帯は増加しており、ひとり暮らし高齢者が増加しています。

【高齢者のいる世帯数の推移】

	平成27年	令和2年
全世帯	9,874世帯	10,956世帯
高齢者のいる世帯	3,889世帯	4,377世帯
(全世帯数比)	39.4%	40.0%
単身世帯	575世帯	755世帯
(全世帯数比)	5.8%	6.9%
夫婦世帯(夫婦ともに65歳以上)	662世帯	900世帯
(全世帯数比)	6.7%	8.2%
同居世帯	2,652世帯	2,722世帯
(全世帯数比)	26.7%	24.8%

資料：「国勢調査」各年10月1日現在

2 介護保険事業の状況

(1) 第1号被保険者

本町の第1号被保険者数は増加を続け、令和5年には7,535人と前年に比べ123人増加しています。

平成30年からは総人口に占める第1号被保険者の割合が25%を超え、令和5年には28.6%と過去最高となっています。

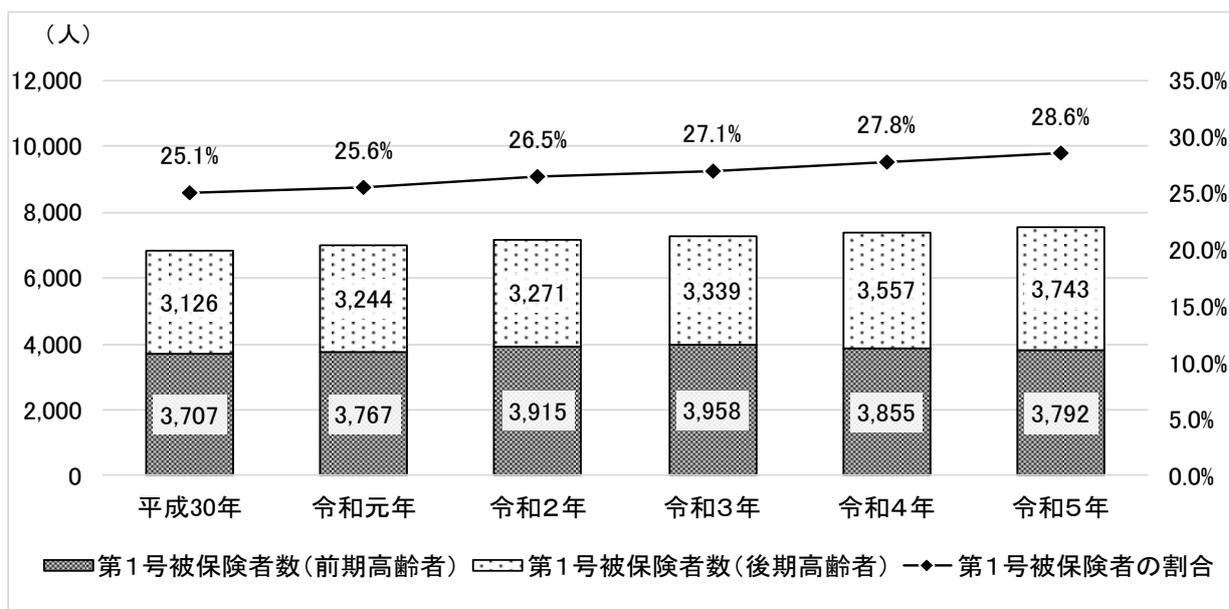
【第1号被保険者の推移】

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第1号被保険者数	6,833	7,011	7,186	7,297	7,412	7,535
前期高齢者(65歳～74歳)	3,707	3,767	3,915	3,958	3,855	3,792
前期高齢者の占める割合	54.3%	53.7%	54.5%	54.2%	52.0%	50.3%
後期高齢者(75歳以上)	3,126	3,244	3,271	3,339	3,557	3,743
後期高齢者の占める割合	45.7%	46.3%	45.5%	45.8%	48.0%	49.7%
総人口	27,264	27,426	27,152	26,970	26,641	26,377
第1号被保険者の割合	25.1%	25.6%	26.5%	27.1%	27.8%	28.6%

資料：「介護保険事業状況報告」各年10月1日、「住民基本台帳」各年10月1日

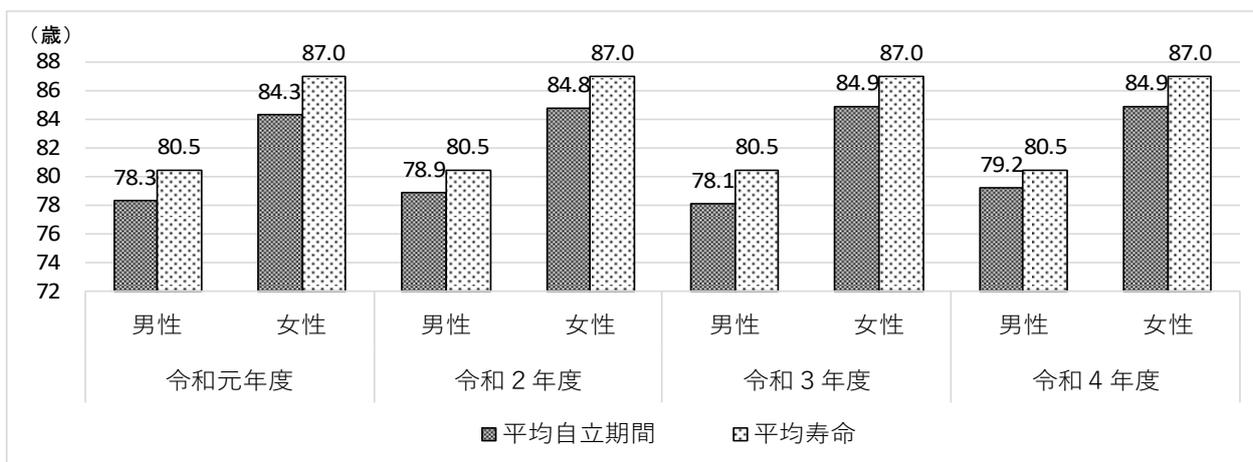
※小数点以下の端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。



(2) 平均自立期間

本町の平均自立期間（要介護 2 以上を介護を要する状態とみなした場合）をみると、男女ともに、わずかに上昇傾向で推移しており、令和4年度では男性 79.2 歳、女性 84.9 歳となっています。平均寿命との差をみると、令和4年度で男性 1.3 歳、女性 2.1 歳となっています。

【平均自立期間の推移】



資料：国保データベースシステム

(3) 要支援・要介護認定者数

第1号被保険者数の増加に伴い、認定者数も増加していますが、全体の認定率をみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和5年には16.6%となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

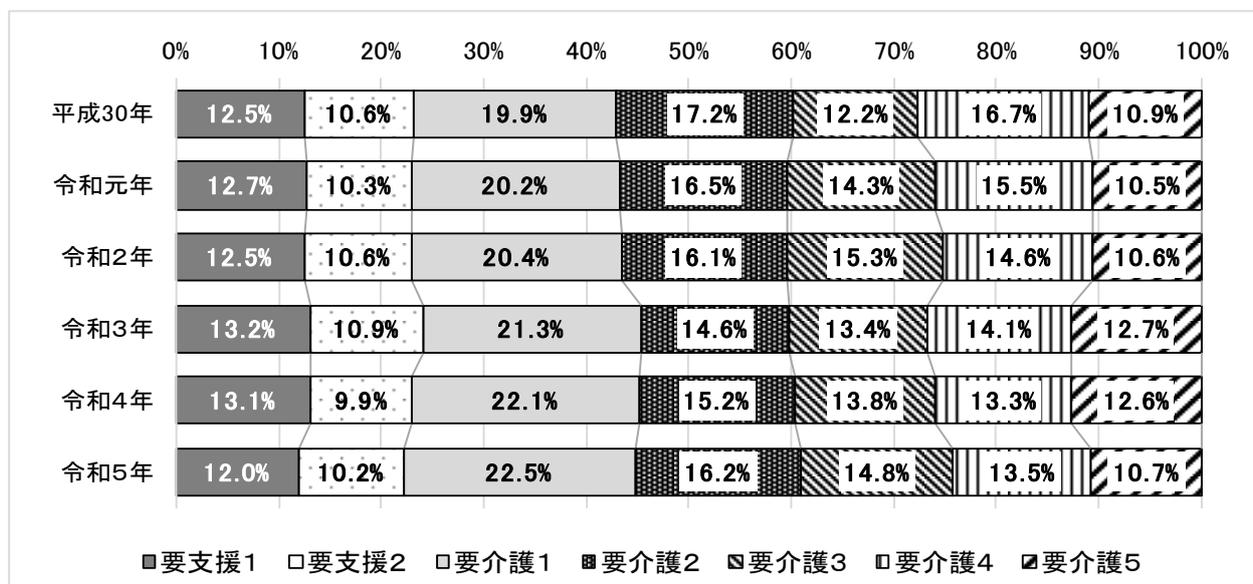
(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第1号被保険者	6,833	7,011	7,186	7,297	7,412	7,535
要支援・要介護認定者数	1,128	1,164	1,194	1,223	1,220	1,251
認定率	16.5%	16.6%	16.6%	16.8%	16.5%	16.6%

資料：「介護保険事業状況報告」各年10月1日現在

要支援・要介護度分布に占める状況をみると、軽度（要支援1～要介護1）は平成30年が43.0%、令和5年が44.7%、中度（要介護2・3）は平成30年が29.4%、令和5年が31.0%、重度（要介護4・5）は平成30年が27.6%、令和5年が24.2%となっており、重度が比較的減少しています。

【要支援・要介護度分布の状況】



資料：「介護保険事業状況報告」各年10月1日現在

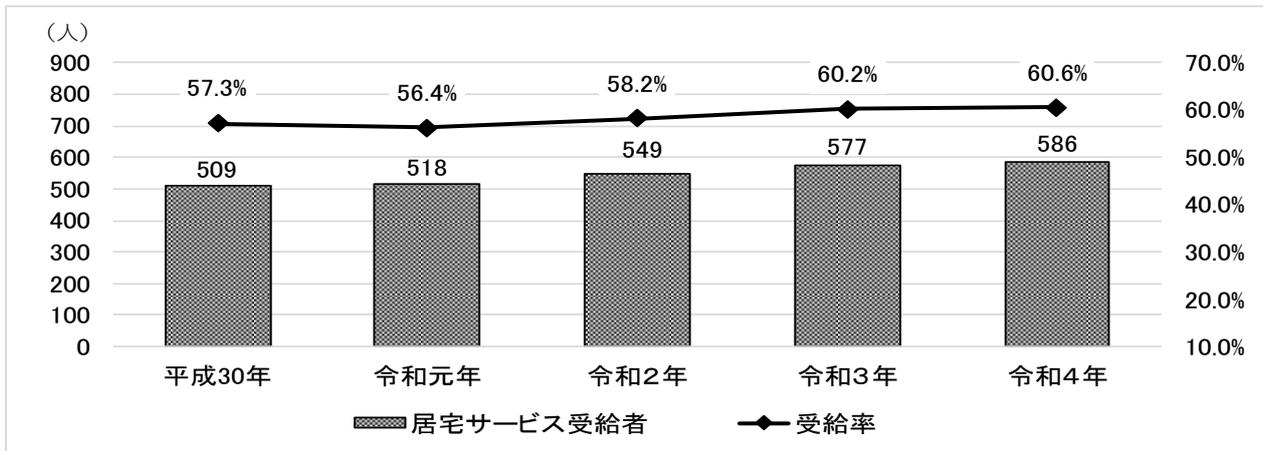
(4) 介護保険サービスの利用状況

※各サービスの種類の詳細は本計画 89～101 ページを参照

①居宅サービス（介護給付）の利用状況

要介護1から5の居宅サービスの利用状況について、受給者（利用者）数は増加傾向にあり、令和4年には586人となっています。また、認定者数に占めるサービス受給者を示す受給率は、令和元年以降、やや増加しています。

■居宅サービスの利用状況

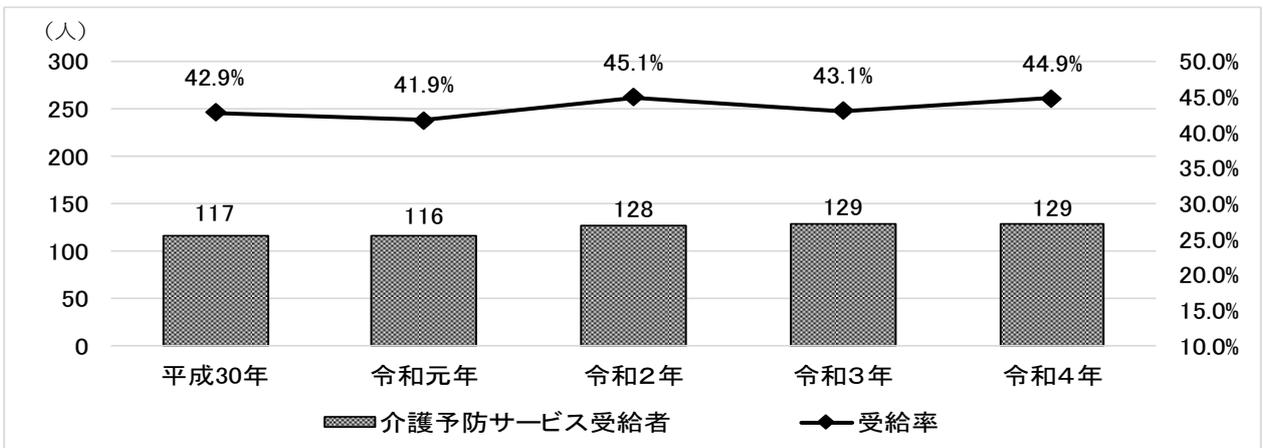


資料：介護保険事業状況報告（認定者は9月末、受給者は9月利用分）

②介護予防サービスの利用状況

要支援1及び2の介護予防サービスの利用状況について、受給者（利用者）数は令和2年以降ほぼ横ばいで推移しており、令和4年には129人となっています。また、受給率は令和4年に44.9%となっています。

■介護予防サービスの利用状況

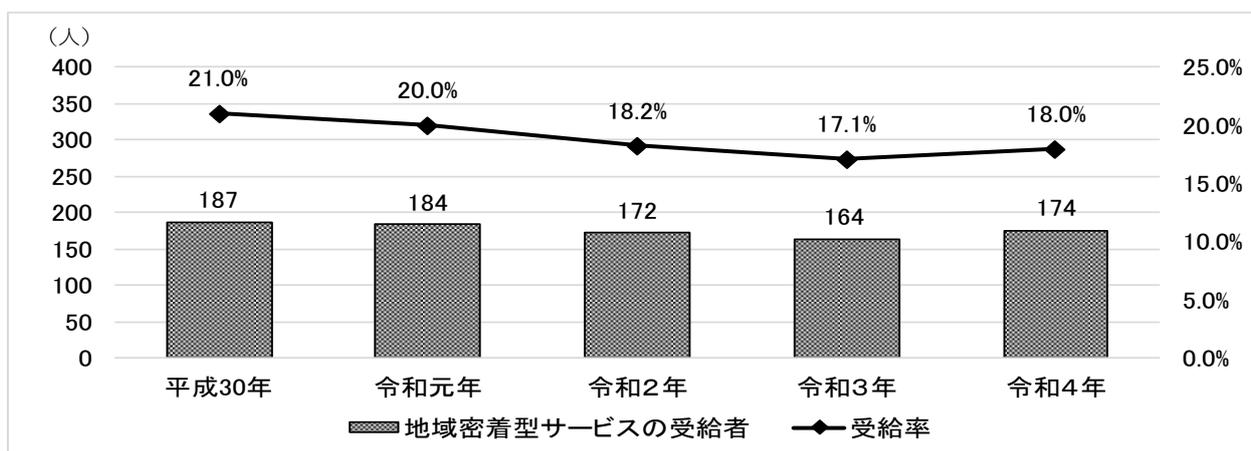


資料：介護保険事業状況報告（認定者は9月末、受給者は9月利用分）

③地域密着型サービスの利用状況

地域密着型サービスの利用状況について、受給者（利用者）数は令和3年までは減少傾向にありましたが、令和4年には増加に転じ174人となっています。また、受給率は令和4年に18.0%となっています。

■地域密着型サービスの利用状況

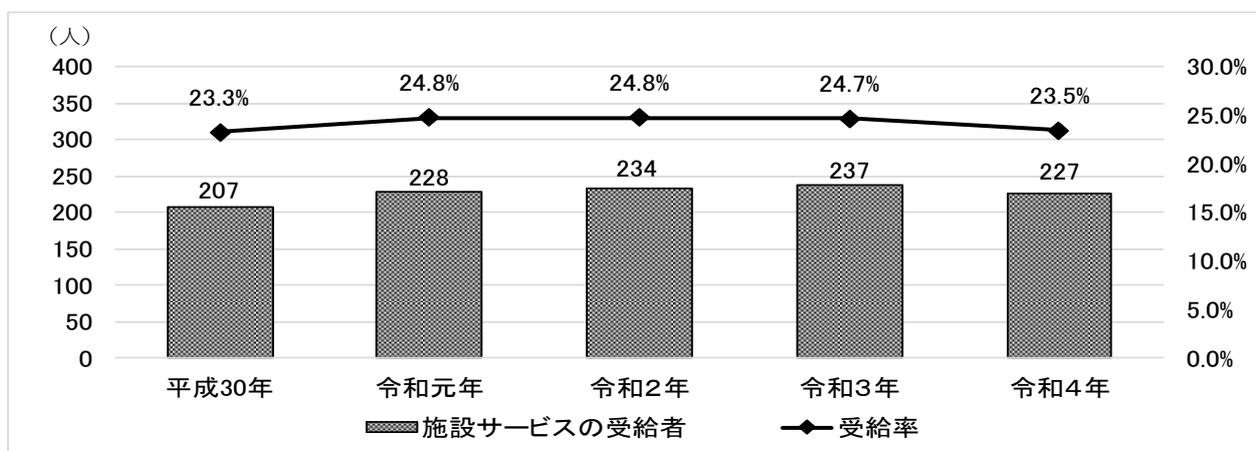


資料：介護保険事業状況報告（認定者は9月末、受給者は9月利用分）

④施設サービスの利用状況

施設サービスの利用状況について、受給者（利用者）数は令和3年までは増加傾向にありましたが、令和4年にはやや減少し227人となっています。また、受給率は令和4年にやや下がり23.5%となっています。

■施設サービスの利用状況



資料：介護保険事業状況報告（認定者は9月末、受給者は9月利用分）

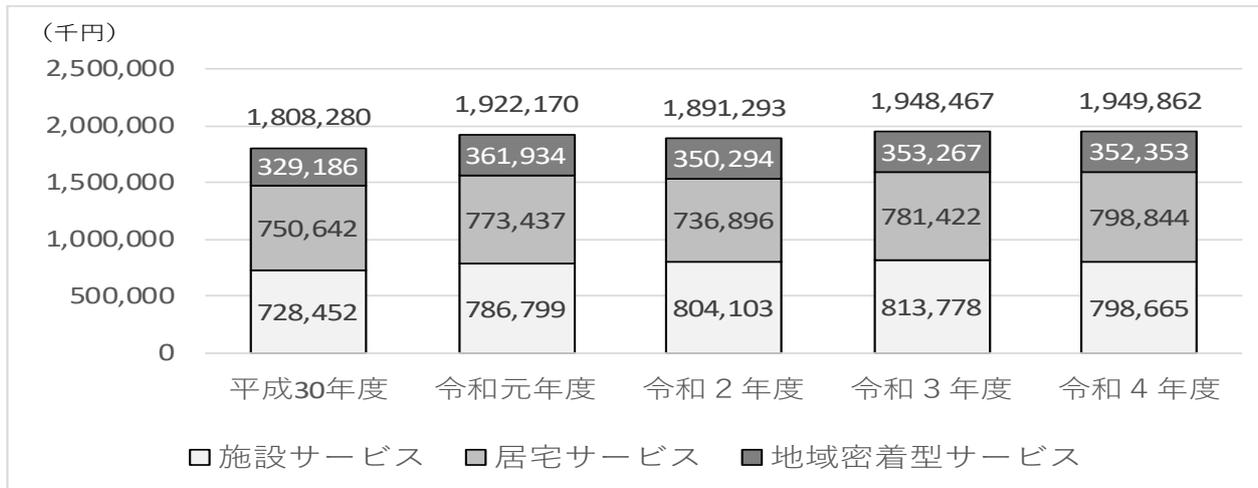
(5) 介護給付費の推移

①介護給付費

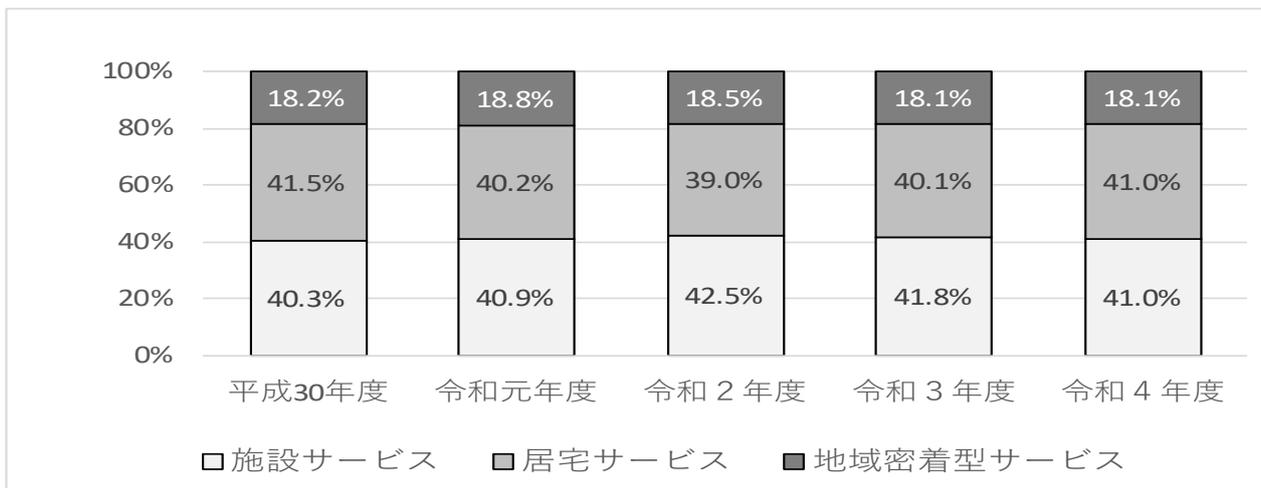
介護給付費の推移をみると、令和2年度から令和4年度にかけて、わずかに増加しています。

介護給付費の構成比をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

【介護給付費の推移】



【介護給付費構成比の推移】

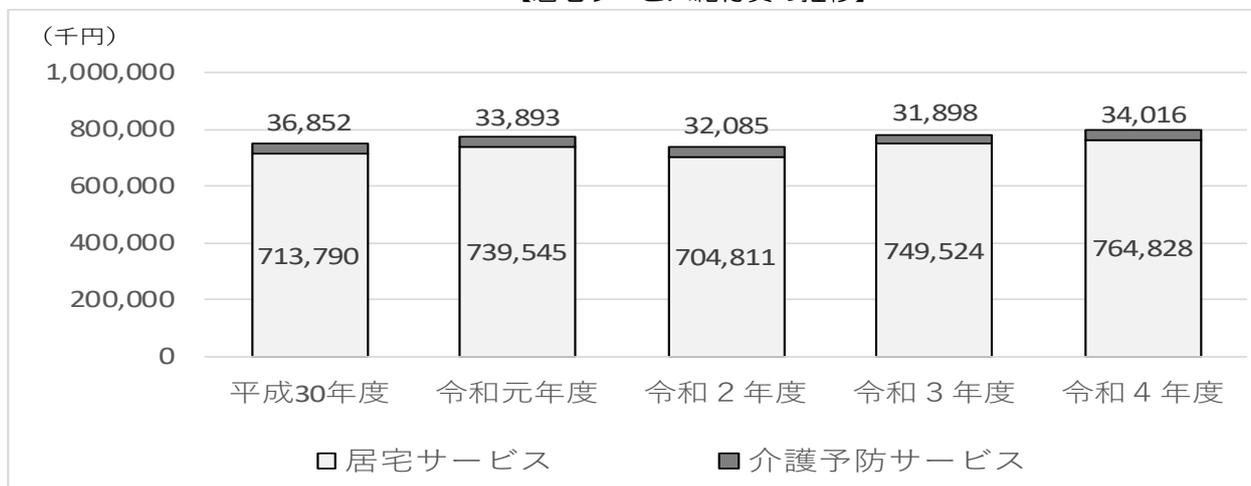


資料：地域包括ケア「見える化」システム

②居宅サービス給付費

居宅サービス給付費の推移をみると、平成30年度以降、増加傾向にあります。

【居宅サービス給付費の推移】

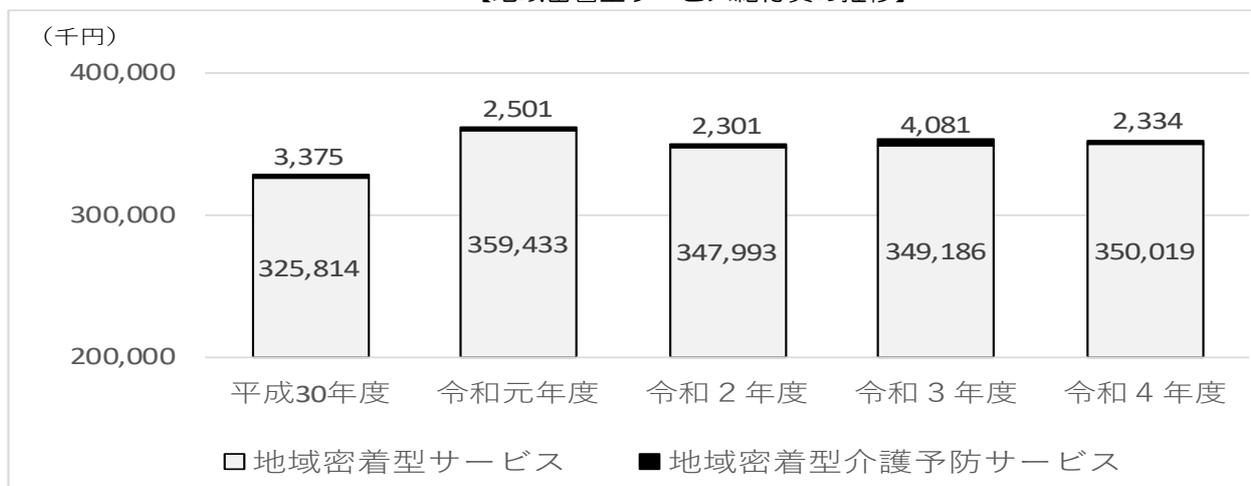


資料：地域包括ケア「見える化」システム

③地域密着型サービス給付費

地域密着型サービス給付費の推移をみると、地域密着型介護予防サービス（予防給付）は、令和3年度に増加して令和4年度に減少していますが、地域密着型サービス（介護給付）は、令和2年度以降、わずかに増加傾向にあります。

【地域密着型サービス給付費の推移】



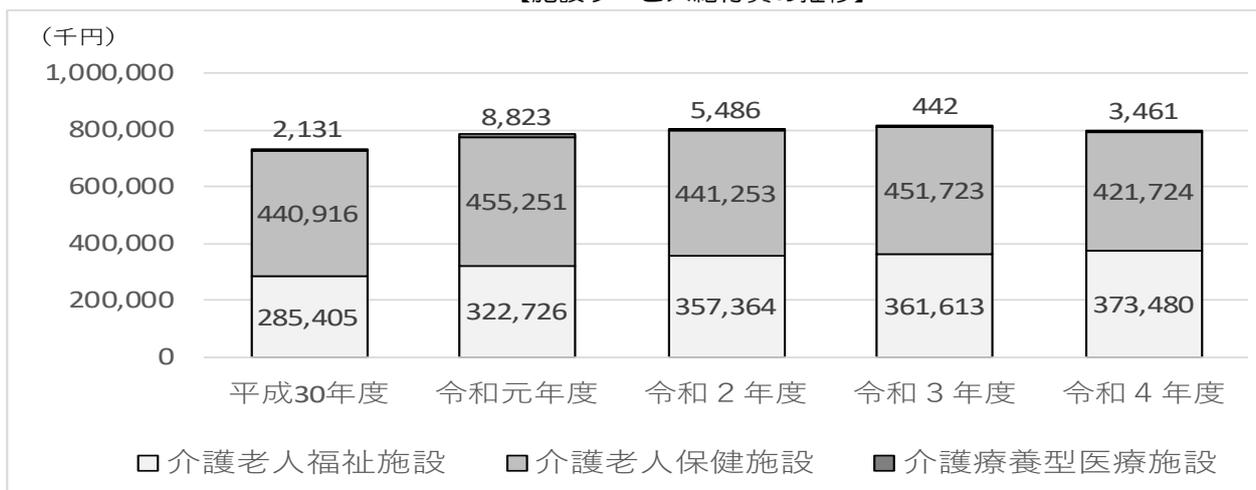
資料：地域包括ケア「見える化」システム

④施設サービス給付費

施設サービスの給付費は、平成30年度から令和3年度にかけて増加していましたが、新型コロナウイルス感染症に伴う影響が、特に介護老人保健施設にあり、令和3年度から令和4年度にかけて減少しています。

施設サービスの中では介護老人保健施設の給付が半数以上となっています。

【施設サービス給付費の推移】



資料：「介護保険事業状況報告」

(6) 第8期介護保険事業費の計画値と実績値

第8期介護保険事業費の計画値と実績値を比較すると、100%前後の利用となっておりますが、施設サービスは計画値の9割程度で推移しています。また、地域密着型サービスも計画値よりやや少なくなっています。

また、給付費以外の費用では、高額医療合算介護サービス費等給付額が計画値より3割以上高くなっています。

※各サービスの種類の詳細は本計画 89～101 ページを参照

■サービス給付費

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度
居宅サービス	計画値	746,202	794,012
	実績値	749,524	764,828
	対計画比	100.4%	96.3%
介護予防サービス	計画値	31,118	32,083
	実績値	31,898	34,016
	対計画比	102.5%	106.0%
地域密着型サービス	計画値	355,932	372,697
	実績値	349,186	350,019
	対計画比	98.1%	93.9%
介護予防地域密着型サービス	計画値	2,208	2,209
	実績値	4,081	2,334
	対計画比	184.8%	105.7%
施設サービス	計画値	884,514	885,007
	実績値	813,778	798,665
	対計画比	92.0%	90.2%
居宅介護支援	計画値	90,854	96,026
	実績値	98,953	99,270
	対計画比	108.9%	103.4%
介護予防支援	計画値	6,331	6,549
	実績値	6,528	6,780
	対計画比	103.1%	103.5%

■給付費以外の費用

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度
特定入所者介護サービス等給付額	計画値	65,956	62,578
	実績値	73,216	63,900
	対計画比	111.0%	102.1%
高額介護サービス費等給付額	計画値	45,779	46,969
	実績値	49,665	50,310
	対計画比	108.5%	107.1%
高額医療合算介護サービス等給付費	計画値	3,842	3,954
	実績値	5,828	5,236
	対計画比	151.7%	132.4%
審査・支払手数料	計画値	2,102	2,163
	実績値	2,077	1,973
	対計画比	98.8%	91.2%

3 高齢者アンケート調査結果

本計画の策定に向け、高齢者の方を対象に生活状況や支援サービスの必要性等を把握するための基礎調査として、令和5年8月にアンケート調査を実施しました。

対象	配付数	有効回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,000 票	544 票	54.4%
在宅介護実態調査	200 票	95 票	47.5%

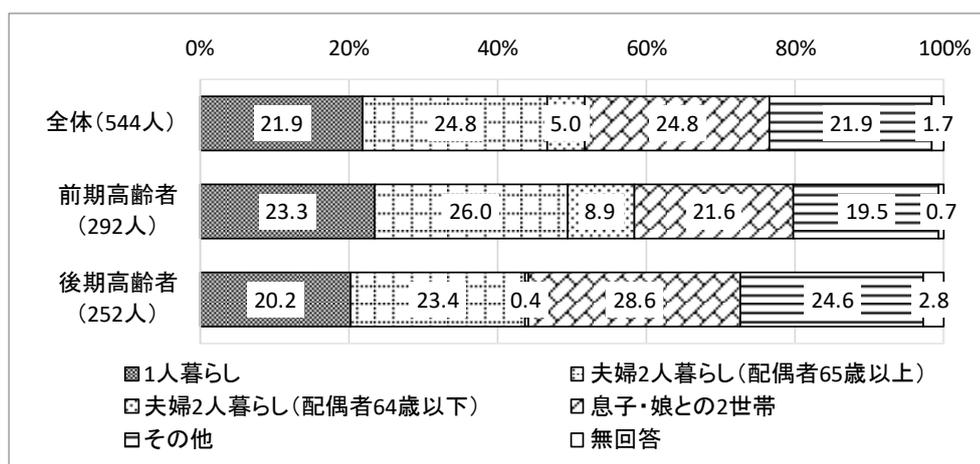
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

①対象者プロフィール

■家族構成

家族構成をみると、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」と「息子・娘との2世帯」がともに24.8%と最も多くなっています。

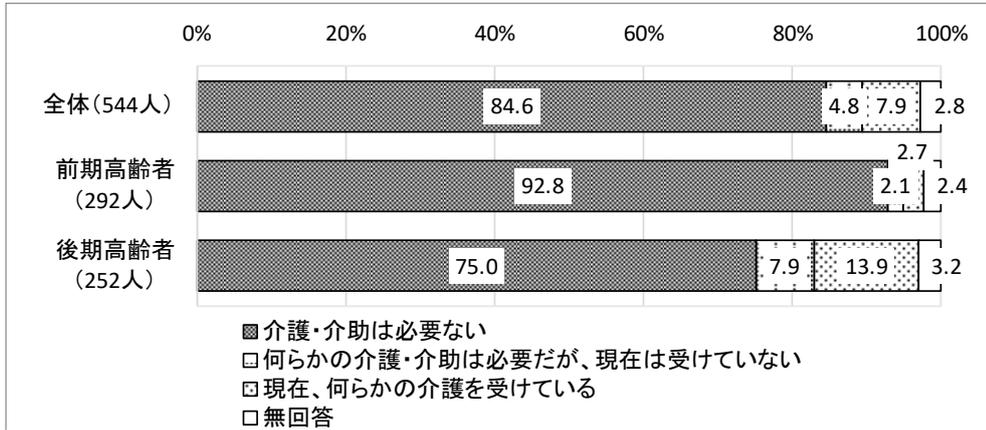
後期高齢者では「息子・娘との2世帯」がやや多くなっています。



■介護・介助の状況

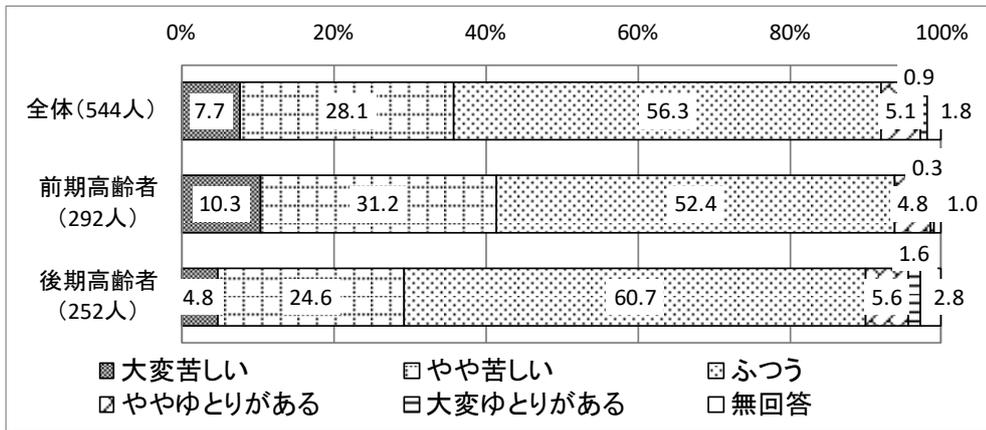
日常生活での介護・介助の状況をみると、「介護・介助は必要ない」が84.6%と8割以上の割合となっています。

後期高齢者では、「介護・介助は必要ない」が75.0%と少なく、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が7.9%、「現在、何らかの介護を受けている」が13.9%となっています。



■経済状況

現在の経済状況をみると、「ふつう」が56.3%と半数以上を占めていますが、『苦しい』（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）も35.8%と少なくありません。



②助け合いについて

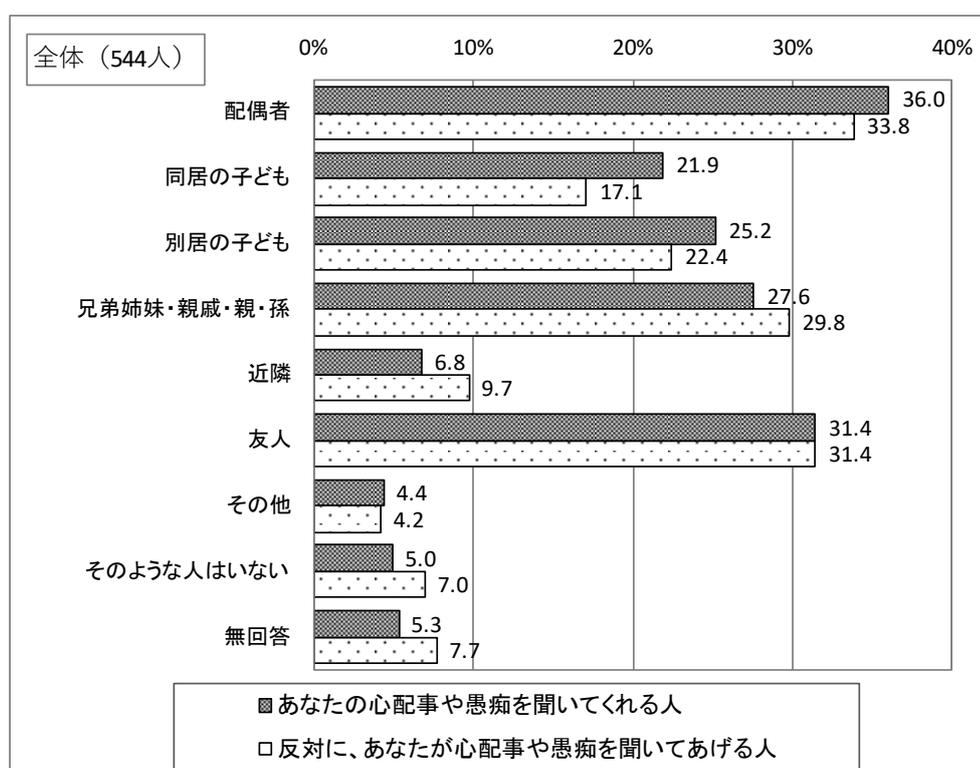
■あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人

心配事や愚痴を聞いてくれる人をみると、「配偶者」が36.0%と最も多く、次いで「友人」が31.4%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が27.6%、「別居の子ども」が25.2%と続いています。

「そのような人はいない」は5.0%となっています。

■反対に、あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人

心配事や愚痴を聞いてあげる人をみると、「配偶者」が33.8%と最も多く、次いで「友人」が31.4%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が29.8%、「別居の子ども」が22.4%と続いています。



③病気の際の看病や世話

■あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人

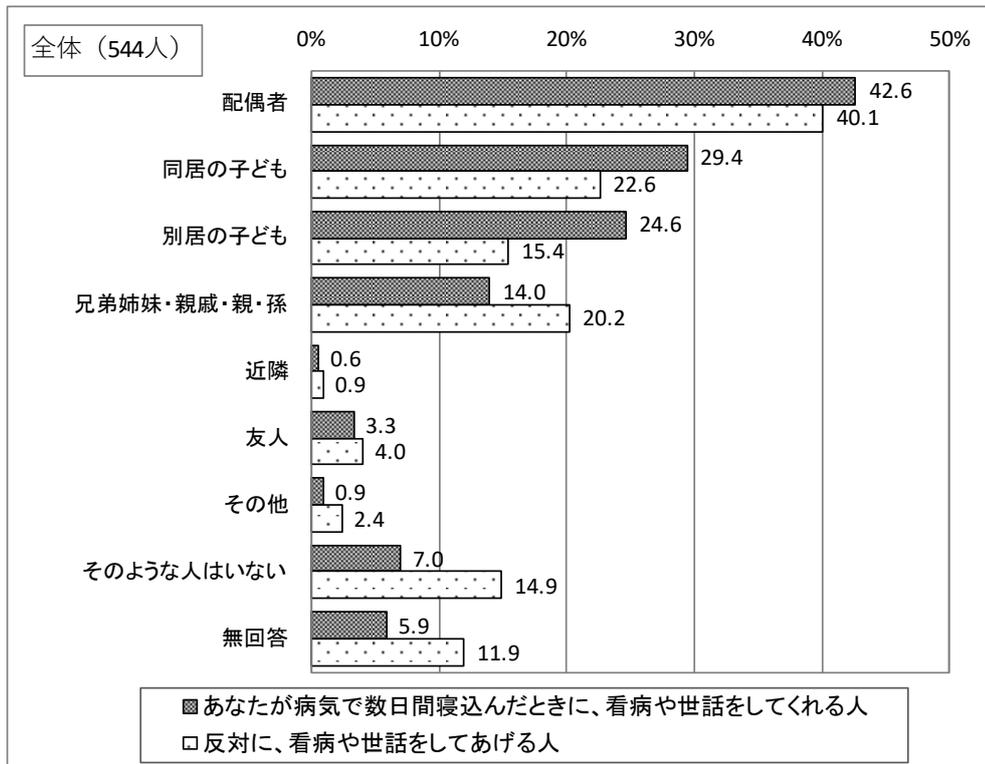
看病や世話をしてくれる人を見ると、「配偶者」が42.6%と4割以上を占めて最も多くなっており、次いで「同居の子ども」が29.4%、「別居の子ども」が24.6%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が14.0%と続いています。

「そのような人はいない」は7.0%となっています。

■反対に、看病や世話をしてあげる人

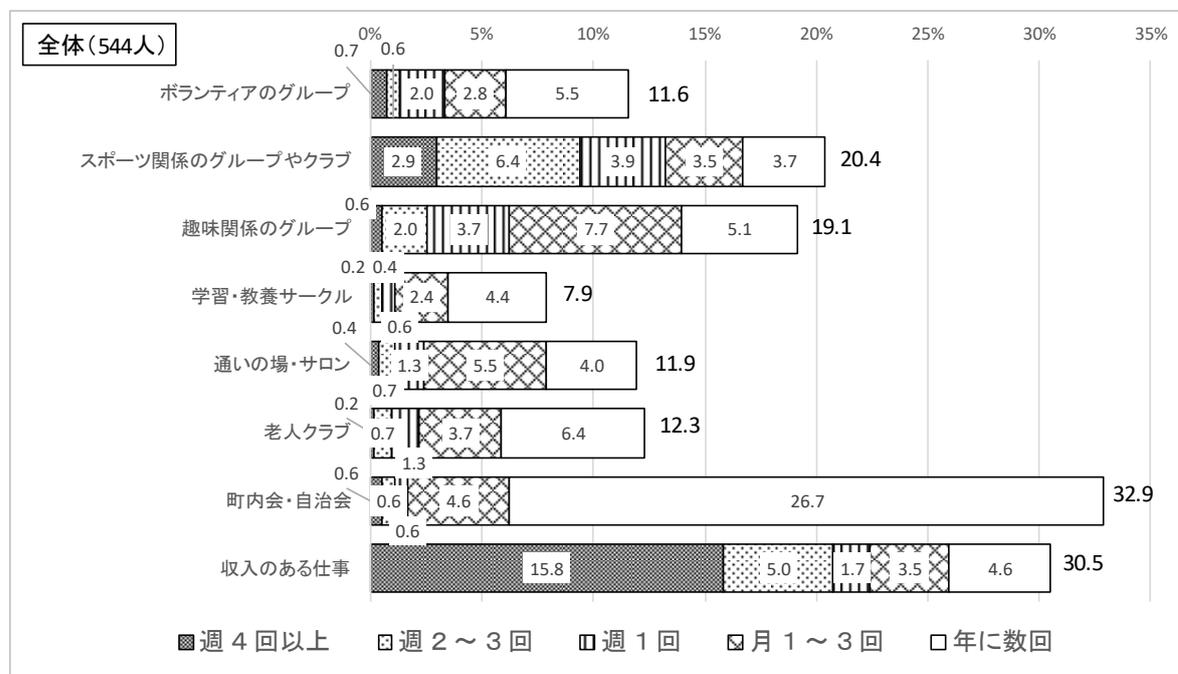
看病や世話をしてあげる人を見ると、「配偶者」が40.1%と最も多くなっており、次いで「同居の子ども」が22.6%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が20.2%、「別居の子ども」が15.4%と続いています。

“看病や世話をしてあげる人”では、“看病や世話をしてくれる人”に比べ「兄弟姉妹・親戚・親・孫」の割合が高くなっているのが特徴となっています。



④地域活動の参加状況

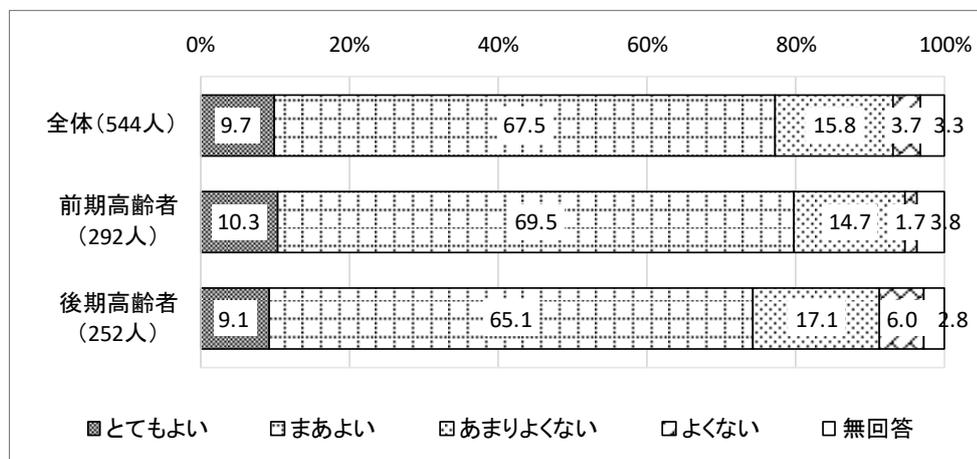
地域での活動の参加状況をみると、「町内会・自治会」が年に数回以上でも参加している人は32.9%で最も多くなっています。次いで多いのは「収入のある仕事」となっています。



⑤健康状態

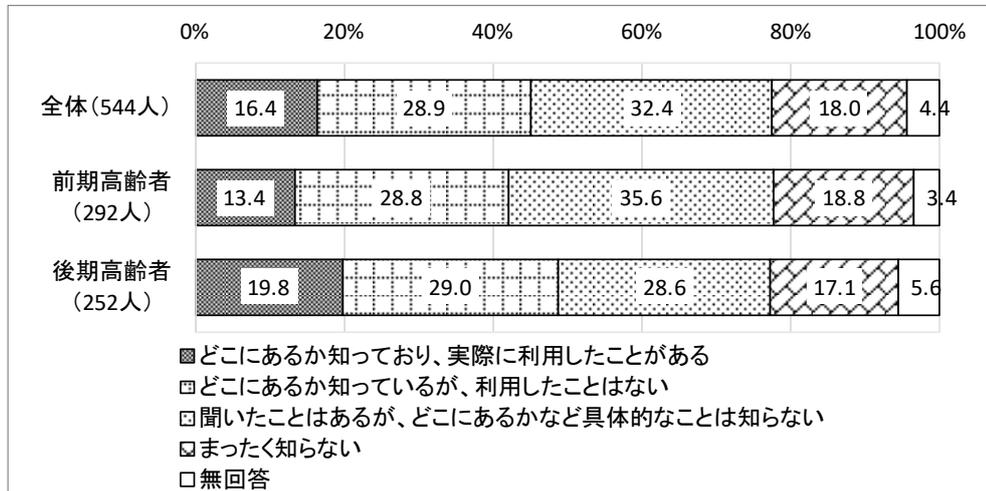
現在の健康状態をみると、「まあよい」が67.5%を占めており、「とてもよい」と合わせた『健康状態はよい』は77.2%と8割近くになっています。

一方、『健康状態はよくない』（「あまりよくない」と「よくない」の合計）は19.5%となっています。



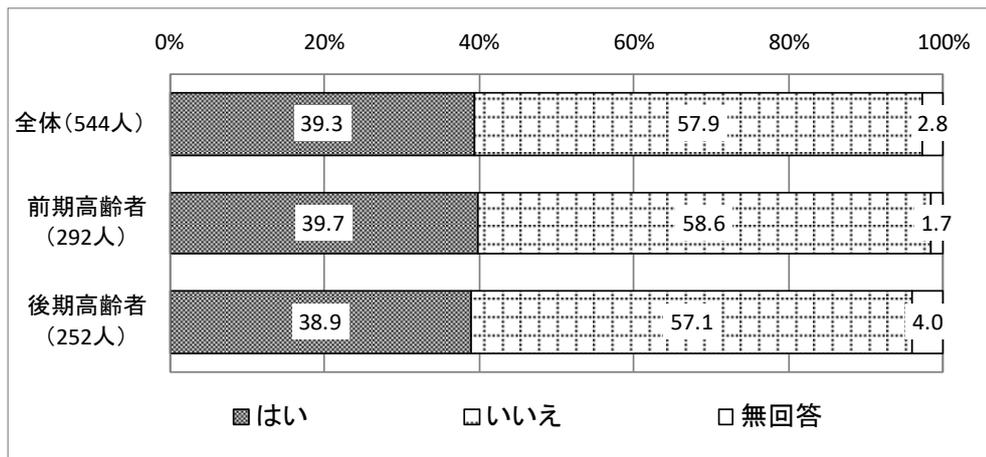
⑥地域包括支援センターの認知度

「地域包括支援センター」の認知度については、「聞いたことはあるが、どこにあるかなど具体的なことは知らない」が32.4%で最も多くなっています。



⑦認知症に関する相談窓口の認知度

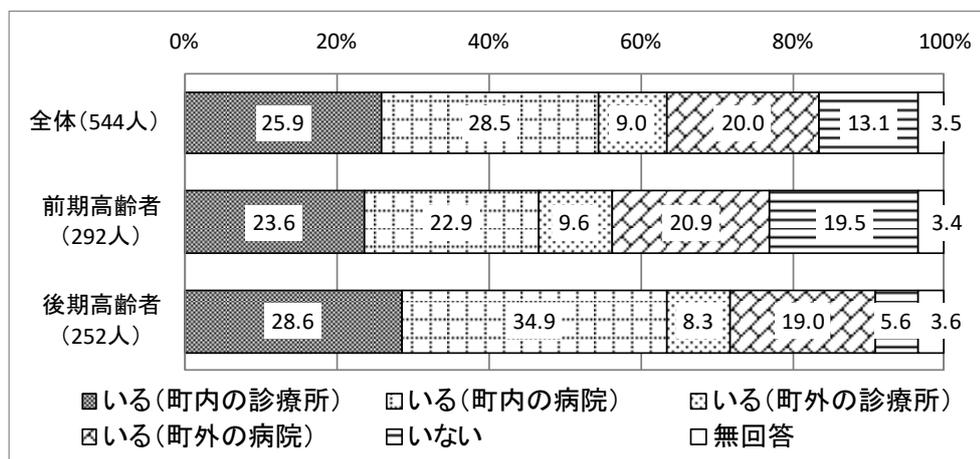
認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「いいえ」が57.9%と6割近くになっており、「はい」は39.3%と約4割になっています。



⑧かかりつけ医

かかりつけ医については、「いる（町内の病院）」が28.5%で最も多く、次いで「いる（町内の診療所）」が25.9%となっています。町外も含めた『いる』との回答は83.4%と8割以上になっています。

後期高齢者では、町内の診療所と病院がやや多くなっています。



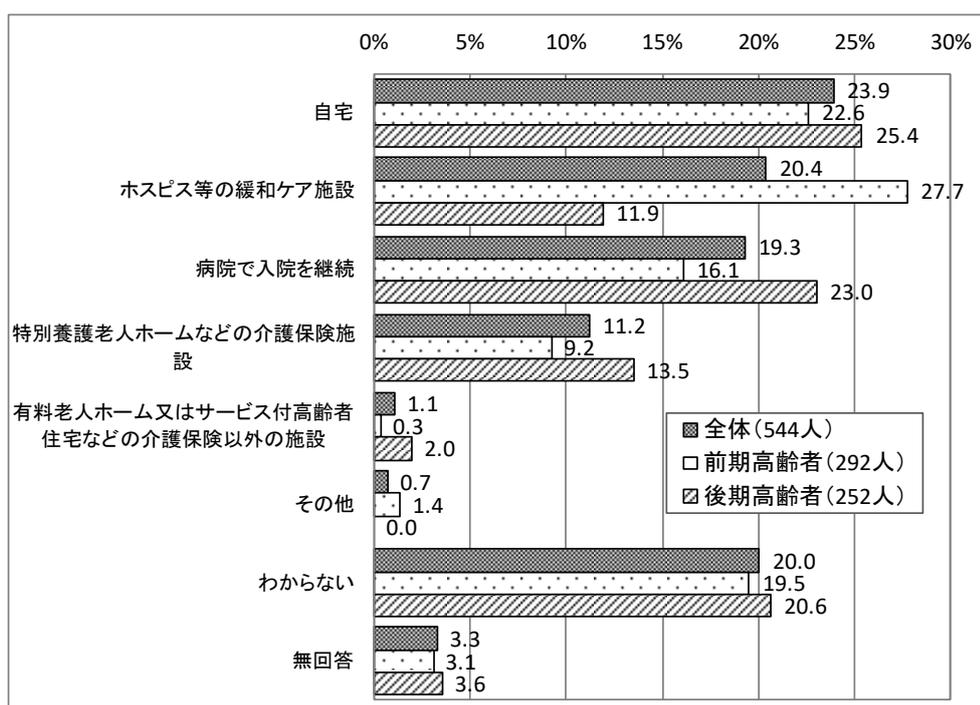
⑨看取りの場所について

看取りの場所については、「自宅」が23.9%で最も多くなっています。

次いで「ホスピス等の緩和ケア施設」が20.4%、「病院で入院を継続」が19.3%と続いています。

前期高齢者では「ホスピス等の緩和ケア施設」が最も多くなっています。

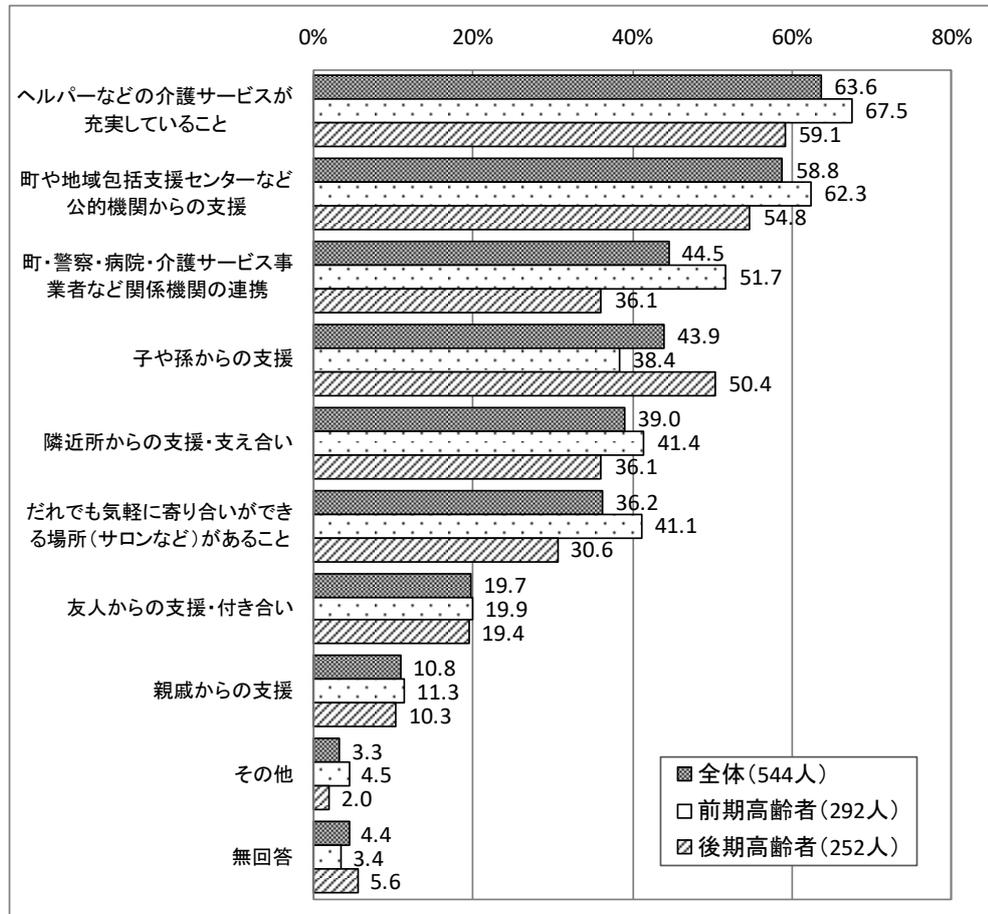
後期高齢者では「病院で入院を継続」が2番目に多くなっています。



⑩高齢者が地域で安心して暮らせるために重要なこと

高齢者が地域で安心して暮らせるために重要なことについては、「ヘルパーなどの介護サービスが充実していること」が63.6%で最も多く、次いで「町や地域包括支援センターなど公的機関からの支援」が58.8%、「町・警察・病院・介護サービス事業者など関係機関の連携」が44.5%で続いています。

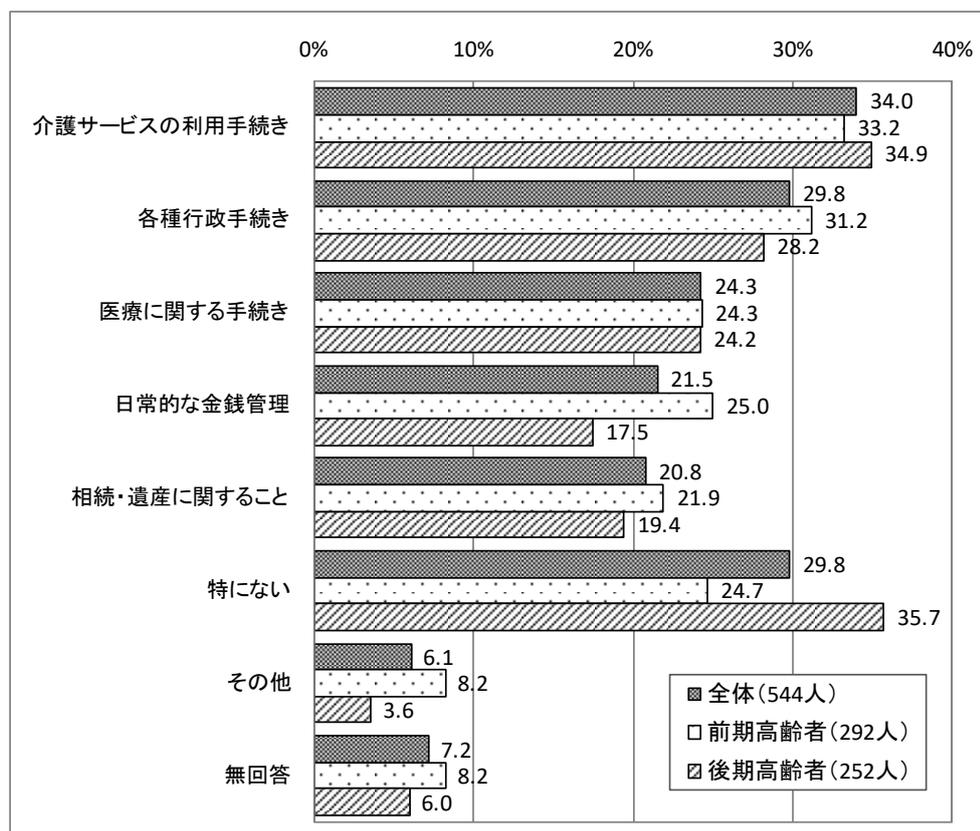
全体的に前期高齢者の方が各項目について多く挙げていますが、「子や孫からの支援」については、後期高齢者の方が多く50.4%と半数を占めています。



⑪将来の不安

将来的に不安を感じることは、「介護サービスの利用手続き」が34.0%で最も多く、次いで「各種行政手続き」が29.8%、「医療に関する手続き」が24.3%と続いています。

「特にない」との回答は、後期高齢者で多く35.7%となっています。

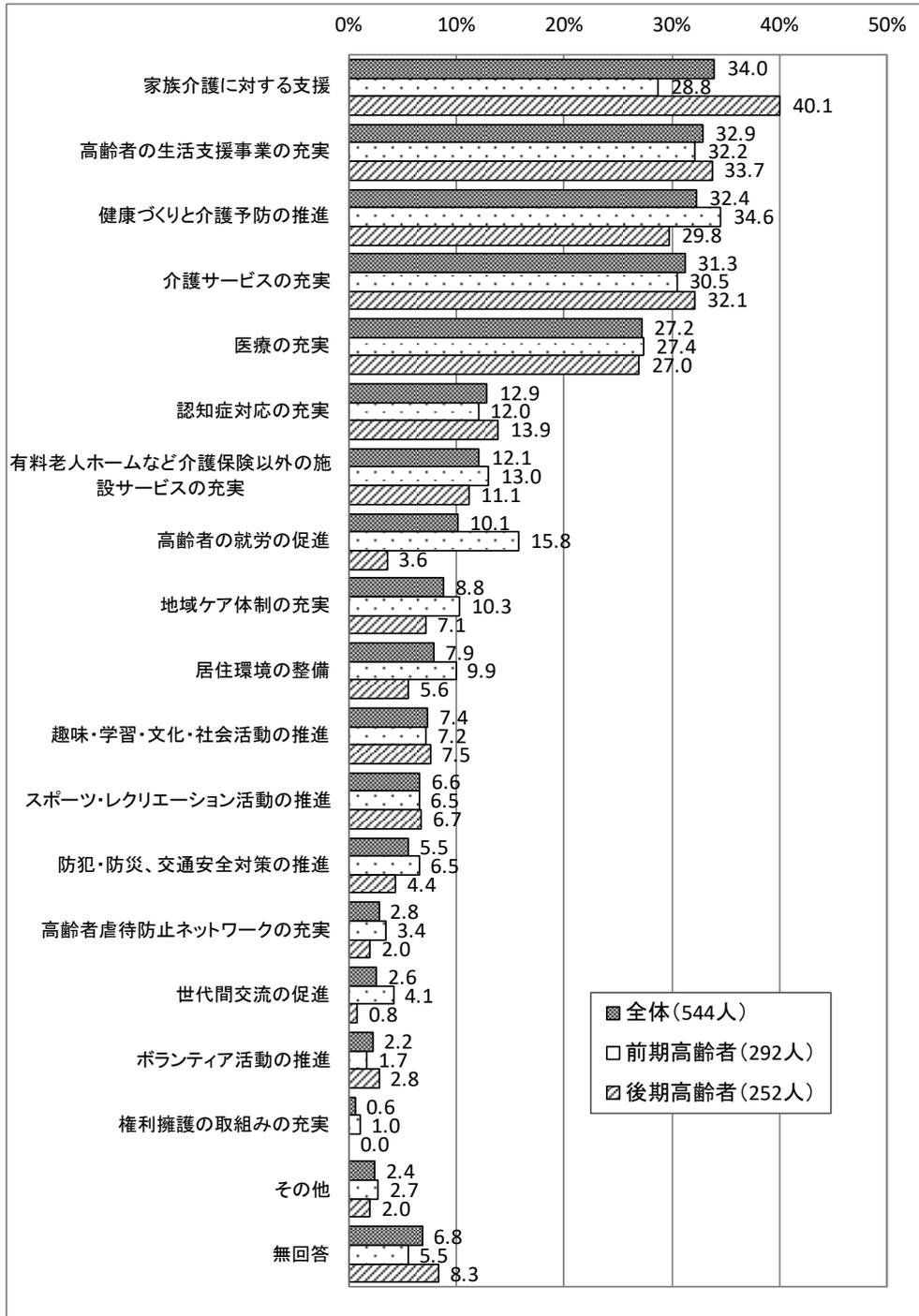


⑫重点を置くべき施策

高齢者に対する施策として重点を置くべきものとしては、「家族介護に対する支援」が34.0%で最も多くなっています。

次いで「高齢者の生活支援事業の充実」が32.9%、「健康づくりと介護予防の推進」が32.4%と続いています。

前期高齢者では「高齢者の就労の促進」がやや多くなっています。

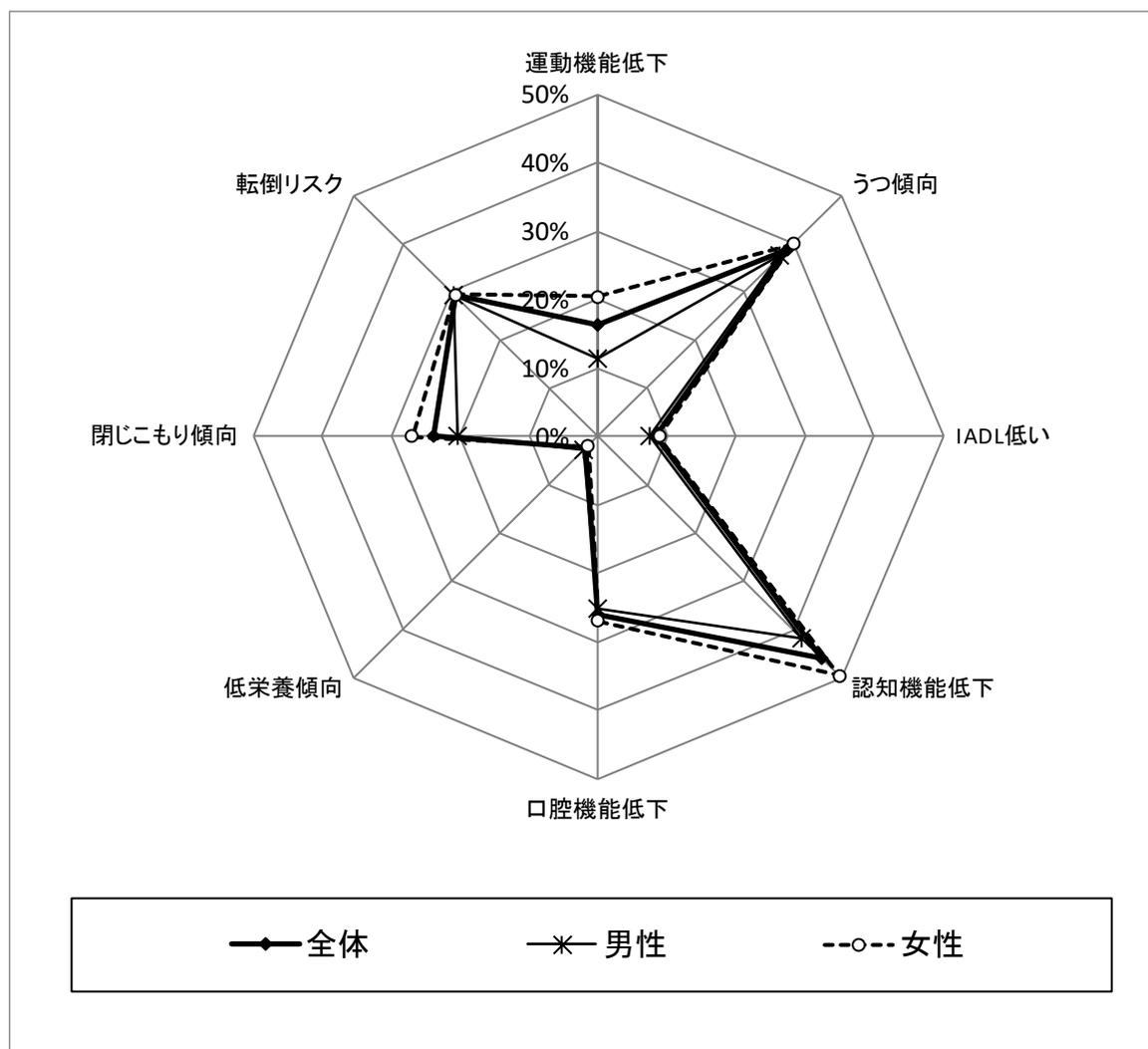


⑬基本チェック項目によるリスク判定

基本チェック項目（全20問）による各リスク該当者は以下のようになっています。

全体では、認知機能低下とうつ傾向の該当者が多くなっています。

男女別でみると、女性で運動機能低下が男性より多くみられます。また、認知機能低下でも女性の方が該当割合が高くなっています。



	合計	運動機能低下	転倒リスク	閉じこもり傾向	低栄養傾向	口腔機能低下	認知機能低下	IADL低い	うつ傾向
全体	544	16.4%	29.4%	23.9%	2.4%	26.1%	46.0%	8.3%	38.8%
男性	251	11.6%	29.5%	20.3%	2.8%	25.1%	41.8%	7.6%	37.5%
女性	293	20.5%	29.4%	27.0%	2.0%	27.0%	49.5%	8.9%	39.9%

⑭介護保険サービスや高齢者の保健福祉に関する、ご意見など（自由意見）

自由回答の記載は全部で153件ありました（重複して分類しているため、下記件数の合計と回答数は合わない）。

最も多く記載があった項目は「サービスについて」で、サービス内容についてよく分からないとの回答が多くなっています。また、サービスについての要望もありました。次いで、「施設について」の回答が多く、施設利用料や利用しやすい施設についての意見がみられます。

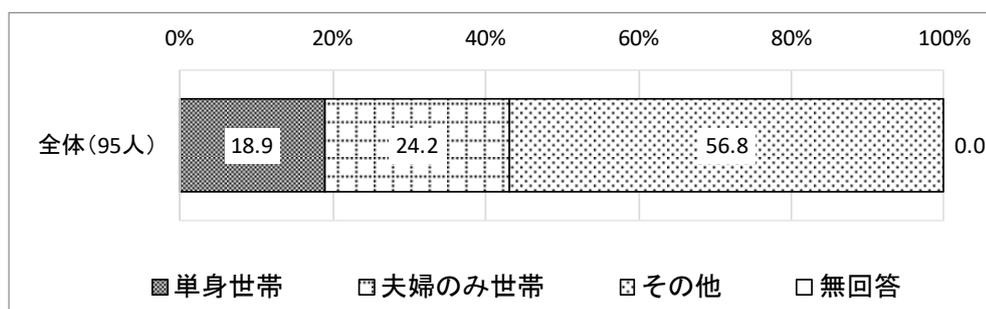
項目	主な内容
サービスについて (26件)	一人一人にあったサービスの量、質を見極めた政策を望む／一人暮らしなので、介護保険サービスなどの説明などくわしくおしえてくれる人が定期的に訪問してほしい／介護サービス等をもっと簡単に知れるようにしてほしい
施設について (25件)	今後の為にも、各介護保険施設の特徴を知りたい／老人施設は高過ぎ／いざ一人で生活できなくなった場合に、死ぬまで心配せずにごせるような施設がたくさんあればよいと思う／介護の対象となるのを防ぐための体力・運動機能の保持の施設・場が数多く欲しい
介護保険料について (17件)	介護保険料が高い／自分は何も介護サービスは受けていないが、介護保険の高いのに驚く／保険料は年々高くなっているが、利用していない人には不公平／素直に介護保険料は高いが、介護を受けている人が多いからである。人を助けたいと思えばお互い様と思えばそう感じない。
健康について (16件)	年金生活者は健康づくりや医療に掛けるお金が少なくなり、増々不健康、認知症などリスクが増える／健康な人には保険料をキャッシュバックしてほしい／介護予防の健康づくりをしてもらいたい／冬季にウォーキングできる場所が少ない／体と心の健康のため自分の足で動きたい
家族の介護について (11件)	できる限り家族介護を希望することから、家族介護に対する支援が必要／家族に余り負担をかけずに生活が出来る様に、地域で(町)サポート出来る様にして欲しい／家族の介護をしているが、自分もそうなった時どうすれば良いか不安
経済的な問題について (8件)	年金生活者になってもそれだけでは生活できず、働かなければならない社会／収入の減少、物価高による支出の多さ、バランスがとれてない生活／国民年金での生活はたいへん／お金が関係する事が一番心配
交通・移動について (7件)	車がないとなかなか通えないのが現状／デマンドタクシーを利用する際、町外の病院までとか行動をもう少し広げてほしい／通院するための交通費、特に矢巾町→盛岡市の補助を考えてほしい／免許返納後は足が無くなるので心配／病院、買い物等に行く時のタクシー代等、月に4、5回位のサービスをしてほしい
集いの場等について (5件)	歳をとる事で孤立感が感じられる。何か同じ境遇の人々がつくれるサークルに入ってみたい／介護、病人、そして家業が重った場合、身体はともかく精神的にまいる。そんな時、ちょっとした話し相手、場所があったらと強く思った／気軽に話し、相談できる所があれば良い
体力・作業等について (5件)	大雪の時、何度か転倒しているので、除雪する事が心配／高齢者には排水路の除草とかは無理／電球を取り替える等、高い場所の作業がヨタヨタ、ヨロヨロで怖い
その他(47件)	保健福祉はとても大切な事業だと思う／あまりにも無関心で過ごして来た／一人暮らし老人が、医療や生活に心配することなく、毎日を送れる矢巾町になってほしい／勉強不足を痛感／細やかな地域ケア体制が充実させている点が地域に住んでいて身近に感じ安心している／最後までたのしく暮らせる社会であってほしい

(2) 在宅介護実態調査について

①対象者プロフィール

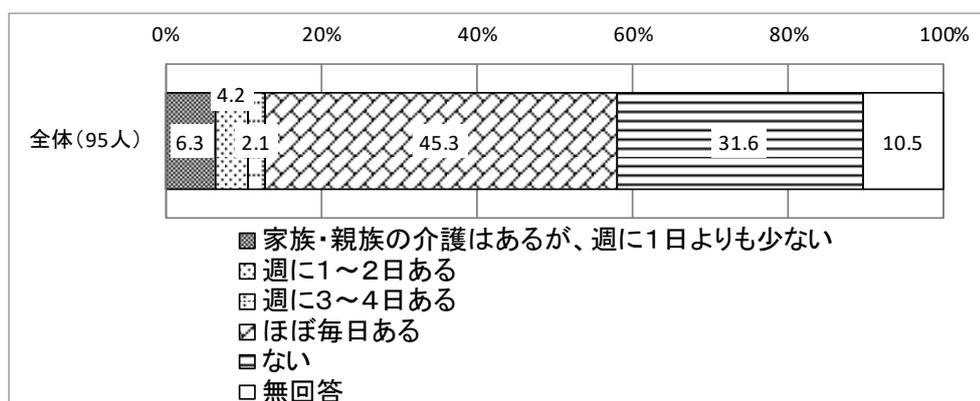
■世帯類型

世帯類型をみると、「その他」が56.8%で最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が24.2%、「単身世帯」が18.9%となっています。



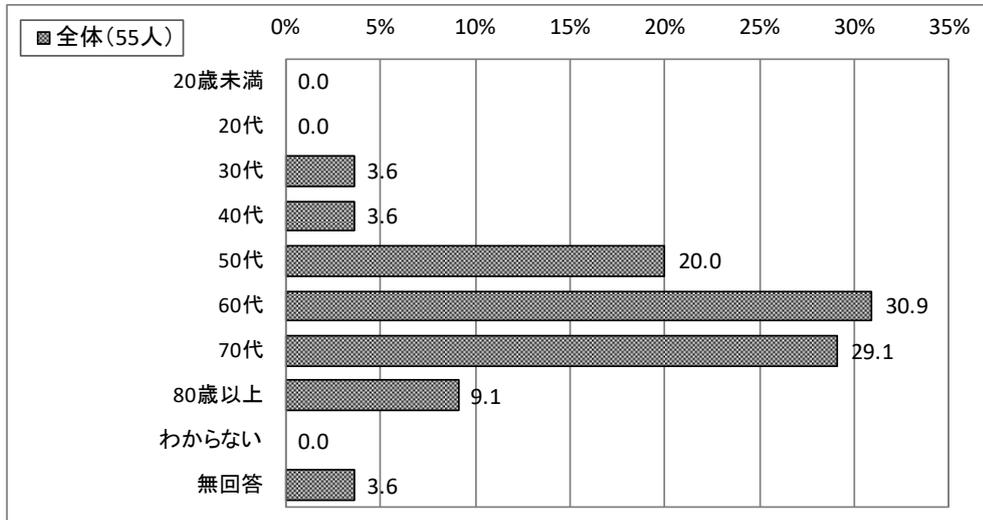
■介護の状況

家族や親族からの介護の状況をみると、「ほぼ毎日ある」が45.3%で最も多く、次いで「ない」が31.6%となっています。『ある』（「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」～「ほぼ毎日ある」の合計）は57.9%と6割近くになっています。



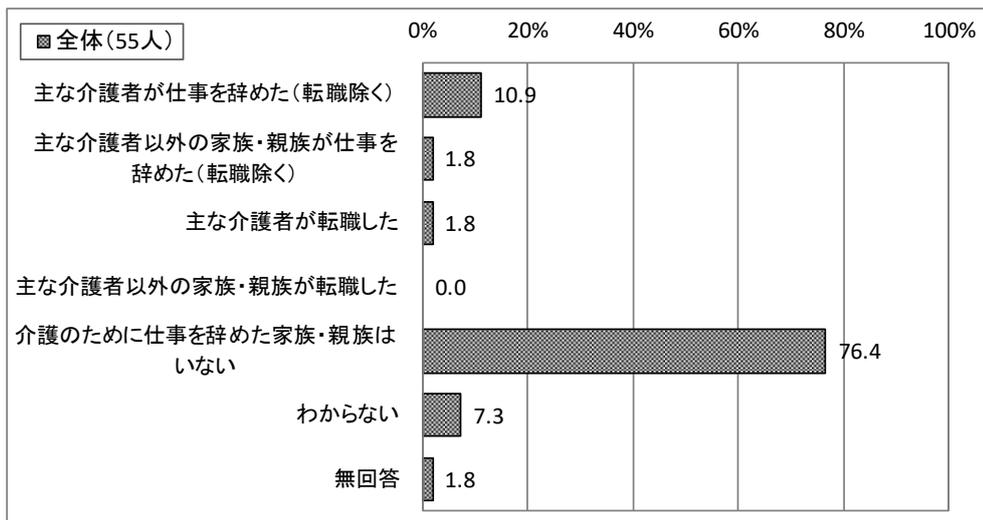
■ 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢をみると、「60代」が30.9%で最も多くなっており、次いで「70代」が29.1%、「50代」が20.0%で続いています。



② 介護による離職状況

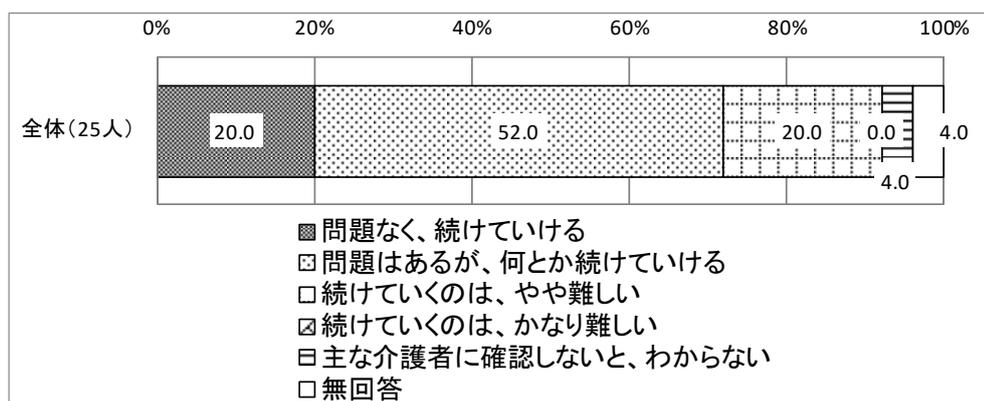
過去1年の間に介護を主な理由として仕事を辞めた家族や親族の有無をみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が76.4%で最も多くなっています。「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」は10.9%でした。



③仕事と介護の継続

主な介護者が、今後も働きながら介護を続けていくことができると思うかをみると、「問題はあるが、何とか続けていける」が52.0%と5割以上になっており、「問題なく、続けていける」と合わせた『続けていける』は72.0%となっています。

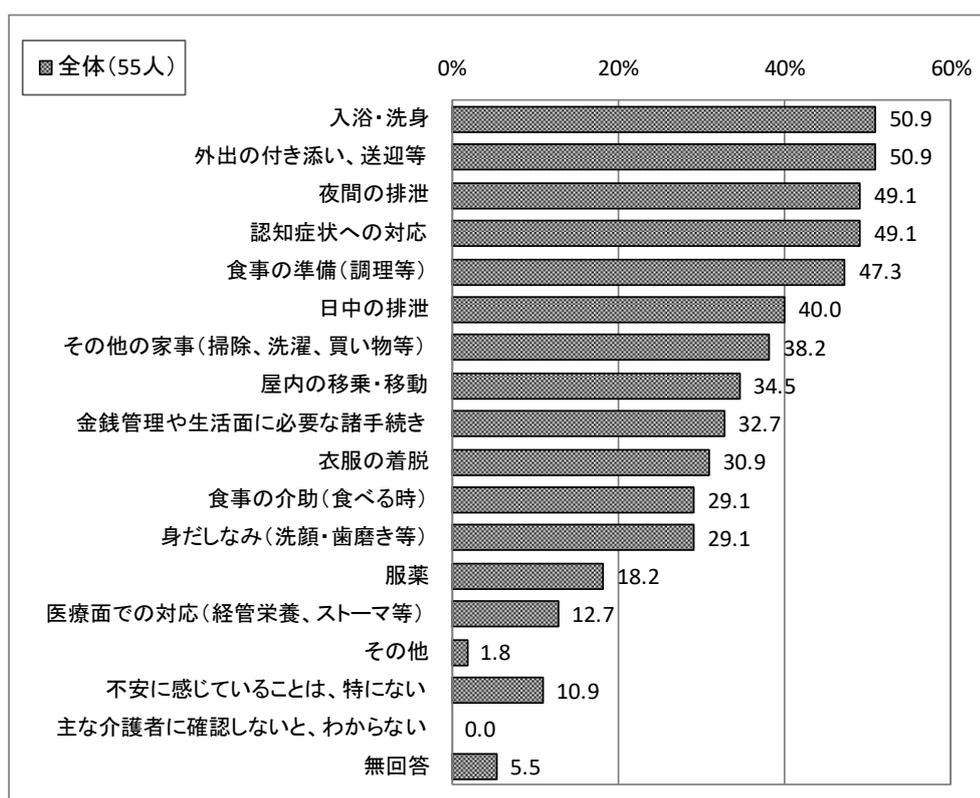
一方で、「続けていくのは、かなり難しい」はなく、「続けていくのは、やや難しい」が20.0%となっています。



④不安に感じる介護等

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等をみると、「入浴・洗身」と「外出の付き添い、送迎等」がともに50.9%で最も多く、次いで「夜間の排泄」と「認知症状への対応」がともに49.1%で続いています。

一方、「不安に感じていることは、特にない」は10.9%となっています。



4 事業所アンケート調査結果

本計画の策定に向け、町内事業所を対象として事業状況把握のためのアンケート調査を実施しました。

対象事業者数	回収数	回収率
25件	9件	36%

①課題や困りごと

人材	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士の確保が難しいです。 ・自前のケアマネがないことで入居者の応募に、情報人脈不足でスタッフ探しには苦慮しています。 ・新しい職員が多く、細かい部分の教育がまだまだ不十分です。 ・常勤職員と産休・育休等の対応に必要とされる職員の確保が課題です。 ・質の向上、職場定着に必要な取組みと考えます。外部研修に参加させたいが、代わりの勤務者の確保が難しい。時間勤務者（パート職員）の参加が厳しいです。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和40年代に建築されたので、改修するべき部分が多すぎます。害虫も多く対策に苦慮しています。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的なこと以外の特徴的なものが見いだせていません。 ・高齢者世帯や独居高齢者の世帯での緊急時対応（キーパーソンが県外在住、または不在。かかりつけ医が無い場合や、訪問看護の利用が無い場合）。 ・待機者が年々減少しています。待機が解消されていて良い面もある反面、事業所としては今後の待機者確保に課題を感じています。 ・認知症高齢者への個別対応。
運営・財政	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ人材確保のための出費や改修費用等とすべてのものの物価が高騰したことにより財政難になりやすいです。 ・どうやって生き残る～経営戦略を考えていくこと。 ・職員採用のほとんどが紹介会社を通したものであり、紹介手数料が発生しており経営の負担となっています。 ・虐待防止の取組みを組織化している中で、虐待の通報や報告様式、報告後の流れ等理解があいまいな点があり、担当課からご教示いただきたい部分があります。 ・事業基本となる利用者の確保が厳しいです。

②研修について

実施状況	<ul style="list-style-type: none"> • 日勤の勤務や休日等を研修に充てています。 • 現在リモート研修等が可能になり参加しやすくなりましたが、十分な研修はできず、内部での資料での研修がほとんどです。理由としては、一番はスタッフ不足、二番目は学ぶ意欲が全体的に希薄です。 • 内部研修は定期的に行うことを心掛けています。 • オンライン研修を導入しています。 • 訪問時間外に毎月1回ミーティングと、年間研修計画に基づき個別研修を設けています。ミーティングに参加できない場合は個別で申し送り事項等落とし込みをしています。 • 時間の確保はできています。 • 月に1回の社内研修、新人職員を対象にした導入研修を実施しています。また、外部講師を招いての研修も定期的に行っています。 • e-ラーニングも導入しています。 • 職員研修は、集合研修が時間の確保等の理由により難しい面があり、動画研修を採用しています。研修受講はできていますが、どの程度の効果が得られているのか疑問もあります。 • 職員全参加の研修会の開催については、各事業所の業務終了後の時間外実施となっています。複数の事業所があることから、時間内（業務内）での開催調整が厳しい状況です。各事業所で個々に行っている状況です。多職種連携のチーム介護を推進するためにも、全職種が参加する施設内研修を多くしたいです。施設外職種（施設・機関）も含めた連携研修も多くしたいです。 • 職員個々の時間配分により動画視聴のオンライン研修と週に1回は行事や研修や会議に充てる時間を計画的に確保しています。
------	--

③サービスの質を高めるために工夫している点や努力している点

サービス	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者ファーストの施設運営を心掛けています。 • 段差や階段がある施設なので、身体的機能面の強化として転倒予防に努めています。また、温泉浴のため、リラックス効果を活かした精神面の安定を図っています。できるだけ地産地消で手作りの食事を提供しています。 • ご家族様の面会時に入居者様の日ごろの様子を伝え次のサービスにつなげています。 • 毎年、利用者満足度調査を入居者・家族に実施しています。
運営・組織体制	<ul style="list-style-type: none"> • 職員同士で介護のしかたを工夫しています。 • ICT活用にて利用者個別の申し送り事項や、全体の申し送り事項をリアルタイムで共有しており、質の向上につながっています。そのため、業務効率も上がり、イレギュラーなことが無ければ残業も無く業務を行えています。

<p>運営・組織体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会等の見直しを図っています。 ・法人内各事業所との情報交換、医療、介護、福祉及び行政との情報交換（共有）を行っています。 ・ICT化の促進、介護ロボットの導入を行っています。 ・役付職員による縦系列の会議で、介護保険制度上の必要な取組みを進めながら各ユニット内で介護職員によるケア提供の検討協議を行い横連携のサービス向上にも取り組んでいます。
<p>研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社内での勉強会を開催し、身体介助・体操プログラム・フットケア等のスキルアップに取り組んでいます。 ・資格支援制度を設け、介護福祉士等の資格取得のバックアップを行っています。 ・職員研修を実施しています。 ・外部研修会へ参加しています。

④質の高いサービスを提供するために必要なこと

<p>サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神面のサービス提供と思っていますが、なかなか実践となるとできていません。 ・「地域」において必要となる施設サービスの提供。 ・認知症利用者への対応力向上。
<p>研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の職員による内部研修も必要だと思います。 ・介護技術だけではなく、接遇マナーの勉強も必要です。 ・職員一人ひとりのスキルアップのための研修等を実施しています。
<p>人材・労働環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善含む賃金の向上（介護報酬アップしないと困難）。 ・多職種連携、同職種との情報交換。 ・職員が余裕を持てるよう配慮すること。 ・まずは、安定したサービス提供のために人材が確保できている必要があります。働きやすい職場環境を提供し長く勤めてもらうことで、様々な取組みが継続されると思います。 ・介護人材の確保、人材育成。 ・多様化する介護サービスに対応するための多職種介護チームに必要な人材確保にみあう介護報酬。 ・ICT化の促進、介護ロボットの導入。

⑤職員の人材確保の充足率

<p>充足率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職が3名ほど、ケアマネジャー1名ほど足りなくなります（退職に伴い）。 ・地域密着型なので、介護看護職としてそして、有料老人ホームの夜勤ができる常勤か非常勤1名足りていません（派遣社員等で賄っているが、採用できていない）。 ・派遣会社を利用することによって看護職、介護職ともにギリギリの状
-------------------	--

充足率	<p>態です。</p> <ul style="list-style-type: none"> •現時点での利用者数からは充足していると言えますが、これからの利用申し込み状況によっては不足する可能性があります。 •会社としては充足しているとの判断です。 •今現在は充足しています。 •充足率は満たしていますが、派遣職員もあることから、法人職員（自前）として確保したいです。 •現在は充足されています。 •看護師 1 名。
-----	---

⑥人材の確保のため工夫している点や努力している点

外部への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> •ハローワークはもとより求人媒体掲載等は活用していますが、なかなか結果につながっていないのが現状です。結果的に人材紹介会社の紹介による人材確保になっています（実状は離職者もハローワーク等には行かず、紹介会社に登録されている方が多いようです）。 •とりあえずは、知り合いがいるかどうか、さもなければ、紹介会社や派遣会社を頼っています。ハローワークからの紹介があれば、最善であるが現状としては全くなしなのはどうしてもおかしい話です。 •現時点では充足しているため特別工夫している点はありませんが、以前は様々な求人媒体に掲載しても問い合わせがほぼ無い状況でした。また、訪問介護については全国的に求人倍率も高く、ヘルパーの高齢化にもなっているため、企業を存続させていく上では検討する必要があり、優先順位は高いと感じています。 •職種説明会への参加、専門学校等へ訪問し、就職説明、専門学校等の職場体験実習生。 •求人情報誌等の掲載、就職フェア等への参加、学校等へあいさつ回りを本社の採用担当を中心に行っています。
内部努力	<ul style="list-style-type: none"> •離職率を低くすることを第一に考えています。 •HP更新。 •人間関係やケア提供の方法など職員間で遠慮なく相談できる風通しの良い職場風土を作り、維持していきます。

⑦サービスを行う上で、町に支援・充実してほしいこと

<p>人材確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職などが不足している時はどうすれば良いのか。 ・感染症（クラスター）の時など、職員の不足時をどうしたらいいのか。 ・サービス充実のためにまずは、人材確保と教育であるが、紹介会社等に依頼すると紹介料が、最大40%の所もあるので、財政を苦しめていることを鑑みると、町としての人材窓口的なインターネットでの紹介窓口を作ってもらえないかどうか。法律的な部分も絡み難しいと思いますが、矢巾町の介護施設で働きたい方を対象に何とかならないかなと感じています。 ・町としての人材確保。
<p>生活環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・路面の整備（路面のひび割れ等が目立つことや、除雪が盛岡市と比較しても雑な印象のため訪問の際に負担）。 ・介護タクシーが少ないため通院等介助を行うことが困難な場合があります。 ・湯沢方面等にお住まいの高齢者が買い物に行ける交通手段の確保
<p>情報提供・活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現を推進するための対策について。 ・日ごろ業務に必要な情報提供いただき非常にありがたいと思います。継続してお願いしたいと思います。 ・家族、地域社会、NPO 及びボランティア等による援助活動（インフォーマルサービスの支援・充実）。

⑧サービスを利用している家庭が困っていることや課題

<p>経済的な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごく一部ですが、財政面や自宅の環境面で苦しんでいる方々が高齢で認知症になり生活することが困難になってきている人がいます。生活保護受給者ではないが境界線上の最低生活困難者が目立ち始めています。そして、施設入居のための壁も高くなってきている軽介護利用者の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されにくくなっているかなと感じています。 ・高齢者世帯や独居高齢者の世帯での緊急時対応。高齢者世帯のほか、経済的な理由でのサービス利用控えが増えてきていると感じます。 ・介護老人保健施設からの退所調整にあたり、経済的に苦しんでいる家庭が増えており、有料老人ホームは、費用的に厳しく、また特別養護老人ホームへの入所には時間がかかり、老健を長期利用したいというニーズが増えていていると思われます。 ・介護保険制度内で使用できる点数に限りがありサービス利用範囲が限定されているため同居する介護者が高齢の場合は負担が強いと感じることがありました。
<p>介護環境の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重度化する医療ニーズへの対応等。 ・独居または日中独居となる方もいるため、ご利用者様が自宅で一人の時に体調不良や転倒事故が起きないか心配です。

介護環境の課題	<ul style="list-style-type: none"> 入所したご家族からは、通院が大変だったと話が出る場合があります。医療系の訪問サービスがどの程度充実しているか理解ができていませんが、医療的フォローの安心感があればいいと感じます。
---------	---

◎その他（自由記載）

<ul style="list-style-type: none"> 経済や政治でも大きい組織は、安定しているし優秀な人材も確保しやすいですが、中小企業、小規模団体等がまだまだ多いのは、いろんな形での役割を持っていて循環されています。この介護の世界でも同様と感じます。まだまだ高齢者が増える中、組織を大きくすることも大切ですが、一人ひとりの利用者の状況を的確にそして迅速に判断して臨機応変に対応できる小回りの利く組織も必要であると感じます。 訪問・通所介護の複合サービスが予定されているようですが、人材不足の現状では対応できる事業所は少ないと思います。 支援加算の引き上げ処遇改善加算のさらなる拡充、弾力化等が課題とされます。 施設や事業所が守るべき人員基準等の要件や、加算の要件の割には介護報酬が釣り合っていないと感じます。 町の有料老人ホーム等の入所者率は高いままなので、新たに入所系サービスを増やした方が良いと感じます。 独居、高齢夫婦及び核家族化等の影響で、経済的または生活環境的にギリギリの状況で生活している方が多いと思われます。実態把握が進められていると感じておりますが、早く社会とつながってくれたらと思うときがあります。 介護人材が不足している中で、介護施設が増えることは、介護人材が分散され、必要な人材確保ができなくなり、介護保険事業所すべてが危機的状況となります。 介護保険情報や国や県から各種情報など時間差なくメールで情報提供させてもらっています。とても助かります。

5 現状と課題の整理

第8期計画の施策や事業等の取組み状況について、以下のように「現状」と「課題」に整理しました。

基本目標1 介護サービスの充実

	現 状	課 題
介護サービスの充実	○居宅系サービス	
	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね第8期の計画値通りの実績です。 ・令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症によりサービス利用を控える方もみられました。やむを得ずサービスを休止する施設もありました。 ・令和3年度には町内に訪問介護事業所が1か所開所し増加していますが、依然訪問介護の需要は高くなっています。事業者の供給が間にあっておらず、ケアマネジャーからも同様の意見が出ています。 ・町内の地域密着型通所介護事業所の稼働率調査（令和5年10月実績）によると、90%以上の事業所もあれば、約11%まで落ち込み運営に影響のある事業所もあり、利用の状況に偏りがみられました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者は増加していきますので、今後もの確かな計画を持って介護給付を管理する必要があります。 ・これからの時代は、新型コロナウイルスに限らず、平時から感染症に対応できる環境及び技術を持つ必要があります。 ・介護職員の確保が事業所の運営状況にも関わっています。現在、就労している職員が働き甲斐とより良いサービスを提供できることの喜びが得られるような業務ができる環境を目指す必要があります。
	○施設サービス	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症によりサービス提供に影響がありました（特に介護老人保健施設）。 ・第8期計画中に予定していた特別養護老人ホーム（60床）を開設しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定審査会をコロナ禍の令和3年度～令和5年度にかけて、毎月2回の開催を実施することができていますが、感染症流行時及び委員の負担を減らすような、オンラインでの開催方法も検討する必要があります。
○介護給付費・要介護認定の適正化		
<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から介護給付費通知事業を実施しました。 ・認定調査票については、別の調査員が調査のチェックを行い内容が適切であるか確認しました。また、介護認定審査員には事前資料を送付し、詳細について検討いただき、審査会の質の向上を図りました。 ・福祉用具購入及び住宅改修については、適正な給付となっているか訪問等による点検を全件行い、中には不適切な事例を発見することもありました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具購入及び住宅改修については、全件点検ができています。本来の理由に沿った利用のための購入かどうか、1件あたりの給付額も大きいため、今後も全件点検は必要です。 	

基本目標2 地域支援事業の充実

	現 状	課 題
地域支援事業の充実	<p>○介護予防・日常生活支援総合事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> おれんじボランティアによる訪問型サービスBは継続実施しています。令和3年度には、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場において、支援を必要とする高齢者を把握する件も多く発生し、一時需要が急増しました。おれんじボランティア会員数については、増加に伸び悩みがあり、担い手問題も浮上しました。 令和4年度からは、通所型サービスC（リアクト）を町内の医療法人に委託し、新規事業を開始しました。3か月間の専門職によるプログラムに沿って取り組み、在宅生活の困難さの解消を目指しました。リアクト修了生については、生活支援コーディネーターが関わり、居場所及び運動継続の場へのつなぎを行いました。 	<p>○包括的支援事業・任意事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターは令和2年10月以降、拠点ケアセンター南昌以外にえんじょいセンターにも職員が常駐し、相談対応を実施しています。 えんじょいセンターには令和3年度から認知症地域支援推進員1名を増員し、2名を配置して、認知症に関する専門的相談及び支援を行いました。 在宅医療・介護連携の推進について、令和3年度～5年度も継続して紫波郡医師会へ中核機関（紫波郡地域包括ケア推進支援センター）を委託し、紫波郡内の医療と介護にかかる連携体制の構築のため、ICT活用研修を実施し、介護事業者にもICT活用の技術確保の機会を作りました。 認知症ケアパス（おれんじガイド）を作成しました。 令和3年5月には「チームオレンジ矢巾」を県内初で立ち上げ、認知症の人・家族・支援者・地域住民・企業等で認知症対策を一体となって取り組む体制を構築しました。 令和4年度には認知症施策10周年を記念し、チームオレンジ矢巾祭りを認知症の人とその家族、ボランティア等で開催。認知症とともに生きるまちづくり宣言を行いました。 令和5年4月、認知症とともに生きるまちづくり条例を施行。本人及び家族も社会参加できる場の確保を目指すこととしており、えんじょいセンターにおけるおれんじデー利用の認知症当事者の希望を聞き、軽作業や踊りの機会の確保を行いました。 生活支援コーディネーターの1層（専任）を令和4年度から町社会福祉協議会に委託し、活動の強化を図りました。令和4年度から開始の通所型サービスC（リアクト）の参加者の生活実態・課題を探り、リアクト修了前から介入しています。 <ul style="list-style-type: none"> 住民ニーズ調査によると、地域包括支援センターについての認知度が45.3%であり、今後、介護需要が増加するについて、相談も増加すると考えられ、さらなる周知が重要です。 認知症地域支援推進員を中心とした認知症の人と家族への支援を関連する支援者ととともに検討していますが、認知症の相談件数は年々増加しており、地域において認知症に対する理解を促進させる必要があります。 町内居宅介護支援事業所に属する主任ケアマネジャーとの意見交換会において、認知症の地域での認知はまだ不足していると意見がありました。家族が認知症であることを隠して生活し、支援者が介入した時には日常生活にかなりの支障が出ている状態であるケースを確認しています。
	<p>○包括的支援事業・任意事業の充実</p>	

基本目標3. 地域包括ケアシステムの充実

		現 状	課 題
地域包括ケアシステムの充実	○地域共生社会の実現に向けた取組みの推進		
	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座はコロナ禍でしたが、実施に努め、小学校や企業、地区公民館等であらゆる世代に実施し、令和3年度は769人、令和4年度は751人が受講しました。 重層的支援体制整備事業において、属性を問わない相談（地域包括支援センター）、地域づくり（通いの場活動支援）（生活支援コーディネーターによる地域課題の解決）に取り組みました。生活支援コーディネーターは通所型サービスC（リアクト）参加者が修了後に運動継続するための通いの場新設にも取り組みました。 通いの場活動支援を行うシルバーリハビリ体操3級指導者、おれんじボランティア等の養成もコロナ禍でありながらも継続して実施しました。 		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生活の困りごとに、同居家族の困りごとが関連していることもあり、属性を問わない相談や関係機関との連携した支援体制を継続していく必要があります。
	○健康づくりと介護予防の一体的推進		
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、高齢者部門と健康づくり部門で連携して実施し、低栄養者訪問、通いの場へのポピュレーションアプローチ、健康状態不明者家庭訪問を行い、フレイル予防の働きかけや支援が必要な方の把握と支援機関へのつなぎを行うことができました。 公民館型介護予防教室においてシルバーリハビリ体操を体験する機会をつくり参加者の地域に通いの場がない場合は新設について働きかけました。 老人クラブやシルバー人材センターへ高齢者の地域貢献と交流のために、運営費の活動支援を行いました。 エン（縁）ジョイネットワーク事業により、地域住民が身近な公民館等で交流活動ができるよう活動費を支援しました。 		<ul style="list-style-type: none"> シルバーリハビリ体操指導者もおれんじボランティアも、養成数が伸び悩んでおり、ボランティアの高齢化とニーズに対応できるボランティアの調整に苦慮しています。 高齢化が進み、支援が必要な高齢者を把握することも困難になると予測されます。 居場所の新規立ち上げについて、参加は良いが、主体となって立ち上げとなる方がいないこともあり、新設につながらないこともあります。通いの場・こびりっこサロン・エン（縁）ジョイネットワーク事業について、新設が伸び悩んでおり、生活支援コーディネーターと連携した住民への普及啓発が必要です。
	○多様な生活支援の課題		
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、介護保険によらない町独自の生活支援サービスを継続実施しました。 		<ul style="list-style-type: none"> 地域における交流の場のほか、運動や文化的な趣味活動の場を求めるアクティブシニアが、利用できる場や社会貢献で活躍できる場の確保も必要です。
	○高齢者の居住安定に係る施策との連携		
<ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホームについては、町内に存在しないため、近隣市町に立地する養護老人ホームと連携の上、利用の体制を確保しました。 町内有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とはコロナ禍における感染症対策及び防災にかかる情報共有の連携に努めました。 		<ul style="list-style-type: none"> 町独自で行う生活支援サービスについて、支援内容や支援ツールについて、常にモニタリングし、時代に合う利用となれるよう検討していく必要があります。 	
○緊急時の対策及び対応の充実			
<ul style="list-style-type: none"> 防災及び感染症対策については、事業所合同連絡会における情報周知及び事業所訪問における対応の情報共有に努めました。 災害時避難行動要支援者台帳登録については、要介護3以上の認定の方へ、認定結果通知時に周知チラシを同封し、登録勧奨を行いました。 矢巾町消費者安全確保地域協議会において、各機関の消費者被害対策の取組みの共有を行っており、事業所連絡会において、研修会の実施も行いました。 		<ul style="list-style-type: none"> 介護施設及び高齢者の施設における感染症・防災対策については、県や町の防災担当者で連携し、今後も行っていく必要があります。感染症対策については、平時からの感染症対策について専門家による研修等で事業所の感染症対策スキルアップを図っていく必要があります。 	

第3章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系

1 基本理念

第8期計画では、「誰もが幸福に満ちた地域共生社会の実現」を基本理念に掲げ、制度・分野の枠や、年齢、疾病の有無、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えてサポーターからパートナーへ、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、社会的排除のない誰もが参加できるコミュニティや地域社会づくりに取り組んできました。

令和22(2040)年に団塊ジュニア世代が65歳となり、高齢化が一層進んでいく中で、核家族やひとり暮らし世帯の増加、少子高齢化、転入転出の増加などにより、地域の中で住民同士の結びつきが弱まり、コミュニティの弱体化が進んでいます。助け合いながら暮らしていくことのできる地域社会を目指していくためには、日常的に住民同士がつながり、隣近所で支え合うことができる仕組みづくりが必要です。

第9期計画では、町や地域の関係機関、事業所などが一体となった高齢者の見守りネットワークを推進し、速やかに支援につなげられる体制の構築を図ります。矢巾町総合計画などの理念や目標を踏まえ、第8期計画の成果をより発展させるため基本理念を以下のように定めます。

<基本理念>

誰もが生きがいを持ち、共に支えあい、
健やかに安心して暮らし続けられる地域社会の実現
～地域包括ケアシステムの深化を目指して～

2 基本目標

《基本目標 1》 健康づくりと社会参加の推進

いきいきと生きがいを持って自分らしく暮らしていくためには、まずは健康を維持して、自立した生活を送ることが重要です。そのためには、介護予防の意識を高め、高齢者自らが主体的に自立した生活を取り組める環境づくりを推進するとともに、住み慣れた地域での役割を通じて、積極的に地域と関わることによる生きがいづくりや社会参加を支援します。

《基本目標 2》 住み慣れた地域で暮らしていくための体制づくりの推進

地域共生社会は、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会です。高齢者が住み慣れた地域で支え合いながらいつまでも健やかに暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

また、高齢者の増加とともに増えている認知症高齢者の生活を支援するために、早期発見・予防対策に取り組むとともに、家族への支援も充実させていく必要があります。さらに、災害時の高齢者への支援体制の整備や交通安全対策、高齢者を対象とした詐欺等の被害への対応にも取り組みます。

《基本目標 3》 介護保険事業の充実

町の状況とニーズ、介護保険サービス事業所等の稼働状況も含めて定期的にモニタリングし、介護給付費のサービス種類ごとの推計等を踏まえ介護保険給付費を見込むなど、介護保険の安定的な運営を図ります。

また、介護給付の適正化への取組みを推進するとともに、介護を担う人材の確保や業務の効率化に関する取組みを推進することで持続可能な介護保険事業の展開を目指します。

3 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標1 健康づくりと社会参加の推進

基本目標2 住み慣れた地域で暮らしていくための体制づくりの推進

基本目標3 介護保険事業の充実

基本目標 1 健康づくりと社会参加の推進

1 健康づくりと介護予防の一体的推進

一人ひとりが自分らしく暮らしていくためには、日ごろから健康づくりに関する意識を高め、健康づくりを実践していくことが重要です。介護を必要とする状態になる前に、また重度化を防止していくためにも、若い頃からの継続した運動や健康づくりに関する正しい知識の習得や意識付けが大切です。

「人生 100 年時代」に向け、高齢者が生きがいのある生活を送るために、人生の中で培われた知識や技能を日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるよう取組みを支援します。

(1) 保健事業の推進

■保健事業と介護予防の一体的実施事業	
取組み内容	<p>○後期高齢者医療広域連合と市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、ハイリスクアプローチを実施し、対象者への訪問、状況把握を行い、必要なサービスへつなぐ支援を行います。</p> <p>○通いの場等において、フレイル（※1）予防の普及啓発活動や健康教育・健康相談などのポピュレーションアプローチを実施し健康なまちづくりを推進します。</p>
令和 6～8 年度 に取り組む目標	<p>●ハイリスクアプローチ実施対象者の中には早急にサービスへの接続が必要な方もいたことから、継続して状況把握及び支援を実施していきます。</p> <p>●引き続きフレイル予防（運動・栄養・口腔）の健康教育を実施していきます、健康なまちづくりの推進に寄与します。</p>

<目標>

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療・介護・健診情報が無い 高齢者への訪問等支援実施率	%	95	97	100
健康教育実施団体数	団体	5	7	9

※1：フレイルとは、「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出現した状態ですが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。

(2) 地域に根ざした介護予防事業の推進

■健康教室（介護予防普及啓発事業）	
取組み内容	○概ね60歳以上の方を対象に介護予防・認知症施策推進支援拠点施設（矢巾町えんじょいセンター）等において、月ごとにテーマを設定し、介護予防のための運動のきっかけづくりとして開催しています。（※令和3年よりウェルベース矢巾に事業を委託）
令和6～8年度に取り組む目標	●健康教室を継続して実施し、町民の介護予防の普及に寄与します。

<目標>

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	実人数	人	220	230	240
	延べ人数	人	700	750	800

■通いの場体操くらぶ	
取組み内容	○概ね65歳以上の方を対象に、町内自治公民館等に自主的に気軽に集まり、介護予防に効果のある体操（シルバーリハビリ体操等）で体を動かしながら、楽しく活動するグループの活動を町が支援しています。 <通いの場実施個所> ・令和4年度：15か所
令和6～8年度に取り組む目標	●通いの場体操くらぶの活動支援を行うとともに新規通いの場立ち上げ支援も行います。 ●通いの場活動の周知も行い活動希望者の増加を図ります。

■公民館型介護予防教室	
取組み内容	○概ね65歳以上の方を対象に、シルバーリハビリ体操を中心とした教室を実施し、介護予防の普及啓発を実施しています。 <実施回数> ・令和4年度：2回
令和6～8年度に取り組む目標	●継続して実施し、通いの場の普及啓発も同時に行い、介護予防の普及啓発の拡大を図ります。

■サロン活動の促進	
取組み内容	<p>○各地区の自治公民館等において住民主体で実施される「こびりっこサロン」の運営支援を町社会福祉協議会に委託し、サロン参加者が安心して活動できるように支援しています。</p> <p><実施団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：17団体 <p><活動回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：373回
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●通いの場やエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業とともに周知を行い、介護予防や高齢者の社会参加の機会の確立のため普及啓発を実施します。また、生活支援コーディネーターと連携し、地域の居場所づくりのさらなる推進を図ります。</p>

2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護保険における給付サービスは全国どこでも同じ内容で実施されています。総合事業では、この介護給付のうち、要支援認定を受けている人の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」について、平成27年度の法改正により「地域支援事業」の体系が見直され、全国一律の「給付」から市町村が実施する「事業」へと移行されています。総合事業では、市町村がそれぞれの実情に応じて多様なサービスを実施できるようになりました。

介護予防を進めるにあたっては、健常からフレイル、要支援、要介護状態と状態は変化していくことを認識し、適切な介護予防サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指していきます。

(1) 介護予防・生活支援サービス

■訪問型サービス	
取組み内容	<p>【訪問介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の介護予防訪問介護に相当するサービス <p>【訪問型サービスA】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員等を緩和した基準による生活援助等のサービス <p>【訪問型サービスB】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の自主活動として行う生活援助等によるサービス <p>【訪問型サービスC】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師やリハビリテーション専門職等が行う、体力改善やADL・IADLの改善に向けた短期集中予防サービス <p>【訪問型サービスD】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移送前後の生活支援サービス <p>○介護予防訪問介護相当サービスを継続して実施し、要介護状態等の軽減や悪化の防止を目指します。</p> <p>○「おれんじボランティア」による生活援助サービス(訪問型サービスB)として、総合事業対象者と要支援者に対して生活支援として買い物など対象者の状況に応じた支援を実施しています。</p> <p><訪問型サービスB支援実施延べ回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：373回
令和6～8年度 に取り組む目標	<p>●おれんじボランティア養成のさらなる拡大を図り、サービス利用希望者への対応が行うことができるように体制強化を図ります。</p>

■通所型サービス	
取組み内容	<p>【通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の介護予防通所介護に相当するサービス <p>【通所型サービスA】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員等を緩和した基準による運動・レクリエーション等のサービス <p>【通所型サービスB】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の体操や運動等の活動をする自主的な通いの場によるサービス <p>【通所型サービスC】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師やリハビリテーション専門職等が行う、運動器の機能向上や栄養改善等の短期集中予防サービス <p>○介護予防通所介護相当サービスを継続して実施し、要介護状態等の軽減や悪化の防止を目指します。</p> <p>○令和4年度からは、通所型サービスC（リアクト）を開始しています。年間で3クール（8人/クール）実施しています。</p>
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●リアクトは、令和4年度から実施されている事業のため、運営上の問題を洗い出し、より良い事業となるように関係者間で適時協議し、さらなるサービス向上を図ります。</p>

■その他の生活支援サービス	
取組み内容	<p>【配食サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養改善を目的とした配食や、ひとり暮らし高齢者等に対する見守りとともに配食を行います。 <p>【住民ボランティア等が行う見守り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民ボランティア等が行う定期的な見守り訪問による、安否確認及び緊急時の対応を行います。 <p>【訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供を行います。

■介護予防ケアマネジメント	
取組み内容	<p>○要支援者及び基本チェックリストによって事業対象者と判断された者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、本人の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。</p>

(2) 一般介護予防事業

■介護予防把握事業	
取組み内容	<p>○地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。</p> <p>○介護予防の観点から、町と、地域包括支援センターで高齢者世帯等を訪問し、助言や相談等を行います。必要時、重層的支援体制整備事業や地域包括支援センターと連携し介護保険等のサービスの調整を行います。</p>
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●サービス等の支援を必要とする方の把握や、介護予防活動へのつなぎを継続して実施していきます。</p>

■介護予防普及啓発事業	
取組み内容	<p>○地域における介護予防の推進を図るため、啓発パンフレットの発行や広報紙への関連記事の掲載を行い、介護予防の重要性についての意識啓発に努めます。また居場所マップの作成により住民に対して事業の周知を図っています。</p> <p>○介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発のため、講演会や矢巾町介護予防・認知症施策推進拠点施設（矢巾町えんじょいセンター）で実施する介護予防のための健康教室、公民館型介護予防教室において、介護予防に関連する体力増進と健康づくり、口腔機能の維持・向上、栄養改善、認知症などの正しい知識と理解の普及・啓発に努めています。</p>
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●町民の介護予防の普及のためにも継続して実施していきます。</p> <p>●居場所マップ及び啓発パンフレット等のツールを更新し、具体的な周知を行います。</p> <p>●運動・栄養・口腔の機能維持向上、認知症予防の知識の普及は継続します。</p>

■地域介護予防活動支援事業	
取組み内容	<p>○地域活動組織等へ介護予防に対する取組みの紹介や、通いの場の普及啓発及び立ち上げ支援と通いの場で実施しているシルバーリハビリ体操の指導者の養成・活動支援、自主活動グループの活動支援を実施しています。</p>
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●地域で介護予防活動に参加できるように、周知に力を入れるとともに、シルバーリハビリ体操3級指導者の新規育成を継続します。</p> <p>●今まで活動のなかった地区での介護予防活動組織（通いの場）の立ち上げ、既存組織への継続支援を推進していきます。</p>

3 生きがいづくりと社会参加の推進

健康でいきいきとした生活を送るためには、高齢者一人ひとりが自分らしく生きがいを持って生活することが大切です。高齢者が長年培ってきた経験・知識を地域に活かし、高齢者が活躍できる場をつくることが、介護予防、健康づくりにもつながります。

地域の中で高齢者が人々とつながり、地域を支える担い手となるように、シルバー人材センター等の就労の場のほか、ボランティア活動による社会貢献の場について周知し、また地域の団体や企業とともに活動の機会の確保や仕組みづくりを推進します。

(1) 生きがいづくり・社会参加のための環境づくり

■老人クラブ活動の支援

取組み内容	○会員の交流と社会貢献を目標として老人クラブの育成と活動支援に努めるとともに、会員数の増加に向け比較的若い年代からも入会しやすくなるよう、新規加入者のニーズにあった活動メニューの展開を支援します。
-------	--

■生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の推進

取組み内容	○人によって生きがいとなることは様々であることから、多くの高齢者の社会参加促進を目指し、趣味、学習、仲間とのスポーツ・レクリエーションなどの多様な活動機会の充実を図ります。
-------	--

■就労の促進

取組み内容	○働くことを生きがいとする高齢者や、就労を希望する高齢者が活躍できる場として、（公財）矢巾町シルバー人材センターの周知を行い就労支援の充実を図ります。
-------	---

(2) 介護予防と社会参加の一体的な推進（重点）

■エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業	
取組み内容	<p>○子どもや障がい者、高齢者までの多世代の方が身近な地区の公民館に集まり、交流し支え合い、住み慣れた地域で安心して過ごせる環境づくりを目指し、地区公民館を拠点とした集まりを行う団体に補助金を交付し支援しています。</p> <p><活動団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：17団体
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●事業を継続し、地域で安心して過ごせる環境づくりを推進していきます。</p>

■介護予防・認知症施策推進拠点施設の活用	
取組み内容	<p>○介護予防のための健康教室、シルバーリハビリ体操を行う「さわやか体操クラブ」、おれんじボランティアが運営に携わり、要介護者でも参加できる「おれんじデー」を実施しました。また、引きこもりの方の居場所づくりとして「フリースペースカフェ」なども実施しました。</p> <p>○また介護予防・認知症施策推進拠点施設（矢巾町えんじょいセンター）の利用人数は増加しており、居場所づくりの場としても機能しています。</p>
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●介護予防・認知症の普及啓発のために事業の定期開催を継続します。また、広報等を利用し、住民への周知活動も継続します。</p>

■通いの場体操くらぶ（再掲）	
取組み内容	<p>○概ね65歳以上の方を対象に町内自治公民館等に自主的に気軽に集まり、介護予防に効果のある体操（シルバーリハビリ体操等）で体を動かしながら、楽しく活動するグループの活動を町が支援しています。</p> <p><通いの場実施個所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：15か所
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●通いの場体操くらぶの活動支援を行うとともに新規通いの場立ち上げ支援も行います。</p> <p>●通いの場活動の周知も行い活動希望者の増加を図ります。</p>

■こびりっこサロン（再掲）

取組み内容	<p>○各地区の自治公民館等において住民主体で実施される「こびりっこサロン」の運営支援を社会福祉協議会に委託し、サロン参加者が安心して活動できるように支援しています。</p> <p><実施団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：17団体 <p><活動回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：373回
-------	---

<目標>

	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)	備考
地域の居場所がある行政区数	か所	31	41	エン（縁）ジョイネットワーク、通いの場、こびりっこサロン累計値

※第8次矢巾町総合計画 施策②-23 高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進では、令和9年度までの目標値を45か所としております。

基本目標 2 住み慣れた地域で暮らしていくための体制づくりの推進

1 認知症施策の推進（重点）

高齢者人口の増加に伴い、今後認知症高齢者がますます増加することが予想されることから、認知症高齢者とその家族の意思を尊重した支援や社会参加により本人発信ができる体制を整備し、相談体制の充実を図ることはもとより、認知症について正しく理解を深め、地域全体で見守る体制を整えることが重要です。

第8期計画においては、令和元年6月に策定された「認知症施策推進大綱」を踏まえた施策を実施してきました。「認知症施策推進大綱」の対象期間は令和7年までであり、令和4年12月に、施策の進捗状況について中間評価が行われたことから、今後は、中間評価の結果も踏まえた施策を進めることが重要です。また、令和5年に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて、市町村認知症施策推進計画を策定し、認知症施策を推進していきます。

町では、「矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例」を制定し、令和5年4月1日より施行されました。条例では「認知症があっても希望を持ち、心豊かに安心して暮らし続けることができる 認知症とともに生きる まち」の実現を目的としています。認知症の方だけでなく、日常生活を支える家族とともに支援し、住み慣れた地域とともに暮らしていくための体制づくりをチームオレンジの活動を通して推進していきます。

（1）認知症早期発見、予防対策

■認知症への理解を深めるための普及啓発の推進	
取組み内容	<p>○認知症サポーター研修を各地区公民館、小学校などで実施し、認知症の正しい知識を普及啓発しています。</p> <p>○世界アルツハイマー月間の際にオレンジの掲示物を飾り、令和5年度には大規模な認知症セミナーを開催しました。</p> <p>○認知症ケアパス（おれんじガイド）に若年性認知症を含む認知症の情報や相談窓口を掲載し、普及啓発しています。</p> <p>＜認知症サポーター養成講座実施回数＞</p> <p>・令和4年度：23回</p>

■ 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進	
令和 6～8 年度 に取り組む目標	● 認知症とともに生きるまちづくり条例に基づき、認知症についての周知活動の継続と、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをさらに拡充していきます。

■ 認知症の早期発見・早期対応	
取組み内容	○ 認知症を発症した際には、早い段階で治療することによりその進行を遅らせることができるため、早期対応が重要となります。そのため、地域包括支援センターが民生委員などと連携して認知症の疑いのある人の早期発見に努めます。 ○ また認知症初期集中支援チームにて介護サービスや医療につながっていない人に対して、チーム員会議を開き対応を検討した上で支援を実施しています。（年 1 人程度）
令和 6～8 年度 に取り組む目標	● 認知症が疑われるものの受診につながるものが困難と思われる際には、認知症初期集中支援チームにつなぎ速やかに支援につながるよう関係機関内での連携等強化を図ります。

■ 認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの設置	
取組み内容	○ 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を設置し、認知症施策の企画・運営を行いながら、医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関との連携や支援、認知症の人とその家族への相談体制の整備と相談支援の充実に取り組んでいます。 ○ 認知症初期集中支援チームにてサービスの接続や支援内容検討を実施しています。
令和 6～8 年度 に取り組む目標	● 認知症に対する相談に関して速やかに支援を実施できるように相談支援体制を継続します。

■ 認知症の発症予防	
取組み内容	○ 介護予防・認知症施策推進拠点施設「えんじょいセンター」にて、認知症予防教室の開催や認知症に関連する事業を実施しています。 ○ 認知機能の維持・改善を図るため運動と認知課題を組み合わせた認知症予防の体操であるコグニサイズを実施します。 ○ 地域からコグニサイズ教室の希望があった際に地区公民館やえんじょいセンターでコグニサイズ教室を実施しています。
令和 6～8 年度 に取り組む目標	● コグニサイズを継続的に行う地区団体が増えており、引き続き広くコグニサイズの周知を行います。 ● 集合型教室の開催方法についてより開催しやすい方法を検討します。

■岩手医科大学「やはば脳とカラダのいきいき健診事業（認知症コホート研究）」と連携した取組み	
取組み内容	<p>○岩手医科大学神経内科・老年科と矢巾町が協定を締結し、高齢化率の高い行政区が選定され、平成28年度は13行政区、平成29年度は6行政区の65歳以上で、研究の同意を得られた方を対象に、健診事業を実施し、約1,000人が健診を受けています。これにより、生活習慣の改善や病気の早期発見・早期治療に取り組んでいます。</p> <p>○令和2年度には新たに包括協定を締結し、健診受診者に対する追跡調査や健康教室等を実施しており、今後も継続して取り組んでいきます。</p>

(2) 認知症高齢者及び家族への支援

■認知症ケアパスの普及	
取組み内容	<p>○矢巾町認知症ケアパスである「おれんじガイド」を作成しています。認知症発生要因や種類だけでなく、矢巾町の福祉事業や介護サービスの紹介も掲載しています。</p> <p>○おれんじガイドは訪問時の説明に活用しています。また、ホームページに掲載し、広く周知を心掛けています。</p>
令和6～8年度に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年度に法改正部分や新しい事業所の情報を掲載し、「おれんじガイド」の内容を更新します。 ●おれんじガイドを広報や、福祉だよりなどに掲載し、さらに介護事業者とも連携し周知を図ります。 ●おれんじガイドを活用し認知症相談窓口の普及啓発を行い、相談しやすい環境づくりに努めます。

■認知症サポーター養成講座開催の推進	
取組み内容	<p>○矢巾町キャラバン・メイト連絡会を中心に地域住民や学校・生活関連企業等に対して養成講座を開催し、サポーターを増やすことで認知症の人や家族への見守り・支援の輪を広げていきます。</p> <p><年間認知症サポーター養成数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：751人（累計8,280人）
令和6～8年度に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座のさらなる推進として、より多くの場での講座開催の検討を行います。 ●認知症に関する普及啓発のため、今後も引き続き事業を継続していきます。

<目標>

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成者(累計)	人	9,400	10,000	10,600

■ チームオレンジの活動推進	
取組み内容	<p>○矢巾町はチームオレンジ矢巾を令和3年度に結成。介護予防・認知症施策推進拠点施設（矢巾町えんじょいセンター）を活動拠点とし、認知症の普及啓発などの様々な活動をしてきました。</p> <p>チームオレンジの主な活動としては、認知症サポーター養成講座、「おれんじカフェ」（認知症カフェ）や、要介護者でも参加できる「おれんじデー」の開催、認知症の人の居宅へ出向く出前支援などを行なってきました。</p> <p>〈構成団体〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢巾町おれんじボランティア ・高齢者にやさしいお店 ・矢巾町キャラバン・メイト連絡会 ・矢巾町わんわんパトロール隊 ・認知症当事者・家族 など
令和6～8年度に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●今後のチームオレンジ活動に対しての企画立案を継続します。 ●チームオレンジの普及啓発を行い、認知症サポーターの養成や認知症とともに生きるまちづくりのさらなる推進を図ります。

■ 認知症の人の介護者への支援	
取組み内容	<p>○家族介護者の方も参加できる、おれんじカフェ（認知症カフェ）を定期開催し、介護者の方からの相談や話し合いを行い対象者に必要な支援をします。</p>
令和6～8年度に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●おれんじカフェ（認知症カフェ）の周知をより強化し、家族介護者の交流を図ります。

■ 地域の見守り体制づくり	
取組み内容	<p>○行方不明になって捜索が必要になった場合に、警察と関係機関が協力し、早期発見と安全保護を目指す「見守りSOSネットワーク」の取組みや「みまもりタグ」の利用促進、「徘徊模擬訓練」の実施、「やさしさはばたくネットワーク会議」の取組み、「矢巾わんわんパトロール隊」による見守りを行い、安心して暮らすことができる体制づくりを行います。</p>
令和6～8年度に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●みまもりタグの活用方法の再検討を行い、より良い体制づくりに努めます。 ●地域における見守り機関で情報共有の場を持ち徘徊模擬訓練の実施計画を再検討して、より地域の実情に即した体制づくりに努めます。（町防災及び高齢者担当、警察、居宅介護支援事業所、地域ボランティア団体）

■地域密着型介護サービスの整備	
取組み内容	○小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護が提供されており、今後も認知症対応型のサービスを中心とした身近な地域における介護サービス提供基盤の充実を図ります。
■本人及び家族への支援	
取組み内容	○成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進、消費者被害防止のための取組みを関係機関の連携のもと推進します。 ○本人に対して、おれんじデーへの参加勧奨や相談支援等を行い、支援が途切れないように支援者間で体制を整えました。 ○家族介護者同士が交流できる場（おれんじカフェ（認知症カフェ）や介護者の集い等）を設けることで同じような悩みや苦労を話し合える機会をつくり、介護する家族の支援を行います。
令和6～8年度に取り組む目標	●本人や家族介護者の発信や社会参加ができる機会の確保を検討します。また、本人の意志決定も尊重しながら日常生活部分の支援を継続して行います。

2 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を送るためには、高齢者の利用に配慮した暮らしやすい住宅の確保が必要です。

介護サービスを利用しながら在宅で生活を続けたいと希望する高齢者のために、住宅改修等の利用促進や相談を通じて、多様なニーズに対応した住まいの整備に努めます。また、県との情報連携を密にし、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など多様な居住環境の整備に努めます。

(1) 高齢者福祉施設

■養護老人ホーム

<p>取組み内容</p>	<p>○65 歳以上の方で、心身の健康状態やその置かれている環境の状況及び経済的理由等を総合的に勘案して近隣市町（老人ホーム入所判定委員会の運営）にて判断を行い、在宅での生活が困難な高齢者を入所措置する施設です。</p> <p>○現在、本町には該当する施設はありませんので、利用者意向を踏まえ近隣市町と連携を取りながら、入所者の生活を支援していきます。</p>
--------------	--

■軽費老人ホーム（ケアハウス）

<p>取組み内容</p>	<p>○60 歳以上で、身の回りのことはできても自立した日常生活に不安がある身寄りのない方、家庭の事情等によって家族との同居が困難な方などが入居する施設です。</p> <p>○低額な料金で入居でき、食事の提供等の日常生活上の便宜の提供が図られます。</p> <p>○本町に該当する施設が1か所あります。</p> <p>○住宅と生活支援サービスを組み合わせた支援の必要性から、軽費老人ホームの担う役割は重要性を増していることを鑑み、必要に応じて事業者の参入促進を図ります。</p>
--------------	---

(2) 有料老人ホーム

■有料老人ホーム	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○入居した高齢者に入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、または日常生活上必要な支援を行う施設です。 ○現在、本町には該当する施設が6か所あります。 ○今後も身近な地域に多様な住まいの選択肢を確保する観点から、高齢者の利用ニーズと既存施設の定員数を踏まえ、必要に応じて事業者の参入促進を図ります。 ○民間事業者による有料老人ホームの整備の動向等を把握し、高齢者等に対する情報提供に努めます。

(3) サービス付き高齢者向け住宅

■サービス付き高齢者向け住宅	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○制度化された高齢者のための住まいで、住居の権利が保障された上で、介護・医療・住宅の連携のもと、自由にサービスを選択することができる賃貸住宅です。 ○現在、本町に該当する施設が1か所あります。 ○今後、多様な住まいに対する高齢者のニーズが想定されることから、サービス付き高齢者向け住宅の必要性に応じて検討していきます。 ○民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の整備の動向等を把握し、高齢者等に対する情報提供に努めます。

(4) 自宅の改修等の支援

■住宅改修等支援	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者にやさしい住まいづくり事業を実施し、住宅改修費の軽減策として改修費用の助成を行います。 ○自宅での安心した生活を支援するために、事業の普及啓発に努めます。

3 緊急時の対策及び対応の充実

介護事業所等と連携し防災や感染症などへの対策についての周知啓発や情報共有を行うとともに、定期的に介護事業所等の対策状況を確認し緊急時における体制の整備を推進します。

(1) 防災・災害時の対応の充実

■災害時避難行動要支援者台帳登録制度	
取組み内容	○家族等の支援を受けることが困難な、75 歳以上の者だけで構成される世帯や、要介護3以上で在宅生活している方などが地域の中で支援を受け、災害時に迅速かつ的確に避難できるよう、登録制度を周知しています。
令和 6～8 年度 に取り組む目標	●個別計画の充実を図ります。また、要介護認定を受けている高齢者について、ケアマネと連携した計画の作成を検討します。 ●従来取り組んできた、名簿登録の勧奨、名簿の管理、地区組織との名簿の共有を継続します。

■介護サービス事業所等との連携	
取組み内容	○居宅介護支援事業所を中心に介護サービス事業所と連携し、要支援者について把握し、災害発生時の対応について検討します。 ○介護サービス事業所等で策定している災害に関する計画や避難訓練の実施状況等を定期的に確認するとともに、災害の種類などに応じた避難行動等の確認を促します。

(2) 防犯・安全対策の充実

■消費者被害対策に関する啓発事業	
取組み内容	○関係機関と連携し、多種多様化する消費者被害の実態やその防止方法等の啓発に取り組みます。

(3) 感染症への対策の構築

■介護サービス事業所等との連携	
取組み内容	○介護サービス事業所等に対して感染症対策についての周知啓発を実施します。

■サービス継続支援	
取組み内容	○介護サービス事業所等において、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか定期的に確認するとともに、介護サービス事業所等における感染症対策に、感染症対策研修や必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備構築の支援を行います。
令和6～8年度に取り組む目標	●平時からの感染症対策として、感染症専門家による感染症対策研修を実施します。 ●運営指導時に、事業所の感染症対策についての振り返りを事業所とともにを行います。

(4) 高齢者虐待防止の推進

高齢者の虐待は、様々な要因が複雑に絡み合っていることが多くことから、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、保健・医療・福祉の関係者や民生児童委員など地域住民との連携のもと、虐待の未然防止と早期発見、早期対応に向けた体制を構築します。

■養護者による高齢者虐待への対応強化	
取組み内容	○虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組んでいきます。また、養護者に該当しないものによる虐待やセルフ・ネグレクト等の防止についても取組み、高齢者虐待への対応を強化していきます。
令和6～8年度に取り組む目標	●事業者へ虐待予防に係る情報提供を行います。また虐待を把握した際の町や長包括支援センターへの通告について、手順を作成し周知します。

■養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化	
取組み内容	○養介護施設等に対して、法による権限を適切に行使し、養介護施設従事者等への教育研修や管理者等への適切な事業運営の確保を求めることが重要となるため、県と協働して養介護施設従事者等による虐待の防止に取り組んでいきます。
令和6～8年度に取り組む目標	●虐待を把握した際の町や町包括支援センターへの通告について、手順の作成と事業者への周知をします。

■ネットワーク構築	
取組み内容	○関係機関とは必要時支援できるよう、虐待のみでなく平時からの対応で関係性を構築し、介護保険サービス事業所へは集団指導により虐待発見の際の速やかな通報について周知してきました。
令和6～8年度に取り組む目標	●虐待を未然に防ぐために家族介護者へ介護知識の周知や、介護保険制度利用について学ぶ機会を設けます。また、地域の支援者と連携を図り、気づき、見守りを行っていきます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

これまで地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、生活の様々な場面において、地域の人々による支え合いがみられましたが、高齢化の進展や社会環境の変化、ライフスタイルの変化等から地域における支え合いの機能が弱まってきています。このような地域の人々の支え合いを再構築することで、誰一人孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。地域福祉の「支え手」と「受け手」という関係を超えてつながることで、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指します。

(1) 地域福祉計画との連動

■地域を支える人の育成	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○矢巾町キャラバン・メイト連絡会を中心に地域住民や学校・生活関連企業等に対して養成講座を開催し、サポーターを増やすことで認知症の人や家族への見守り・支援の輪を広げていきます。 ○認知症サポーター養成講座を受講した企業は「高齢者にやさしいお店」の登録、住民はフォローアップ講座も行い、おれんじボランティアの育成活動支援を行います。
令和6～8年度に取り組む目標	●認知症サポーター養成講座により認知症の普及啓発を継続して行い、認知症とともに生きるまちづくりを推進します。
■支援につながる・つなげる仕組みの展開	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援体制整備事業において、属性を問わない相談（地域包括支援センター）、地域づくり（通いの場活動支援）（生活支援コーディネーターによる地域課題の解決）に取り組んでいます。 ○生活支援コーディネーターは通所型サービスC（リアクト）参加者が修了後に運動を継続するための地域の居場所の新設にも取り組んでいます。
令和6～8年度に取り組む目標	●それぞれの事業を継続し関係機関との連携強化を図り、複雑化・複合化したニーズに対応できるよう努めます。

■誰もが活躍できる地域の構築	
取組み内容	<p>○地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーター等が連携して地域課題を把握し、地域住民や社会福祉法人等による生活支援サービスの拡充・創出に努めます。</p> <p>○支える側、支えられる側という従来の関係から、それぞれが役割を持ち、地域で支え合う関係の構築を推進します。</p>

(2) ボランティア活動等の促進

■シルバーリハビリ体操の指導者（ボランティア）の養成	
取組み内容	<p>○町主催でシルバーリハビリ体操 3 級指導者養成講習会を年 1 回実施しています。</p> <p>○県が開催する 1 級及び 2 級指導者養成講習会を指導者に周知し、参加を促し指導者のスキルアップに努めています。</p>
令和 6～8 年度 に取り組む目標	●参加者増加を目標に、他市町村との交流や合同で事業を進めるなど、より効果的な方法を検討していきます。

■おれんじボランティアの育成・活動支援	
取組み内容	<p>○おれんじボランティアの事務局である矢巾町包括支援センターが、おれんじボランティアの育成と活動支援を実施しています。</p> <p>○おれんじボランティアは訪問型サービス B 事業（日常生活支援）を実施しています。</p> <p>＜訪問型サービス B 支援実施延べ回数＞ ・令和 4 年度：373 回</p>
令和 6～8 年度 に取り組む目標	●訪問型サービス B の需要が多くなってきており、おれんじボランティアが継続して活動できるように支援します。

<目標>

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
おれんじボランティアの 新規養成数	人	3	6	9

(3) 自立支援、介護予防・重度化防止等の取組み内容及び目標

■総合事業の実施状況の分析・評価	
取組み内容	<p>○介護予防・日常生活支援総合事業は、住民主体の取組みを含む、多様な主体によって介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるようにすることで、地域の実情に応じたサービス提供を行えるようにすることを目的とした事業です。そのため、地域の課題への対応や活性化を図っていくために、実施状況等について検証を行いながら、課題解決に向けて取り組んでいくことが必要となります。</p> <p>○町で介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について、定期的に、調査、分析及び評価を行っていきます。</p>
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●総合相談窓口の周知強化を行います。</p>

■通いの場体操くらぶ（再掲）	
取組み内容	<p>○概ね65歳以上の方を対象に、町内自治公民館等に自主的に気軽に集まり、介護予防に効果のある体操（シルバーリハビリ体操等）で体を動かしながら、楽しく活動するグループの活動を町が支援しています。</p> <p><通いの場実施箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：15か所
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●通いの場体操くらぶの活動支援を行うとともに新規通いの場立ち上げ支援も行います。</p> <p>●通いの場活動の周知も行い活動希望者の増加を図ります。</p>

■こびりっこサロン（再掲）	
取組み内容	<p>○各地区の自治公民館等において住民主体で実施される「こびりっこサロン」の運営支援を社会福祉協議会に委託し、サロン参加者が安心して活動できるように支援しています。</p> <p><実施団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：17団体 <p><活動回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：373回

■認知症サポーター養成講座開催の推進（再掲）	
取組み内容	<p>○矢巾町キャラバン・メイト連絡会を中心に地域住民や学校・生活関連企業等に対して養成講座を開催し、サポーターを増やすことで認知症の人や家族への見守り・支援の輪を広げていきます。</p> <p><年間認知症サポーター養成数></p> <p>・令和4年度：751人</p>
令和6～8年度に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座のさらなる推進として、より多くの場での講座開催の検討を行います。 ●認知症に関する普及啓発のため、今後も引き続き事業を継続していきます。

5 包括的支援事業の充実

総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントなどを通じて、地域ケアマネジメント・地域のネットワークづくりを実施します。地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、介護や健康、医療など様々な面から、地域で暮らす高齢者を支えるための拠点です。また、地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において高齢者のみならず、属性を問わない相談受付を行い、他機関との連携を図りながら、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患または認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を送ることができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応、感染症発生時や災害時対応等の様々な局面において、在宅医療及び介護関係者等の連携を推進するための体制の整備を図ります。

また、全国的に問題とされている中学生や高校生などの若年者による家族介護（ヤングケアラー）や、介護のために家族が仕事を辞めてしまう介護離職について、全世代型社会保障の構築を進める観点から、家庭における介護の負担軽減のための取組みを進めることが重要になります。そのため、介護が必要となる年代以外の若い世代にも制度と相談窓口の周知を図るとともに、介護者が安心感を持てる相談・支援体制の強化を図ります。

（1）地域包括支援センターの機能強化

■地域包括支援センターの機能強化	
取組み内容	<p>○本町では包括支援センターを1か所設置しており、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務、認知症総合支援事業、地域ケア会議の開催、社会保障充実分の包括的支援事業との連携を実施しています。</p> <p>○通所型サービスC及び訪問型サービスBの総合事業や在宅医療・介護連携事業、生活支援体制整備事業について、関係機関と常に連携して取り組んでいます。</p> <p>○地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現に向けて、行政機関と連携・協働し積極的に取り組みます。</p>

■地域包括支援センターの機能強化	
	<p><令和4年度各相談件数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談：1,036件 ・介護予防・総合事業：1,135件 ・権利擁護・生活支援：161件 ・包括的継続的ケアマネジメント：120件 ・その他、認知症事業など：112件
令和6～8年度に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの周知の強化に努めます。 ●高齢者の安心生活を支援するにあたり、地域ケア個別会議により、適切な支援の方法を本人や家族及び、支援者と協議に努めます。

(2) 総合相談支援事業

■総合相談支援事業	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○重層的支援体制整備事業により、地域包括支援センターの社会福祉士等各専門職が、町民の属性を問わない各種相談を幅広く受け付けるとともに、相談・苦情の受付等についても窓口となって対応します。 ○地域における様々な関係者とのネットワーク構築を図り、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、支援方針に基づく様々なサービス等への利用のつなぎ機能などの継続的・専門的な相談支援を行い、重層的支援体制整備事業との連携による制度横断的、多面的な支援を展開します。

(3) 権利擁護事業

■権利擁護事業	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○尊厳の保持と意思決定支援を基本に地域で自分らしく暮らす権利を護る支援を推進します。 ○矢巾町社会福祉協議会では判断能力が不十分なため日常生活に困っている高齢者等に対して、安心して日常生活が送れるようにするために、令和4年度から年2回、成年後見制度に特化した相談会を、盛岡広域成年後見センターと連携し開催しています。 ○高齢者虐待の防止、成年後見制度の普及・促進、消費者被害の防止等の取組みを推進します。また、中核機関である盛岡広域成年後見センターと連携して成年後見制度の利用促進に取り組めます。 <p><盛岡広域成年後見センター 相談件数(本町分)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：43件

■権利擁護事業	
	<p>○高齢者虐待については、介護事業所集団指導等で、通告義務があること、町健康長寿課または町包括支援センターへ通告するよう周知しています。また、通告を受け、事実確認、対象者の保護及び家族への対応について、町や包括が中心となり対応しています。</p> <p>＜虐待相談件数（町包括）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：4件
令和6～8年度に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●町民及び支援者に成年後見制度等の周知を行います。また、意思決定支援にかかる支援者の意識付けを行うよう、研修を開催します。 ●矢巾町社会福祉協議会による成年後見制度に特化した相談会を継続実施します。 ●盛岡広域成年後見センター（中核機関）の設置を継続します。 ●高齢者虐待の通告義務について、引き続き周知を行います。

（4）介護予防ケアマネジメント事業

■介護予防ケアマネジメント事業	
取組み内容	<p>○自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的とし、総合事業対象者について地域包括支援センターの保健師等各専門職が、個々の状態に応じた介護予防ケアプランを作成し、効果的に介護予防を進めます。</p>

（5）包括的・継続的マネジメント支援業務

■包括的・継続的マネジメント支援業務	
取組み内容	<p>○地域包括支援センターの主任介護支援専門員等各専門職が地域包括ケアを推進するために介護支援専門員等に対して包括的・継続的ケアマネジメントを実施することができるように支援を行います。</p> <p>＜ケアマネ・サービス事業所合同連絡会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：11回 <p>＜主任介護支援専門員意見交換会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：2回 <p>＜ケアマネ連絡会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：2回 <p>＜支援困難事例検討会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：15回
令和6～8年度に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●制度利用に関する内容のほか、ケアマネジメント力向上につながる研修を開催します。加えて、難しいケースにも対応できるように事例検討会を開催し、対応力の向上を図ります。

(6) 地域ケア会議の推進

■地域ケア会議	
取組み内容	<p>○地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの構築を実現するために、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進める手法の一つで、地域ケア個別会議と地域ケア推進会議を開催します。</p> <p>○地域包括支援センターを中心に支援困難事例や自立支援が必要な事例等を検討する地域ケア個別会議を開催し、保健・医療・福祉・司法関係者及び介護サービス提供に関わる事業者などの各分野の関係機関と連携し、情報を共有しながら尊厳の保持と自立支援を推進します。</p> <p>＜地域ケア個別会議検討＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：8回 <p>＜地域ケア自立支援型会議検討＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：4回 <p>○個別ケースの積み重ねから見えてきた課題について、地域における多職種の関係者間で検討し、共通課題の共有と地域課題の把握を図ります。</p> <p>○把握された地域課題解決に向けては、町を中心に地域ケア推進会議を開催し、関係者間の調整や地域のネットワークづくりの具体化、新たな事業の立ち上げ等を検討します。</p> <p>＜地域ケア推進会議の開催＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：1回
令和6～8年度に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●複数の地域課題が把握された後、年度ごとにテーマを決めて、多機関で具体策の実現に向けた検討を行います。 ●生活支援協議会等、他の生活支援や地域づくりに係る会議体と連動した会議運営を行います。

(7) 在宅医療・介護連携の理解促進

■在宅医療・介護連携に関する情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画・立案、周知	
取組み内容	<p>○地域医療・介護資源リスト、資源マップ、居宅介護支援事業所等一覧の整備（更新）を行います。</p> <p>○医療介護関係者等へのアンケート・ヒアリング等の実施、各種会議の開催・参画により、課題の把握・対応策を検討します。</p>
■在宅医療・介護連携に関する相談対応、情報提供及び助言等支援	
取組み内容	<p>○町民の相談窓口である地域包括支援センターと連携し、医療・介護の支援を行います。</p>

■地域住民の理解を深めるための普及啓発	
取組み内容	○地域医療・介護資源マップやパンフレットの整備、ホームページ掲載等により在宅医療・介護連携に関して普及啓発を図るとともに岩手県と岩手県医師会作成の「わたしの生きるノート」を活用し、意思決定支援等の普及啓発を行います。また、地域住民を対象とした講演会等の開催を検討します。
令和6～8年度に取り組む目標	●地域住民を対象とした事業に関わる講演会、研修を開催し、普及啓発に努めます。

■医療・介護関係者に対する研修及び支援	
取組み内容	○在宅療養・多職種連携支援研修、認知症対応力向上研修、地域リハビリテーション研修等を開催します。 ＜医療関係者向けの研修開催回数＞ ・令和4年度：7回
令和6～8年度に取り組む目標	●医療関係者向けの研修を継続し、スキル、知識の向上を図ります。

■切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	
取組み内容	○在宅療養に関する会議や研修会の機会を活用した多職種連携、医療職と介護職のチームケアなど実践的ネットワークの構築支援を行います。

■在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携（協議）	
取組み内容	○紫波郡地域包括ケア推進支援センターを共同設置している紫波町と連携し、郡内の在宅医療・介護連携体制の整備、支援を行います。

■紫波郡地域包括ケア推進協議会の設置	
取組み内容	○紫波町、紫波郡医師会との連携のもと、医療介護の連携、地域包括ケアシステムの構築等について協議するため、平成28年6月に地域の医療介護関係者による「紫波郡地域包括ケア推進協議会」を設置し、協議を行っています。 ＜協議会の開催＞ ・令和4年度：2回
令和6～8年度に取り組む目標	●日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの4つの場面ごとにあるべき姿の実現に向けた取組み事項のPDCAを設定、取組を推進します。

■紫波郡地域包括ケア推進支援センターの設置運営

取組み内容	○平成 28 年 10 月に紫波町と共同して設置した「紫波郡地域包括ケア推進支援センター」を医療・介護連携の拠点として、紫波町と矢巾町の在宅療養のための医療介護資源の拡充と担い手の疲弊防止、多職種連携のための環境整備、顔の見える関係づくりから実践的なネットワークの構築など、在宅療養の環境づくりを支援しています。
-------	--

6 多様な生活支援の展開

高齢者が住み慣れた地域社会で、できるだけ長く自立した生活を送れるよう高齢者や家族構成等のその人に合った多様な在宅サービスを提供し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

本人の希望を踏まえて、高齢者が地域とのつながりを維持しながら生活を継続できる環境づくりが求められています。町では、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置するなど、高齢者やその家族の実態や地域資源を把握しながら、高齢者が暮らしやすい環境づくりを推進していきます。

また、町では重層的支援体制整備事業を実施しています。介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「くらしの困りごと」に対応するため、町全体で「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業です。本事業を実施することで、町民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる仕組みをつくり、地域住民が主体となって活動できるまちを目指していきます。

（1）町及び関係機関等による生活支援サービスの実施

■寝具等洗濯乾燥サービス事業	
取組み内容	○65 歳以上の寝たきりまたは認知症の高齢者を対象に、寝具等の衛生管理を目的とした洗濯及び乾燥サービスを年3回実施します。
令和 6～8 年度 に取り組む目標	●令和 3 年度から希望者無しのため、事業見直し等も視野に取組みを検討します。

■配食サービス事業	
取組み内容	○食事の準備等が困難な 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯等、もしくはこれに準ずる世帯を対象に、食事を定期的に配食することで食事の量及び質を確保し、高齢者の健康保持を支援し、定期的な見守りにつなげます。 <配食サービス> ・令和 4 年度：50 件
令和 6～8 年度 に取り組む目標	●介護保険によらない在宅生活支援サービスとして継続実施します。 ●より利用しやすい事業の実施を検討します。

■高齢者世帯等冬期生活援助事業	
取組み内容	<p>○除雪中による高齢者の事故防止や、快適な高齢者の生活を支援するため、65 歳以上の要介護（支援）状態にある方のみで構成される世帯等を対象に冬期間の除雪を援助します。</p> <p><登録世帯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度：148 世帯
令和 6～8 年度 に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●冬期の安心した在宅生活支援サービスとして継続実施します。 ●除雪の担い手が減少傾向にあり、生活支援コーディネーター等他事業とも連携し対策を検討します。

■緊急通報装置貸与事業	
取組み内容	<p>○高齢者の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を対象に緊急通報装置を貸与します。有事には設置業者が電話対応や訪問を行います。</p> <p><利用世帯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度：17 件
令和 6～8 年度 に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●町の広報紙やケアマネ連絡会等で事業の周知を行い、利用者の増加を図ります。

■家族介護用品支給事業	
取組み内容	<p>○要介護者（要介護 3 以上の方）を在宅で介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品の支給券を支給し、介護する家族の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p><支給内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 枚 1,000 円分を年間最大 72 枚交付 <p><利用者数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度：7 人
令和 6～8 年度 に取り組む目標	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅介護をする家族の金銭的支援のために継続します。 ●ケアマネへの周知を行い、必要とする方への周知を強化します。

■徘徊高齢者等位置検索サービス端末導入助成事業	
取組み内容	<p>○ホームページの掲載によるほか、認知症により徘徊可能性のある方のご家族、SOS ネットワーク事業に登録される方に対して、みまもりタグの周知を実施しています。</p> <p>＜利用人数（延べ）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：6人
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●利用者人数は年々減少しており、認知症当事者、介護家族にとって使いやすいサービスとなっているか利用状況等の確認を行い、より良いサービスの提供につなげます。</p>

■日常生活自立支援事業	
取組み内容	<p>○町社協は、住民へ事業の周知として、毎年、やはばのふくし（町社協の広報紙）に掲載しています。また、相談窓口を担い、事業を担当している盛岡市社協に相談をつないでいます。</p> <p>○盛岡市社協は、利用希望者と面談を実施し、事業にかかる契約事務を行っています。</p> <p>＜日常生活支援事業利用者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：4人
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●引き続き、事業及び相談窓口の周知を行います。また対応が必要な場合にスムーズに成年後見制度利用の相談につながるよう、体制を構築します。</p>

■おつかいサービス	
取組み内容	<p>○65歳以上の独居または世帯、障がい者のみの世帯で、公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、自宅から矢巾ショッピングセンターまでの送迎を行います。</p> <p>＜おつかいサービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：21人
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●事業内容に変更なく継続実施します。</p>

■おでかけ送迎サービス	
取組み内容	○移動に車いすが必要な方を対象に、車いすごと乗降できる車両を使用して、ボランティアによる送迎を行います。 ＜おでかけ送迎サービス利用者数＞ ・令和4年度：9人
令和6～8年度に取り組む目標	●需要が増えていることから、送迎ボランティアをさらに養成し安定した事業の実施体制を構築します。

■ふれあい弁当	
取組み内容	○70歳以上の独居または世帯、障がい者のみの世帯で、食事づくりが困難な方に、調理ボランティア手作りのお弁当を、配達ボランティアが見守りも兼ねて配達します。 ＜ふれあい弁当＞ ・令和4年度：38人
令和6～8年度に取り組む目標	●事業内容に変更なく継続実施します。

(2) 生活支援サービスの強化

■生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置	
取組み内容	○令和4年度から第1層生活支援コーディネーターを町社会福祉協議会へ委託し1名配置しています。また、小学校区ごとに町内4つの社会福祉法人に第2層コーディネーターを4名配置しています。 ＜生活支援協議会開催回数＞ ・令和4年度：2回

■生活支援コーディネーターによる支援体制の整備	
取組み内容	○高齢者の日常生活支援として、介護予防や地域の助け合い活動の取組みを支援します。毎月の打合せ会等にて役割を明確にし、地域の様々な支え合い活動をつなぎ、組み合わせる調整役を担っています。 ○地域団体や企業の取組みと住民ニーズのマッチングを行います。令和4年度は移動販売と買い物ニーズのマッチングを行いました。

■矢巾町生活支援協議会の設置	
取組み内容	○定期的な情報共有や連携強化のためのネットワークとして、生活支援コーディネーターやサービスの提供主体等で構成する「矢巾町生活支援協議会」を設置しており、情報共有や連携・協働による資源開発等の推進をしています。

(3) 任意事業

■家族介護慰労事業	
取組み内容	○在宅で重度の要介護者を、介護保険のサービスを利用せずに介護をしている家族の方を対象に、慰労金を支給します。

■成年後見制度利用支援事業	
取組み内容	○矢巾町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、町民に広く制度の普及・啓発を行います。 ○町長申立が必要な方への申立支援や必要に応じ報酬助成を行います。

■住宅改修支援事業	
取組み内容	○高齢者向けに居室等の改良を希望する方に対して住宅改修に関する相談・助言を行います。

基本目標3 介護保険事業の充実

1 居宅系サービスの充実

高齢者人口の増加に伴い、介護サービスに対するニーズの増加が見込まれます。また、家族の介護による離職も発生しており、介護離職をなくしていくためにも、居宅系サービスの充実が必要です。そのため、介護が必要となっても住み慣れた地域で家族の負担を軽減して生活できるように、本計画に基づき居宅系サービスの充実に努めるとともに、介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービス提供がされるように努めます。

(1) 居宅サービス／介護予防サービス

事業名	取組み内容
訪問介護	○訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(回/月)	5,679	6,010	6,344	6,690	6,870	6,958	7,045	7,308	10,331
	(人/月)	145	156	152	156	162	165	168	178	242

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	ケナフヘルパーステーション	028-3603	矢巾町西徳田第5地割 200 番地 12	019-698-3075
2	ニチイケアセンター矢巾	028-3615	矢巾町南矢幅第 12 地割 237 番地1	019-698-1266
3	ヘルパーステーション鶴亀	028-3601	矢巾町高田第 15 地割 28 番地 14	019-697-0804
4	ヘルパーステーションなでしこ	028-3615	矢巾町南矢幅第8地割 111 番地6	019-613-4950
5	ヘルパーステーションにぎ和い	028-3601	矢巾町高田第 13 地割 224 番地4	019-658-8801
6	ヘルパーステーションやはば	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-1385
7	訪問介護事業所 あんどげあ	028-3614	矢巾町又兵工新田第3地割200番地14	070-1358-9374

事業名	取組み内容
訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護	○要支援者・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。

[実績値と計画値]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	(回/月)	42	58	76	69	69	69	69	72	105
	(人/月)	8	13	15	17	17	17	17	18	26
予防給付	(回/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	訪問入浴介護やはば	028-3614	矢巾町又兵衛新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-1385

事業名	取組み内容
訪問看護／介護予防訪問看護	○訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

[実績値と計画値]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	(回/月)	412	463	515	588	599	616	627	667	916
	(人/月)	80	100	100	100	102	105	107	114	156
予防給付	(回/月)	49	58	66	58	58	58	63	71	83
	(人/月)	12	14	15	14	14	14	15	17	20

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	訪問看護ステーションやはば	028-3614	矢巾町又兵衛新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-1388
2	訪問看護ステーション結いの手	028-3609	矢巾町医大通二丁目7番7号 cocoテラスY2階	019-613-4493
3	訪問看護ステーションにぎ和い	028-3601	矢巾町高田第13地割224番地4	019-658-8801
4	訪問看護ステーション南昌	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地181	019-697-5211

事業名	取組み内容
訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション	○病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行うサービスです。

[実績値と計画値]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	(回/月)	658	846	787	833	874	885	905	956	1,296
	(人/月)	59	71	76	83	87	88	90	95	129
予防給付	(回/月)	169	157	202	254	254	266	277	307	360
	(人/月)	19	18	22	24	24	25	26	29	34

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 シェーンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋第 11 地割 35 番地 1	019-697-0066
2	訪問リハビリテーションこずかた	028-3614	矢巾町又兵衛新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-611-1380

事業名	取組み内容
居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導	○病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して療養上の管理・指導等を行うサービスです。

[実績値と計画値]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	(人/月)	65	74	80	96	98	99	100	106	147
予防給付	(人/月)	2	3	3	3	3	3	3	3	4

事業名	取組み内容
通所介護（デｲバｰｽﾞ）	○要支援者・要介護者が日帰りで通所介護事業所に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(回/月)	2,491	2,671	2,602	2,636	2,718	2,769	2,872	3,158	4,105
	(人/月)	228	254	250	255	263	268	278	306	397

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	生活介護センター「いちご園」	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 339 番地	019-698-2840
2	デイサービス とくたんの郷	028-3614	矢巾町又兵工新田第7地割 212 番地1	019-611-1711
3	ニチイケアセンター矢巾	028-3615	矢巾町南矢幅第 12 地割 237 番地1	019-698-1266
4	老人デイサービスセンター「百万石」	028-3627	矢巾町和味第2地割 106 番地5	019-698-3337
5	老人デイサービスセンター「百万石」矢巾口	028-3603	矢巾町西徳田第5地割 200 番地 12	019-698-3070
6	老人デイサービスセンター「百万石」矢幅駅西口	028-3615	矢巾町南矢幅第6地割 606 番地	019-611-2239

事業名	取組み内容
通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション	○要支援者・要介護者が日帰りで通所リハビリテーション事業所に通い、入浴や食事の提供や心身の機能の維持回復を図るため理学療法、作業療法等のリハビリテーションを受けるサービスです。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(回/月)	620	604	596	667	689	718	740	809	1,042
	(人/月)	79	81	87	94	97	101	104	114	147
予防給付	(人/月)	37	33	31	31	31	32	33	38	44

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 博愛荘通所リハビリテーション	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-697-1526
2	介護老人保健施設 シェーンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋第 11 地割 35 番地 1	019-697-0066

事業名	取組み内容
短期入所生活介護（ショートステイ） ／介護予防短期入所生活介護	○要支援者・要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(日/月)	642	585	608	599	609	615	637	685	934
	(人/月)	55	54	58	59	60	61	63	68	92
予防給付	(日/月)	7	5	7	12	12	12	12	12	19
	(人/月)	1	1	2	4	4	4	4	4	6

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	ショートステイやはば	028-3614	矢巾町又兵衛新田5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-2015
2	悠和荘短期入所生活介護事業	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地 312	019-698-1661

事業名	取組み内容
短期入所療養介護（ショートステイ） ／介護予防短期入所療養介護 【老健】【病院等】	○要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、医療管理のもとで看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(日/月)	99	119	113	113	113	126	126	136	172
	(人/月)	8	10	9	10	10	11	11	12	15
予防給付	(日/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(人/月)	1	0	0	0	0	0	0	0	0

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 シェーンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋第 11 地割 35 番地1	019-697-0066

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
2	介護老人保健施設敬愛荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地181	019-697-3288
3	介護老人保健施設博愛荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-2015

事業名	取組み内容
福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与	○要支援者・要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(人/月)	389	342	351	356	362	364	379	418	554
予防給付	(人/月)	80	86	89	90	91	94	98	109	127

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	株式会社かんきょう 盛岡支店	020-0891	矢巾町流通センター南三丁目5番1号	019-681-0788
2	株式会社サンメディカル	020-0891	矢巾町流通センター南一丁目7番8号	019-614-2131
3	フランスベッド株式会社 メディカル盛岡営業所	028-3621	矢巾町広宮沢第 11 地割 501 番地 11	019-639-2777

事業名	取組み内容
特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費	○要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）の購入する費用について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(人/月)	6	5	4	6	6	6	6	7	11
予防給付	(人/月)	2	1	2	4	4	4	4	5	5

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	株式会社かんきょう 盛岡支店	020-0891	矢巾町流通センター南三丁目5番1号	019-681-0788

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
2	株式会社サンメディカル	020-0891	矢巾町流通センター南一丁目7番8号	019-614-2131
3	フランスベッド株式会社 メディカル盛岡営業所	028-3621	矢巾町広宮沢第 11 地割 501 番地 11	019-639-2777

事業名	取組み内容
住宅改修／住宅改修（介護予防）	○要支援者・要介護者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行います。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(人/月)	3	3	2	1	2	2	2	2	3
予防給付	(人/月)	1	1	1	2	2	2	2	2	2

事業名	取組み内容
特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護	○介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム・軽費老人ホームに入居している要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、及び療養上の世話等を行うサービスです。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(人/月)	4	4	6	8	8	8	8	10	12
予防給付	(人/月)	1	1	0	0	0	0	0	0	0

事業名	取組み内容
居宅介護支援／介護予防支援	○要支援・要介護の認定を受けた方が、より自分に合ったサービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(人/月)	520	554	554	562	576	585	607	669	874
予防給付	(人/月)	120	120	125	125	127	130	135	152	176

[事業所一覧（居宅介護支援）]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	こん総合福祉相談所	028-3601	矢巾町高田第 12 地割 42 番地	019-681-0190
2	シェーンハイムやはば 居宅介護支援事業所	028-3606	矢巾町土橋 11 地割 35 番地1	019-697-0086
3	ニチイケアセンター矢巾	028-3615	矢巾町南矢幅第 12 地割 237 番地 1	019-698-1266
4	矢巾町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	028-3615	矢巾町南矢幅第 13 地割 123 番地	019-697-6564
5	矢巾町南在宅介護支援センター	028-3617	矢巾町太田第 17 地割 13 番地1	019-697-1774
6	こずかたケアプランセンター	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-613-7603
7	居宅介護支援事業所高原の駅	020-0891	矢巾町流通センター南四丁目8番 20 号	019-658-9091

[事業所一覧（介護予防支援）]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	矢巾町地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-611-2855

(2) 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

事業名	取組み内容
地域密着型通所介護	○小規模な事業所（定員 18 名以下）が提供する通所介護サービスであり、要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(回/月)	815	832	797	792	831	851	883	947	1,223
	(人/月)	71	74	74	77	81	83	86	93	119

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	GENKI NEXT 岩手矢巾	028-3603	矢巾町西徳田第6地割 153 番地2	019-601-5923
2	通所介護事業所 つりがねの郷	028-3623	矢巾町煙山第1地割4番地2	019-697-5147
3	デイサービス高原列車	020-0891	矢巾町流通センター南四丁目8番 20号	019-658-9091
4	矢巾町南デイサービスセンター	028-3617	矢巾町太田第 17 地割 13 番地1	019-697-1613
5	和音デイサービス矢巾	028-3603	矢巾町西徳田第5地割 86 番地6	019-613-8080

事業名	取組み内容
認知症対応型通所介護／介護 予防認知症対応型通所介護	○認知症であっても日常生活動作において自立している要支援者・要介護者が通所介護等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(回/月)	225	207	211	221	221	238	246	263	349
	(人/月)	23	19	21	22	22	24	25	27	35
予防給付	(回/月)	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	(人/月)	0	1	1	0	0	0	0	0	0

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	デイサービスつむぎ	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-2015

事業名	取組み内容
小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護	○要支援者・要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

[実績値と計画値]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	(人/月)	11	10	12	10	10	10	12	12	16
予防給付	(人/月)	3	5	3	2	2	2	2	2	2

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	小規模多機能型居宅介護事業所 むつき	028-3617	矢巾町太田第 17 地割 13 番地1	019-698-2501

事業名	取組み内容
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護	○認知症の要支援者・要介護者がグループホームに入居し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

[実績値と計画値]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	(人/月)	34	34	34	36	38	39	39	44	55
予防給付	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	グループホーム 敬寿荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-697-9002
2	グループホーム太陽荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 28 番地2	019-697-9400

事業名	取組み内容
地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	○地域密着型介護老人福祉施設は、定員 29 人以下の特別養護老人ホームで、入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理などのサービスを提供する施設です。

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(人/月)	29	29	29	30	30	30	30	35	44

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人福祉施設 悠和荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地 312	019-698-1661

事業名	取組み内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と 24 時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

事業名	取組み内容
夜間対応型訪問介護	○夜間を含め 24 時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護サービスを提供します。

事業名	取組み内容
地域密着型特定施設入居者生活介護	○地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員 29 人以下の有料老人ホームその他の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び機能訓練などを行うサービスです。

事業名	取組み内容
看護小規模多機能型居宅介護	○要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ提供する複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に提供するサービスです。

2 施設サービスの充実

後期高齢者の増加により要介護高齢者の増加及び要介護度の重い高齢者の増加が見込まれます。そのため、在宅での生活が困難な要介護高齢者に対して、施設においてより良いサービスの提供ができるように施設サービスの質の確保（人材や環境づくり）の支援を図ります。

（1）施設サービス

事業名	取組み内容
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	○介護老人福祉施設は、特別養護老人ホームのことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。

[実績値と計画値]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	(人/月)	106	107	108	102	126	138	138	138	138

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム志和荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割 100 番地	019-697-6355
2	特別養護老人ホームシェーンハイム爽	028-3606	矢巾町土橋第11地割35番地1	019-656-9770

事業名	取組み内容
介護老人保健施設	○在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護者を対象としています。

[実績値と計画値]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	(人/月)	127	127	120	121	121	121	121	144	185

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人保健施設敬愛荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地 181	019-697-3288

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
2	介護老人保健施設 シェーンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋第 11 地割 35 番地1	019-697-0066
3	介護老人保健施設博愛荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-2015

事業名	取組み内容
介護医療院	<p>○介護療養型医療施設の廃止による転換先として新たに創設された施設です。</p> <p>○今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。</p>

[実績値と計画値]

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	(人/月)	0	0	0	0	1	1	1	1	1

3 制度のより良い運用と利用支援の充実

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が必要とするサービスを過不足なく、事業者が適切に提供するように促します。また、これらの取組みにより適切なサービスの確保と適正な介護給付を行うことで、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度運営に努めます。

また、介護が必要となった場合に適切なサービスを利用するためには、介護保険制度やサービス事業者の情報などが提供されることが重要であるため、関係機関等と連携して情報の周知を図ります。

(1) 介護給付費及び要介護認定の適正化

■介護給付費適正化事業（介護給付費適正化計画）	
取組み内容	<p>○認定調査状況のチェックや住宅改修等の点検による、不適切な給付を削減することにより、介護保険料の増大の抑制を図ります。</p> <p>○利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高めます。</p> <p>○「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、「ケアプランの点検」、「要介護認定の適正化」、「縦覧点検・医療情報との突合」の3事業について取組みと目標を設定します。</p> <p>＜これまでの実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン点検：実施 ・住宅改修の点検：全件点検 ・福祉用具購入調査：全件点検 ・福祉用具貸与調査：全件点検 ・要介護認定の適正化：全件点検 ・医療情報との突合・縦覧点検：全件点検
令和6～8年度 に取り組む目標	<p>●主要3事業の取組みを継続し、適切な給付を徹底し、公平、公正な運営を行います。</p>

■ケアプラン点検

目標	令和6年度	ケアプラン点検	実施
		住宅改修の点検	全件点検
		福祉用具購入調査	全件点検
		福祉用具貸与調査	全件点検
	令和7年度	ケアプラン点検	実施
		住宅改修の点検	全件点検
		福祉用具購入調査	全件点検
		福祉用具貸与調査	全件点検
	令和8年度	ケアプラン点検	実施
		住宅改修の点検	全件点検
		福祉用具購入調査	全件点検
		福祉用具貸与調査	全件点検

■要介護認定の適正化

目標	令和6年度	全件点検
	令和7年度	全件点検
	令和8年度	全件点検

■医療情報との突合・縦覧点検

目標	令和6年度	全件点検
	令和7年度	全件点検
	令和8年度	全件点検

(2) 利用者支援の充実

■低所得者への配慮	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。
■苦情処理体制の整備	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。 ○県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制を整備します。
■情報提供の充実	
取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスガイドやホームページの内容を充実し、これらを活用した広報活動のほか、介護情報の公表制度など、利用者のサービス選択制度の周知や事業者情報の提供に努めます。 ○各種会合や研修会への講師派遣など、様々な機会を捉えて、制度の周知を図ります。

4 人材の確保及び業務の効率化の推進(重点)

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取組みが重要です。少子高齢化が進展し、介護人材の確保が一段と厳しくなることが想定されるため、職場環境の改善等の取組みを通じ、職員の負担軽減を図るとともに、ケアの充実等の介護サービスの質の向上へつなげていくなどの生産性の向上の推進に取り組んでいく必要があります。

町では、介護サービス事業所や介護保険施設等で働く人材の不足が表面化していることから、必要な介護人材の確保のため、令和7年やその先の生産年齢人口の減少の加速等を見据えつつ、今後も介護人材を安定的に確保するための取組みや継続的に就労できる環境の整備に努めます。

また、介護人材の定着や負担軽減を踏まえ、各種申請における事務負担の軽減や介護ロボットやICTの活用など業務の効率化に関する事業等について周知します。

(1) 介護人材の確保及び資質の向上

■介護人材の確保・育成に関する関係機関事業の周知	
取組み内容	○岩手県の「外国人介護人材受入支援事業」や「介護人材資質向上支援事業」など介護人材の確保・育成に関する事業等の周知を行います。 ○岩手県福祉人材センターにおける人材確保・介護現場のイメージアップに関する事業等の周知を行います。
■介護人材確保・育成に関する支援事業の実施	
取組み内容	○事業所へのアンケートを通じ、介護施設の人員体制について把握に努めています。
令和6～8年度に取り組む目標	●事業所の人員体制とそれに伴う運営状況の調査や情報共有を行いながら、職員の働き方(職場環境・ワークライフバランス等)についても事業所と状況を共有し町内介護施設に就労する人員の確保につながる対策を検討します。

(2) 介護現場における業務の効率化

■業務の効率化に関する周知	
取組み内容	<p>○連携ツールを活用している地域の活用状況について、視察し検討を行いました。</p> <p>○県より情報提供のあった補助金について周知し、紫波郡地域包括ケア推進支援センターにおいて、介護職員のICT活用（ZOOM）の研修会を継続して実施しています。</p>
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●情報発信等を通じ、医療と介護の支援者がICTを活用した情報連携を行うことができる環境づくりに努めます。</p>

■各種申請等に係る事務負担軽減	
取組み内容	<p>○各種申請等に係る事務負担軽減を図るため、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化に努めます。</p> <p>○第8期には一部押印廃止など申請様式の変更を行いました。またメールでの申請にも対応しています。</p>
令和6～8年度に取り組む目標	<p>●国の電子申請システムに対応できるよう整備を進めます。</p> <p>●申請等の書類様式は、国が示す標準様式を活用できるように整備します。</p>

第5章 介護保険事業費と介護保険料の見込み

- 1 介護保険料の算定手順
- 2 高齢者人口の推計
- 3 要介護認定者数の推計
- 4 介護サービスの見込み
- 5 第1号被保険者の保険料基準額の算定

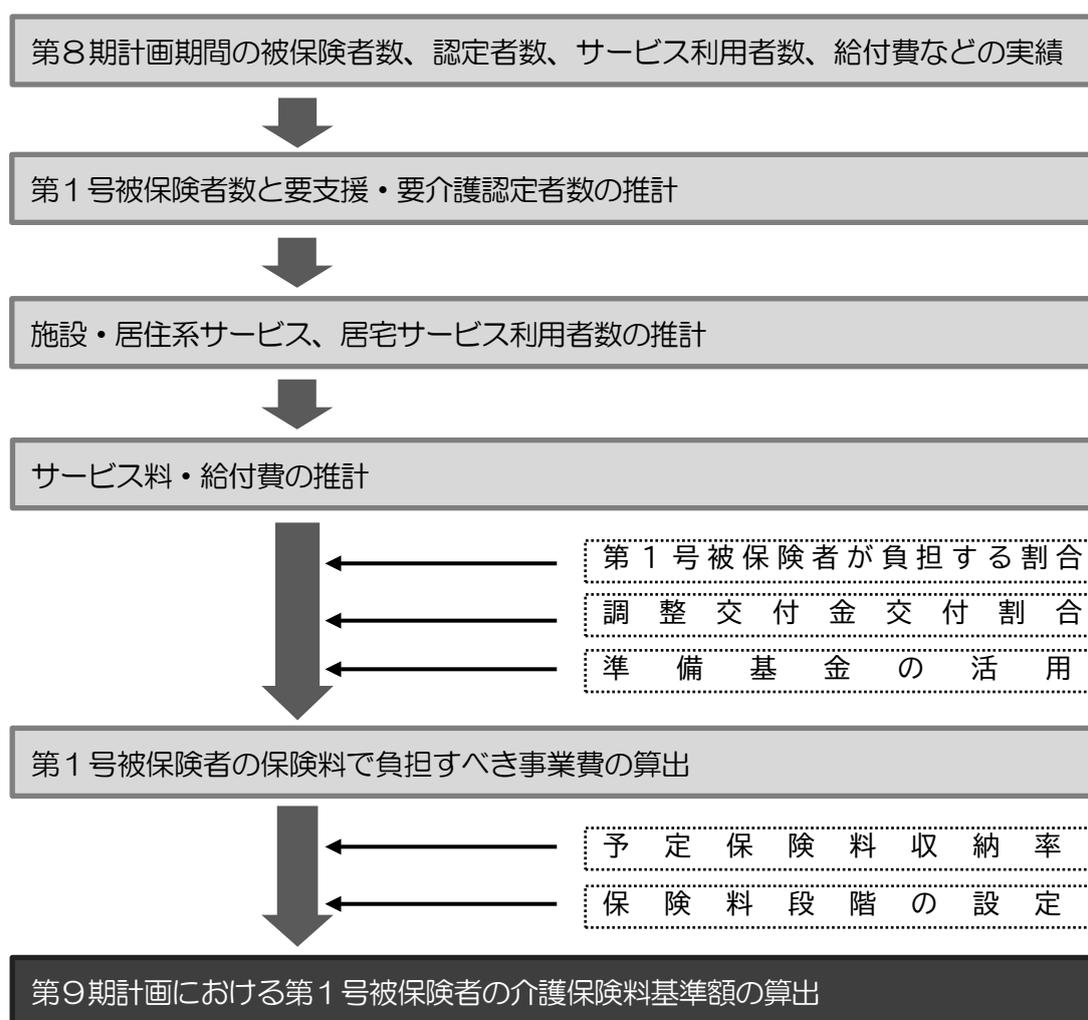
1 介護保険料の算定手順

第9期介護保険事業計画における介護保険料は、厚生労働省が管理する『地域包括ケア「見える化」システム』に基づき算出しています。

この『地域包括ケア「見える化」システム』は、都道府県と市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・執行を総合的に支援するための情報システムです。

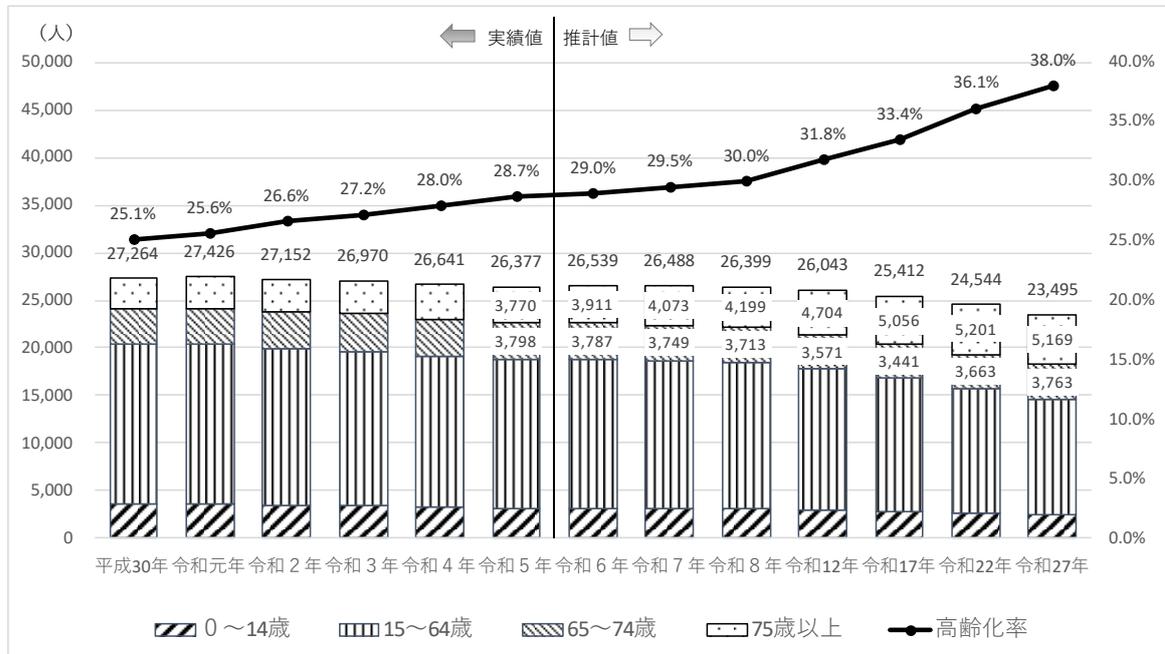
介護保険に関連する情報のほかに、地域包括ケアシステムの深化・推進に関する様々な情報が当該システムに一元化され、介護保険料の算定も当該システムの機能として実装されています。

■介護保険料算定手順フロー図



2 高齢者人口の推計

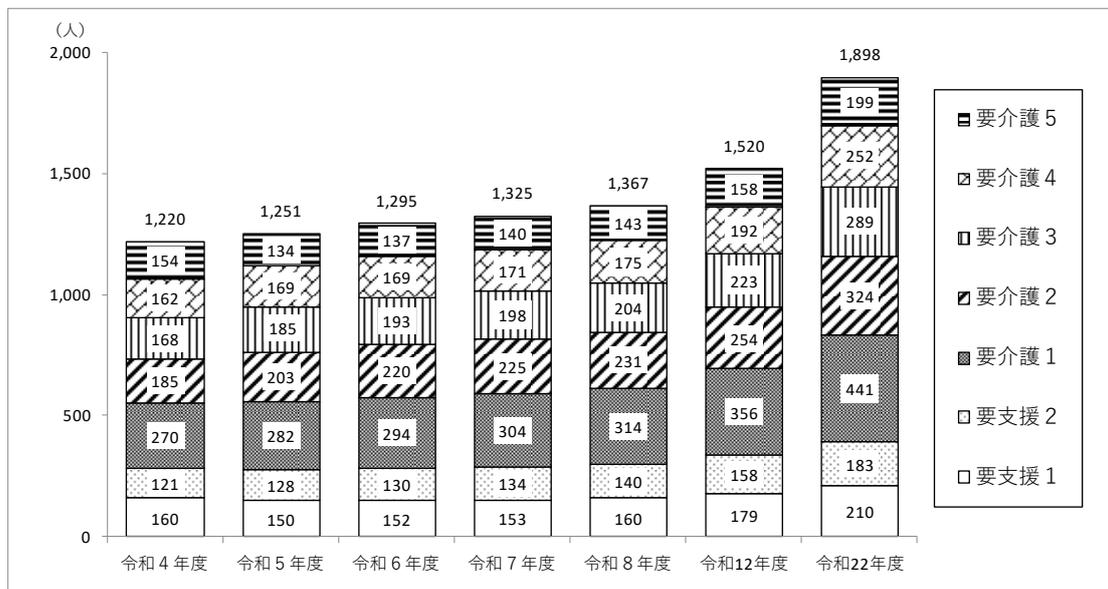
町の高齢者人口（65歳以上）は、令和5年度の7,568人から令和8年度には7,912人へと増加し、高齢化率は令和5年度の28.7%から令和8年度には30.0%へ増加すると見込まれます。



資料：令和5年度までは住民基本台帳、令和6年度以降は国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を令和5年10月のデータで補正。

3 要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は、増加傾向にあり、令和6年度1,295人から令和8年度1,367人へとわずかに増加することが見込まれます。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

4 介護サービスの見込み

(1) 居宅サービス

居宅サービスの量の推計にあたっては、国が提供している「見える化」システムを活用し、令和6年度から令和8年度にかけての認定率や利用率の伸び及び政策的な判断を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

介護サービス			計画期間				
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
1	訪問介護	給付費	235,817	238,991	241,865	250,544	354,872
2	訪問入浴介護	給付費	10,613	10,627	10,627	11,094	16,174
3	訪問看護	給付費	40,467	41,648	42,444	45,101	62,017
4	訪問リハビリテーション	給付費	29,478	29,903	30,580	32,302	43,721
5	居宅療養管理指導	給付費	13,419	13,556	13,697	14,493	20,178
6	通所介護	給付費	269,722	274,581	284,795	313,159	409,994
7	通所リハビリテーション	給付費	67,875	70,840	73,026	79,687	103,350
8	短期入所生活介護	給付費	65,730	66,432	68,745	74,095	101,619
9	短期入所療養介護 (老健)	給付費	13,928	15,550	15,550	16,813	21,189
10	短期入所療養介護 (病院)	給付費	0	0	0	0	0
11	介護予防短期入所 療養介護(介護医 療院)	給付費	0	0	0	0	0
12	福祉用具貸与	給付費	54,433	54,196	56,542	62,576	84,800
13	特定福祉用具販売	給付費	1,911	1,911	1,911	2,176	3,555
14	住宅改修費	給付費	1,936	1,936	1,936	1,936	2,879
15	特定施設入居者 生活介護	給付費	19,449	19,474	19,474	24,451	28,708
16	居宅介護支援	給付費	103,241	104,779	108,768	119,921	157,609

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)

介護予防サービス			計画期間				
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
1	介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
2	介護予防訪問看護	給付費	4,428	4,433	4,789	5,422	6,333
3	介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	8,275	8,657	9,028	10,017	11,748
4	介護予防 居宅療養管理指導	給付費	488	489	489	489	669
5	介護予防通所 リハビリテーション	給付費	14,989	15,522	16,035	18,375	21,228
6	介護予防 短期入所生活介護	給付費	1,049	1,050	1,050	1,050	1,576
7	介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費	0	0	0	0	0
8	介護予防短期入所 療養介護(病院)	給付費	0	0	0	0	0
9	介護予防短期入所 療養介護(介護医 療院)	給付費	0	0	0	0	0
10	介護予防 福祉用具貸与	給付費	6,381	6,590	6,872	7,644	8,903
11	特定介護予防 福祉用具購入	給付費	1,393	1,393	1,393	1,709	1,709
12	介護予防住宅改修	給付費	1,919	1,919	1,919	1,919	1,919
13	介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
14	介護予防支援	給付費	7,058	7,231	7,510	8,454	9,792

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)

(2) 地域密着型サービス

居宅サービスの量の推計にあたっては、国が提供している「見える化」システムを活用し、令和6年度から令和8年度にかけての認定率や利用率の伸び及び政策的な判断を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

地域密着型介護予防サービス			計画期間			令和 12年度	令和 22年度
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
1	介護予防認知症 対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0
2	介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費	1,569	1,571	1,571	1,571	1,571
3	介護予防認知症 対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0

地域密着型サービス			計画期間			令和 12年度	令和 22年度
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
1	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	0	0	0	0	0
2	夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0	0
3	地域密着型通所介護	給付費	84,054	86,281	89,535	95,557	124,365
4	認知症対応型 通所介護	給付費	32,310	34,770	35,787	38,206	50,987
5	小規模多機能型 居宅介護	給付費	21,736	21,764	25,691	25,691	35,491
6	認知症対応型 共同生活介護	給付費	123,408	126,730	126,730	142,990	178,877
7	地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
8	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	給付費	113,200	113,343	113,343	132,238	166,093
9	看護小規模多機能型 居宅介護	給付費	0	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)

(3) 施設サービス

施設サービスの量の推計にあたっては、町内施設の整備量や施設の利用状況を勘案し見込んでいます。

施設サービス			計画期間				
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
1	介護老人福祉施設	給付費	441,965	484,287	484,287	484,287	484,287
2	介護老人保健施設	給付費	439,763	440,319	440,319	521,136	671,246
3	介護医療院	給付費	4,709	4,715	4,715	4,715	4,715

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)

(4) 介護給付費等の見込み

① 標準給付費見込額等

居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの総給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額等を加え、標準給付費見込額を算出し、保険料収納必要額を算出しました。

	第9期				令和12年度	令和22年度
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
標準給付費見込額 (A)	7,311,017,781	2,375,647,181	2,447,726,287	2,487,644,313	2,710,214,121	3,386,692,178
総給付費 (財政影響額調整後)	6,883,224,000	2,236,713,000	2,305,488,000	2,341,023,000	2,549,818,000	3,187,459,000
総給付費	6,883,224,000	2,236,713,000	2,305,488,000	2,341,023,000	2,549,818,000	3,187,459,000
利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	0	0	0	0	0	0
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	242,448,152	78,738,742	80,612,690	83,096,720	90,689,919	112,648,878
特定入所者介護サービス費等給付額	238,869,208	77,642,686	79,390,083	81,836,439	90,689,919	112,648,878
制度改正に伴う財政影響額	3,578,944	1,096,056	1,222,607	1,260,281	0	0
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	160,459,688	52,106,461	53,354,570	54,998,657	59,914,836	74,422,154
高額介護サービス費等給付額	157,810,369	51,295,104	52,449,533	54,065,732	59,914,836	74,422,154
高額介護サービス費等財政影響額	2,649,319	811,357	905,037	932,925	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	19,012,866	6,179,993	6,319,077	6,513,796	7,218,491	8,966,321
算定対象審査支払手数料	5,873,075	1,908,985	1,951,950	2,012,140	2,572,875	3,195,825
審査支払手数料一件あたり単価		65	65	65	75	75
審査支払手数料支払件数	90,355	29,369	30,030	30,956	34,305	42,611
審査支払手数料差引額 (K)	0	0	0	0	0	0
地域支援事業費 (B)	344,432,722	113,151,893	114,974,556	116,306,273	135,775,712	141,030,953
介護予防・日常生活支援総合事業費	160,754,374	52,810,492	53,661,170	54,282,712	67,298,699	69,757,862
包括的支援事業及び任意事業費	105,257,235	34,578,758	35,135,755	35,542,722	39,278,013	42,074,091
包括的支援事業 (社会保障充実分)	78,421,113	25,762,643	26,177,631	26,480,839	29,199,000	29,199,000
第1号被保険者負担分相当額 (D)	1,760,753,616	572,423,787	589,421,194	598,908,635	683,037,560	917,208,014
調整交付金相当額 (E)	373,588,608	121,422,884	125,069,373	127,096,351	138,875,641	172,822,502
調整交付金見込額 (I)	130,739,000	48,812,000	42,273,000	39,654,000	41,663,000	180,427,000
調整率		1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000
特別調整交付金の交付見込額		0	0	0	0	0
調整交付金見込交付割合 (H)		2.01%	1.69%	1.56%	1.50%	5.22%
後期高齢者加入割合補正係数 (F)		1.0788	1.0915	1.0978	1.0945	0.9470
所得段階別加入割合補正係数 (G)		1.0474	1.0479	1.0470	1.0470	1.0470
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0				0	0
保険料収納必要額 (L)	1,953,603,223				780,250,201	909,603,516
予定保険料収納率	99.00%				99.00%	99.00%

資料：地域包括ケア「見える化」システム

② 介護給付費準備基金取崩額

毎年度の介護保険特別会計の剰余金は、介護給付費準備基金に積み立てしており、令和5年度末残高見込みは、約9千万円になる見込みです。第9期期間中には、これを取り崩し、保険料の軽減に充てます。

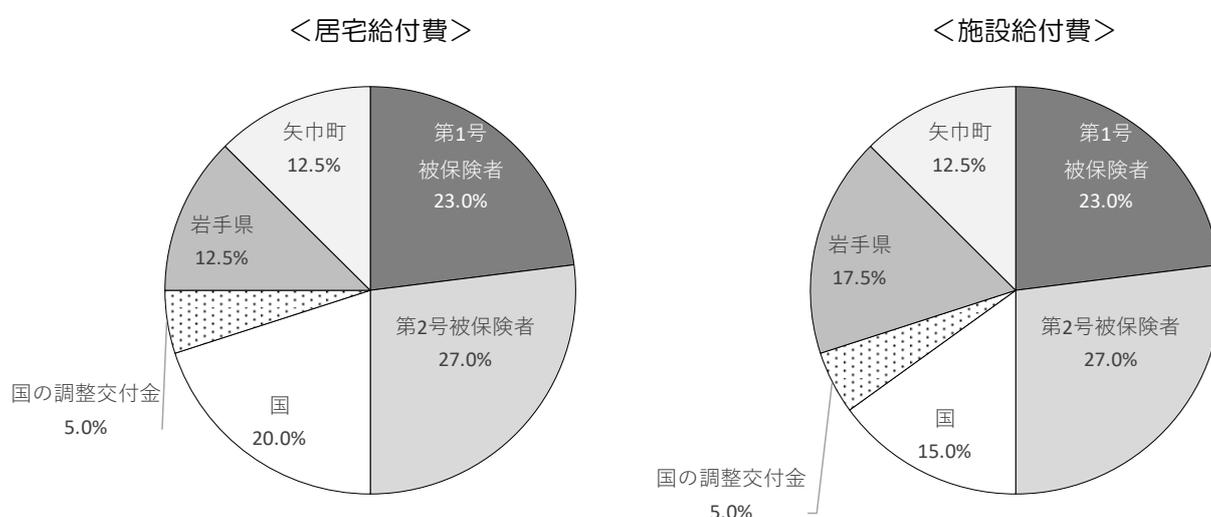
	第9期	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額（月額）	6,700	7,580	8,128	8,248
準備基金取崩額の影響額	171	0	0	0
準備基金の残高（前年度末の見込額）	90,164,440	0	0	0
準備基金取崩額	50,000,000	0	0	0
準備基金取崩割合	55.5%	0.0%	0.0%	0.0%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0000%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0	0	0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0
保険料基準額の伸び率（％）（対8期保険料）	3.1%	16.6%	25.0%	26.9%

5 第1号被保険者の保険料基準額の算定

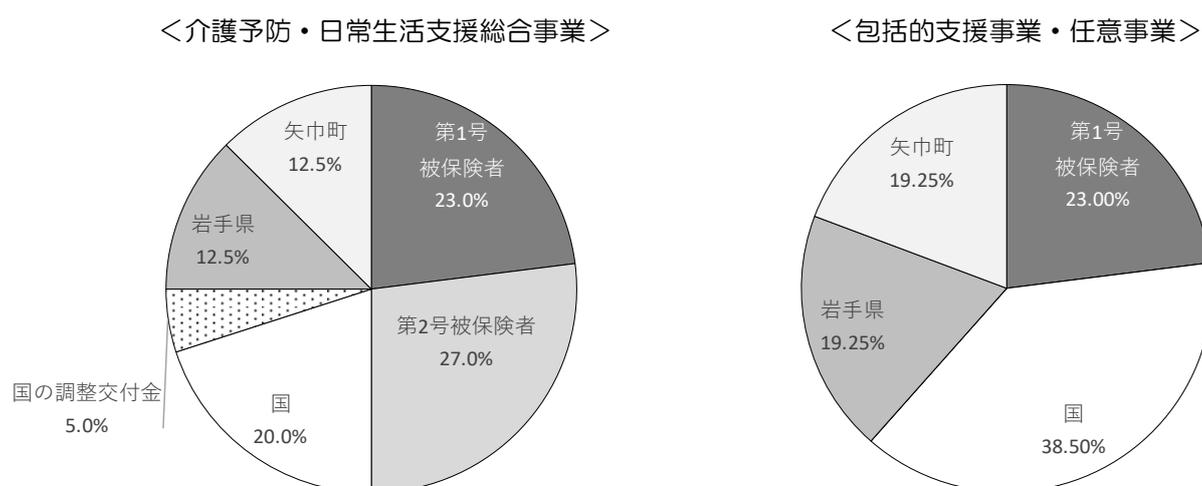
(1) 介護保険財源の負担割合

介護（予防）給付及び地域支援事業の財源については、下の図に示すとおり一部を除いて保険料と公費の割合が50：50となっています。また、保険料の内訳は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

【介護保険給付の財源構成】



【地域支援事業の財源構成】



(2) 介護保険料基準額の算定

上記の保険料収納必要額をもとに、保険料収納率や第1号被保険者数を勘案し算定すると、第9期計画期間の第1号被保険者1人当たりの保険料基準月額は、現時点での試算額で6,700円となります。

第9期介護保険料は、後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者数や在宅・居住系・施設サービスの利用者数が増加するため、保険料が上昇する見込みですが、最終的には、介護報酬改定の影響や介護給付費準備基金の取り崩しを踏まえて決定します。

■保険料基準額（月額）の算定

①標準給付見込額		7,311,017,781円
②地域支援事業費		344,432,722円
③第1号被保険者負担分相当額	$(①+②) \times 23\%$	1,760,753,616円
④調整交付金相当額		373,588,608円
⑤調整交付金見込額		130,739,000円
⑥準備基金取崩額		50,000,000円
⑦保険料収納必要額	$③+④-⑤-⑥$	1,953,603,223円
⑧予定保険料収納率		99.00%
⑨所得段階加入割合補正後被保険者数		24,545人
⑩保険料(年額)	$⑦ \div ⑧ \div ⑨$	80,395円
⑪保険料基準額(月額)	$⑩ \div 12$	6,700円

(3) 所得段階別保険料の設定

第1号被保険者の保険料は、被保険者それぞれが該当する所得段階に応じて、保険料基準月額に所定の割合（以下「保険料率」という。）を乗じて算出します。

所得段階については、本町でも国の標準段階に合わせて13段階としています。

段階	住民税	対象者	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	非課税世帯	○生活保護の受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ 老齢福祉年金受給者 ○前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下	0.455 (0.285)	36,500円 (22,900円)
第2段階	非課税世帯	○前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下	0.685 (0.485)	55,000円 (38,900円)
第3段階	非課税世帯	○前年の合計所得と課税年金収入の合計が120万円超	0.69 (0.685)	55,400円 (55,000円)
第4段階	課税世帯	○前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下で住民税非課税	0.90	72,300円
第5段階	課税世帯	○前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円超で住民税非課税	1.00	80,400円
第6段階	本人課税	○住民税課税で前年の合計所得が120万円未満	1.20	96,400円
第7段階	本人課税	○住民税課税で前年の合計所得が120万円以上210万円未満	1.30	104,500円
第8段階	本人課税	○住民税課税で前年の合計所得が210万円以上320万円未満	1.50	120,600円
第9段階	本人課税	○住民税課税で前年の合計所得が320万円以上420万円未満	1.70	136,600円
第10段階	本人課税	○住民税課税で前年の合計所得が420万円以上520万円未満	1.90	152,700円
第11段階	本人課税	○住民税課税で前年の合計所得が520万円以上620万円未満	2.10	168,800円
第12段階	本人課税	○住民税課税で前年の合計所得が620万円以上720万円未満	2.30	184,900円
第13段階	本人課税	○住民税課税で前年の合計所得が720万円以上	2.40	192,900円

※保険料率・保険料について、()内は公費により負担軽減された後の数値となります。

●保険料年額＝基準月額（6,700円）×保険料率×12月（100円未満切り捨て）

第6章 計画の推進、評価、見直し

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の運用に関する PDCA サイクルの推進

1 計画の推進体制

(1) 総合的な推進体制の整備

本計画で示した様々な施策の推進にあたっては、庁内関係課が幅広く連携を取る必要があります。

また、高齢者とその家族等の多様なニーズに適切に対応し、健康づくりと地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化する必要があります。

このため、庁内横断的な連携を図るとともに、国及び県との連携を深めながら、総合的な推進体制の整備を進めます。

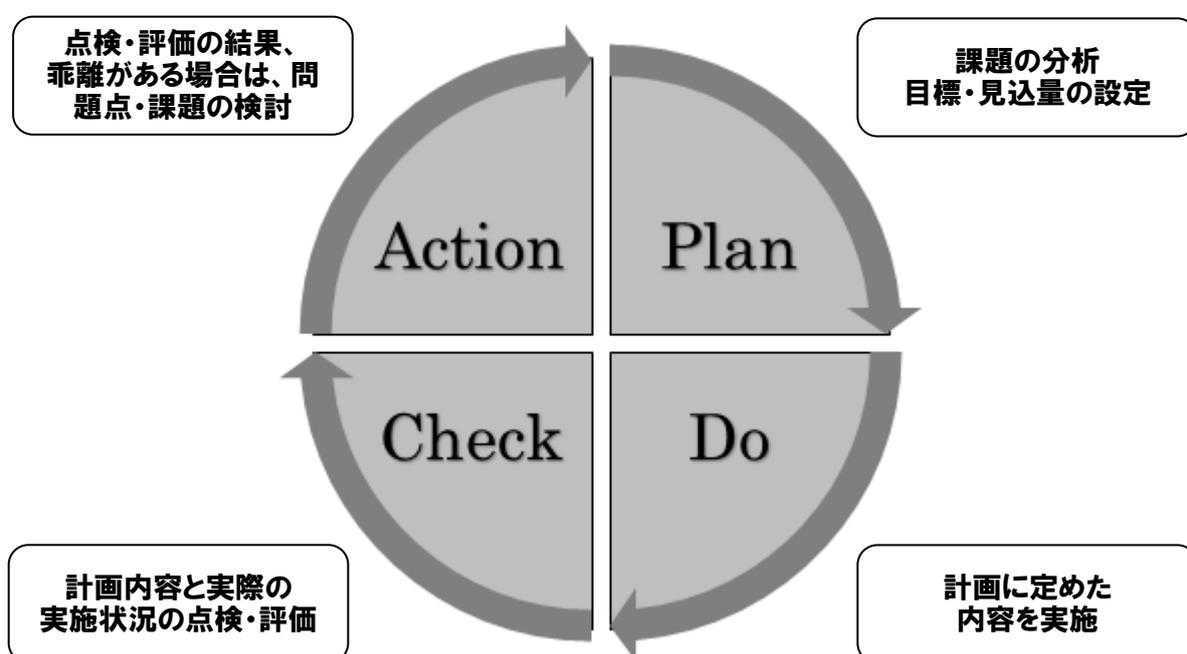
(2) 地域の主体的な取組みの支援

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPO等を支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

また、本計画の推進にあたっては、あらゆる町民が参画する福祉活動等の取組みも必要であるため、地域の特性を活かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進していくとともに、住民による主体的な取組みが活性化するよう、町民との協力関係を築いていきます。

2 計画の運用に関する PDCA サイクルの推進

本計画の進行管理については、年度ごとに本計画で示した施策の実施状況の把握・検証や、施策の方向性と数値目標の達成状況についての分析・評価を行います。また、そうした評価を踏まえて明らかとなった課題については、その対応策を検討するほか、必要に応じて次期計画に反映するなど、必要な措置を講じます。



資料編

[事業所一覧]

(1) 居宅サービス

■訪問介護

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	ケナフヘルパーステーション	028-3603	矢巾町西徳田第5地割 200 番地 12	019-698-3075
2	ニチイケアセンター矢巾	028-3615	矢巾町南矢幅第 12 地割 237 番地1	019-698-1266
3	ヘルパーステーション鶴亀	028-3601	矢巾町高田第 15 地割 28 番地 14	019-697-0804
4	ヘルパーステーションなでしこ	028-3615	矢巾町南矢幅第8地割 111 番地6	019-613-4950
5	ヘルパーステーションにぎ和い	028-3601	矢巾町高田第 13 地割 224 番地4	019-658-8801
6	ヘルパーステーションやはば	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-1385
7	訪問介護事業所 あんどけあ	028-3614	矢巾町又兵工新田第3地割200番地14	070-1358-9374

■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	訪問入浴介護やはば	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-1385

■訪問看護・介護予防訪問看護

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	訪問看護ステーションやはば	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-1388
2	訪問看護ステーション結いの手	028-3609	矢巾町医大通2丁目7番7号 cocoテラスY2階	019-613-4493
3	訪問看護ステーションにぎ和い	028-3601	矢巾町高田第13地割224番地4	019-658-8801
4	訪問看護ステーション南昌	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地181	019-697-5211

■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 シェーンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋第 11 地割 35 番地 1	019-697-0066
2	訪問リハビリテーションこずかた	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-611-1380

■通所介護

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	生活介護センター「いちご園」	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 339 番地	019-698-2840
2	デイサービス とくたんの郷	028-3614	矢巾町又兵工新田第7地割 212 番地1	019-611-1711
3	ニチケアセンター矢巾	028-3615	矢巾町南矢幅第 12 地割 237 番地1	019-698-1266
4	老人デイサービスセンター「百万石」	028-3627	矢巾町和味第2地割 106 番地5	019-698-3337
5	老人デイサービスセンター 「百万石」矢巾口	028-3603	矢巾町西徳田第5地割 200 番地 12	019-698-3070
6	老人デイサービスセンター 「百万石」矢幅駅西口	028-3615	矢巾町南矢幅第6地割 606 番地	019-611-2239

■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 博愛荘通所リハビリテーション	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-697-1526
2	介護老人保健施設 シェーンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋第 11 地割 35 番地 1	019-697-0066

■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	ショートステイやはば	028-3614	矢巾町又兵工新田5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-2015
2	悠和荘短期入所生活介護事業	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地 312	019-698-1661

■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人保健施設 シェーンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋第 11 地割 35 番地1	019-697-0066
2	介護老人保健施設敬愛荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地181	019-697-3288
3	介護老人保健施設博愛荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-2015

■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	株式会社かんきょう 盛岡支店	020-0891	矢巾町流通センター南三丁目5番1号	019-681-0788
2	株式会社サンメディカル	020-0891	矢巾町流通センター南一丁目7番8号	019-614-2131

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
3	フランスベッド株式会社 メディカル盛岡営業所	028-3621	矢巾町広宮沢第 11 地割 501 番地 11	019-639-2777

■特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	株式会社かんきょう 盛岡支店	020-0891	矢巾町流通センター南三丁目5番1号	019-681-0788
2	株式会社サンメディカル	020-0891	矢巾町流通センター南一丁目7番8号	019-614-2131
3	フランスベッド株式会社 メディカル盛岡営業所	028-3621	矢巾町広宮沢第 11 地割 501 番地 11	019-639-2777

■居宅介護支援・介護予防支援

【居宅介護支援】

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	こん総合福祉相談所	028-3601	矢巾町高田第 12 地割 42 番地	019-681-0190
2	シェーンハイムやはば 居宅介護支援事業所	028-3606	矢巾町土橋 11 地割 35 番地1	019-697-0086
3	ニチイケアセンター矢巾	028-3615	矢巾町南矢幅第 12 地割 237 番地 1	019-698-1266
4	矢巾町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	028-3615	矢巾町南矢幅第 13 地割 123 番地	019-697-6564
5	矢巾町南在宅介護支援センター	028-3617	矢巾町太田第 17 地割 13 番地1	019-697-1774
6	こずかたケアプランセンター	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-613-7603
7	居宅介護支援事業所高原の駅	020-0891	矢巾町流通センター南四丁目8番 20 号	019-658-9091

【介護予防支援】

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	矢巾町地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-611-2855

(2) 地域密着型サービス

■地域密着型通所介護

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	GENKI NEXT 岩手矢巾	028-3603	矢巾町西徳田第6地割 153 番地2	019-601-5923
2	通所介護事業所 つりがねの郷	028-3623	矢巾町煙山第1地割4番地2	019-697-5147
3	デイサービス高原列車	020-0891	矢巾町流通センター南四丁目8番 20号	019-658-9091
4	矢巾町南デイサービスセンター	028-3617	矢巾町太田 第17 地割 13 番地1	019-697-1613
5	和音デイサービス矢巾	028-3603	矢巾町西徳田第5地割 86 番地6	019-613-8080

■認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	デイサービスつむぎ	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-2015

■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	小規模多機能型 居宅介護事業所 むつき	028-3617	矢巾町太田第 17 地割 13 番地1	019-698-2501

■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	グループホーム 敬寿荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-697-9002
2	グループホーム太陽荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割28番地2	019-697-9400

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人福祉施設 悠和荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地 312	019-698-1661

(3) 施設サービス

■介護老人福祉施設

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム志和荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割 100 番地	019-697-6355
2	特別養護老人ホームシェーンハイム爽	028-3606	矢巾町土橋第11地割35番地1	019-656-9770

■介護老人保健施設

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人保健施設敬愛荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地181	019-697-3288
2	介護老人保健施設 シェーンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋第 11 地割 35 番地1	019-697-0066
3	介護老人保健施設博愛荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-2015

町介護保険事業計画等検討委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	種別	氏名	備考
会長	学識経験者	實方 由佳	岩手県立大学 社会福祉学部 准教授
副会長	知識経験者	木村 宗孝	紫波郡医師会 会長
委員	知識経験者	長沼 浩	矢巾町ケアマネ連絡会 会長
委員	知識経験者	昆 江利子	矢巾町おれんじボランティア 会長
委員	知識経験者	菅原 覚	介護保険運営協議会委員 (被保険者)
委員	知識経験者	阿部 剛隆	介護保険運営協議会会長職務代理 (被保険者)
委員	知識経験者	山崎 浩美	介護保険運営協議会委員 (被保険者)
委員	知識経験者	藤原 義一	介護保険運営協議会委員 (事業者・矢巾町社会福祉協議会会長)
委員	知識経験者	村松 隆夫	介護保険運営協議会会長 (事業者・志和荘施設長)
委員	知識経験者	遠藤 和也	介護保険運営協議会委員 (事業者・合同会社高原列車代表)
委員	知識経験者	小笠原栄利子	介護保険運営協議会委員 (知識経験者)
委員	知識経験者	西澤 仁美	介護保険運営協議会委員 (知識経験者)
委員	知識経験者	山本加代子	介護保険運営協議会委員 (知識経験者)
委員	一般公募町民	安藤 宏道	

矢巾町高齢者福祉計画
第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

発行年月：令和6年3月

発行：矢巾町

編集：矢巾町健康長寿課

住所：〒028-3692

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

T E L : 019-697-2111 (代表)

F A X : 019-697-3700